

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報

ジェンダー研究

Journal of Gender Studies

第13号

(通巻30号)

各論文をクリックすると、内容をご覧になれます。

■論文

フィリピン人移住家事労働者の帰還と再統合をめぐる政治 越智 方美 1

市場経済化前夜の中国における「貯水池」としての女性
——80年代婦女聯の活動に見るジェンダー体制の再編—— 大橋 史恵 15人身取引研究の展開と課題
——受け入れ国日本における人身取引研究のために—— 大野 聖良 29

■研究ノート

「女から女への性転換」
——『聖オーランの受肉』における「テクノ・サブジェクト」の考察—— 小畑 文 45

■研究プロジェクト活動報告

研究プロジェクト「新自由主義の展開と女性政策の変遷」について 足立真理子・館 かおる 57
申 琪榮・大橋 史恵

東アジアにおけるジェンダー予算導入の現状 村松 安子 59

Institutionalizing Gender Budgeting: The Experience of Korea Young-Ock Kim 63

■講演会記録

キュリー家の流れを汲む日本の女性研究者 湯浅年子 エレーヌ・ランジュバン=ジョリオ 67
高野 勢子訳

解題 館 かおる 75

■書評

関民子著 『只野真葛』 柳谷 慶子 77

森田雅子著 『貞奴物語——禁じられた演劇——』 新實 五穂 81

ティアナ・ノーグレン著 岩本美砂子監訳
塚原久美、日比野由利、猪瀬優理訳 『中絶と避妊の政治学——戦後日本のリプロダクション政策——』 澤田 佳世 85

■ジェンダー研究センター彙報 89

■編集方針・投稿規程 99

■編集後記 101

2010年3月

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター

ジェンダー研究

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報

第13号(通巻30号)2010年

目次

■論文

フィリピン人移住家事労働者の帰還と再統合をめぐる政治 越智 方美 1

市場経済化前夜の中国における「貯水池」としての女性
——80年代婦女聯の活動に見るジェンダー体制の再編—— 大橋 史恵 15

人身取引研究の展開と課題
——受け入れ国日本における人身取引研究のために—— 大野 聖良 29

■研究ノート

「女から女への性転換」
——『聖オーランの受肉』における「テクノ・サブジェクト」の考察—— 小畑 文 45

■研究プロジェクト活動報告

研究プロジェクト「新自由主義の展開と女性政策の変遷」について 足立真理子・館 かおる 57
申 琪榮・大橋 史恵

東アジアにおけるジェンダー予算導入の現状 村松 安子 59

Institutionalizing Gender Budgeting: The Experience of Korea Young-Ock Kim 63

■講演会記録

キュリー家の流れを汲む日本の女性研究者 湯浅年子 エレーヌ・ランジュバン=ジョリオ 67
高野 勢子訳

解題 館 かおる 75

■書評

関民子著 柳谷 慶子 77
『只野真葛』

森田雅子著 新實 五穂 81
『貞奴物語——禁じられた演劇——』

ティアナ・ノーグレン著 岩本美砂子監訳 澤田 佳世 85
塚原久美、日比野由利、猪瀬優理訳
『中絶と避妊の政治学——戦後日本のリプロダクション政策——』

■ジェンダー研究センター彙報 89

■編集方針・投稿規程 99

■編集後記 101

Journal of Gender Studies

Ochanomizu University

No. 13 2010
(Total of 30 Issues)

Contents

■ Articles

- Gender Politics of Return and Reintegration among Filipina Migrant Domestic Workers OCHI Masami 1
- Women as the Reservoir: Women's Federation during the Shift of Gender Regime in Post-Mao China OHASHI Fumie 15
- Development of Human Trafficking Research and Issues: For the Human Trafficking Studies in the Context of Japan as Receiving Country ONO Sera 29

■ Research Report

- "Woman-to-Woman Transexualism" : Notes on "Techno-Subject" in *The Reincarnation of Saint Orlan* OBATA Aya 45

■ Research Project

- The Transformation of Gender Equality Policies in the Era of Neo-liberal Globalization ADACHI Mariko, TACHI Kaoru, SHIN Ki-Young, OHASHI Fumie 57
- Present Situation of Introduction of Gender Budget in East Asia Yasuko Muramatsu 59
- Institutionalizing Gender Budgeting: The Experience of Korea Young-Ock KIM 63

■ Lecture

- Toshiko Yuasa: Une Chercheuse de la Tradition des Curie Hélène LANGEVIN-JOLIOT Translated by TAKANO Seiko 67
- Commentary TACHI Kaoru 75

■ Book Reviews

- Seki Tamiko *Tadano Makuzu* YANAGIYA Keiko 75
- Morita Masako *Sada yacco Monogatari: Kinjirareta Engeki (Sada Yacco's Story: Theater & Taboo)* NIIMI Iho 79
- Norgren Tiana (translated by Misako Iwamoto et al.) *Chuuzetsu to Hinin no Seijigaku: Sengo Nihon no Reproduction Seisaku (Abortion before Birth Control: The Politics of Reproduction in Postwar Japan)* SAWADA Kayo 83

- Report on Activities of the Institute for Gender Studies, Ochanomizu Univrsity 87

- Editorial Guidline 97

- Editor's Postscript 99

フィリピン人移住家事労働者の帰還と再統合をめぐる政治

越智 方美

This paper discusses the problems faced by women migrants when they return to their place of origin by analyzing a case of Filipina migrant domestic workers who joined a “reintegration program” organized by a non-governmental organization (NGO) in Hong Kong. The return of women migrants is a consequence of various forms of negotiations among four main stakeholders: women migrants themselves, their families in the Philippines, NGOs, and the Philippine government. This paper focuses on the ways which women migrants distribute their economic resources accumulated through migratory labor to their household members. Such distribution is analyzed at two levels: at the “family” level which serves as an apparatus where existing gender ideology functions and the level of “transnational household” which functions to spend income transferred from the migrant women.

Interviews with Filipina domestic workers highlight the differences in forms of return among cooperative savings group members. Factors which affect the degree of women’s involvement to the group include the length of stay overseas, their commitment to achieve life cycle events, and the relationship with their families in the Philippines.

キーワード：帰還、再統合、家事労働者、世帯、フィリピン海外雇用政策

1 問題の所在

フィリピンは1974年に「新労働法 (the New Labor Code)」を採択し、積極的な海外雇用政策を展開しており、年間130万人 (POEA 2007) に達する移住労働者からの送金が国家財政の重要な柱の一つを構成している。とりわけ、世界規模での「移住労働の女性化 (feminization of migration)」という現象が顕著となった80年代半ば以降、送金の担い手としての女性労働者の重要性が増している。「女性化」を牽引してきた労働者の集団が、家事・介護およびサービス産業に代表される再生産労働に従事する移住女性たちであり、家事労働者は、フィリピンの海外雇用政策を象徴する存在となっている。

移住家事労働者は少数の例外を除いて就労先の国で永住権を獲得することは難しい。そのため、いつかはフィリピンに帰還せざるを得ない。しかし現実には国内の雇用機会は限られている。また、雇用主から性的虐待を受けて、心身ともに傷ついて帰還する女性家事労働者も少なくない。本論文の目的は、家族のために働いてきた女性たちが、海外就労の後どのようにフィリピン社会に統合され得るのか、またその過程で生じる交渉、すなわち帰還をめぐるミクロな水準での政治を、香港の非政府組織 (non-

governmental organization 以下、NGO) が実施している「再統合プログラム (reintegration program)」を事例として考察することにある。

筆者は帰還と再統合を以下のようにとらえている。フィリピンでは、移住労働者の「帰国」は建前上、前提とされている。しかし、国内の労働需要が長期間にわたり逼迫している現状では、労働者の「帰国」は実質的には、短期の休暇または次の契約開始までの休息、あるいは一時的な帰還の意味が強く、「帰還」とは区別する必要がある。フィリピン国家は移住労働者の「帰国」を公的には推奨しつつも、実際は国外にとどまることを求めており、彼女たちの帰還は移住労働者に対する矛盾した期待の上に成立している。

以上の点を考慮すると、女性移住労働者は、彼女たちを国外に押し留めておきたいとする、いわば国家の意思に抗って帰還を実現しようとしていることになる。しかし女性移住労働者は自分たちを送り出している国家と、必ずしも直接的に交渉をおこなうわけではない。女性たちが帰還を果たした後戻り先は、彼女たちの家族や地域社会である。NGOや宗教組織が、海外就労のため不在の女性たちの代理として、国家との交渉媒体の役割を果たしている場合もある。帰還を実現する過程において、女性たちはその帰還の時期やあり方に関して一定の利害を有する主体 (アクター) との間で政治性を伴う交渉をおこなうことが必要となる。

女性移住労働者の帰還をめぐる、国家と個人や市民社会組織と地域社会の水準の思惑のずれや制度上の矛盾を端的に表している事例の一つが、フィリピン政府とNGOが90年代末より実施している「再統合プログラム」である。「国際移住機構 (International Organization for Migration: IOM)」の定義によれば、再統合には帰還した移民が出身社会の価値観や道徳観を再度受容する文化的再統合と、経済システムへの編入をしめす経済的再統合、ならびに友人、親族、隣人とのネットワークの創出や協同組合や自助グループを通じた社会的再統合の、三つの異なる側面が存在している (IOM 2004)。フィリピンの場合は、上記に加え国外で働く移住労働者の政治的承認をもとめる政治的再統合の側面をつけ加えることができる。本論文で事例としてとりあげる「再統合プログラム」においても、移住労働者が海外就労に依存せずにフィリピン国内で経済的に自立した生活を送り、かつ出身地域社会に再び溶け込んで暮らすことができることを目指している。

「移住労働の女性化」については豊富な研究蓄積がみられるが、この分野での研究動向はこれまで、就労先で女性移住労働者が直面する問題に焦点をあてたものが主流であった。その中では移住女性たちが、エスニシティ、ジェンダー、外国人という三重の抑圧の下でいかに人権を奪われているかが指摘されてきた (Anderson 2000; Ehrenrich and Hochschild 2002)。フィリピン人家事労働者をめぐる議論では、彼女たちの組織化と対抗運動を研究対象としたものや (Ogaya 2003; Asato 2004; Piper 2005)、グローバル経済に組み込まれた再生産労働の担い手としての存在に焦点をあてたもの (Parreñas 2001) などその問題関心は多岐にわたっている。

一方、女性移民の帰還の問題をジェンダー視点から分析した研究は、前者に比べると質・量ともに少なく、送り出し側の地域社会の変容を論じたもの (Asis 1995) や、フィリピン国内で「再統合プログラム」を推進しているNGOの報告 (Añonuevo and Añonuevo 2002) 等に限られている。こうした先行研究にみられる共通点のひとつに、フィリピンに残された留守家族 (left-out families)、とりわけ子どもたちに及ぼす影響が問題視されてきた点がある (ECMI *et al.* 2004; Parreñas 2005)。このことは、移住女性のフィリピンへの帰還や再統合に伴う困難よりも、母・妻役割を十全に全うできていない事実が

焦点化されてきたと言い換えることもできるだろう。

本論文では、送金を媒介として女性家事労働者と留守家族との間に生じる交渉の分析をとおして、海外就労とその不可避な帰結としての移住者の帰還がもたらすジェンダー関係の再編の一端を照射したい。具体的には香港で家事労働者として働きながら、NGOが提唱する「再統合プログラム」に参加し、フィリピンへの帰還を目指して自助組織を立ち上げた女性たちの活動に着目した。1970年代以降経済的離陸を遂げた東南アジアの新興工業諸国では、経済発展とともに女性の労働力率が上昇し、家事、育児、介護といった世帯内での再生産労働を担う人材を外国人家事労働者（foreign domestic worker 以下、FDW）の導入により補ってきた。香港では他のアジア諸国に先駆けて、1974年にFDWの導入を開始している（安里 2005）。明るい性格で、英語の運用能力を持つフィリピン人家事労働者は、雇用主から強く選好される存在であった。しかし、1997年7月に香港が中華人民共和国に返還された後は、フィリピン以外のアジア諸国出身者や中国大陆から片道通行許可証所持者として入境する中国人女性、香港出身の家事労働者が出現し（Asato 2004; 伊藤 2007）、香港の労働市場でのエスニシティにもとづく家事労働者間の競合は激化している。香港はもはやフィリピン人家事労働者にとり、必ずしも理想的な就労先ではなくなり、このことは彼女らの帰還を促す外的要因の一つとなっている。

女性家事労働者の帰還が、フィリピンの留守家族とどのような交渉を経た後可能となるのか、また帰還の形態はどのようなものなのかをあきらかにするため、「再統合プログラム」に参加したフィリピン人家事労働者への聞き取り調査を実施した。調査は2002年9月から2006年9月までの期間に断続的におこない、香港で移住家事労働者への支援を提供しているNGOが、フィリピンへの帰還と再統合を前提として組織化している共同貯蓄グループ（cooperative savings group）のメンバーに対して、グループへの参加動機や帰還後の生計維持活動の計画について質問をおこなった。

2 女性移住労働者の帰還の分析視角

筆者は、フィリピン人女性移住家事労働者の帰還を論じるにあたり、海外送金を一つの軸として展開されるフィリピンに残された家族との関係の変化に注目した。海外雇用政策開始直後から、送金に関しては多くの研究がおこなわれてきた。しかしその主な論点は、送金もたらす送り出し側の国家や地域開発の可能性（Stahl *et al.* 1986）や、送金の用途やその有効性に関する議論が中心（Go *et al.* 1983; ILMS 1983）であるため、送金の送り手と受け手の間で展開する交渉や、そのことと女性移住労働者の帰還との関係性についてはあきらかになっていない。

この点をあきらかにするために第2節では、移住女性が送金を継続する動機の一つを形成している規範概念としての「家族」（family）と、実際に送金を処理する「世帯」（household）の二つの概念を腑分けした上で、女性移住労働者の帰還の分析視角を提示する。

2-1 規範概念としての家族

本論文では女性移住労働者と国家をつなぐものとして、「家族」を位置づける。ここでいう家族は、フィリピン社会におけるジェンダー・イデオロギーを作動させる装置として機能している。

家族はフィリピン社会研究の中心的課題の一つであった。国立フィリピン大学の社会学者であるベレン・T・メディナ（Belen T. Medina）は、「（フィリピンの）家族は社会の他のいかなる組織よりも、

利益と忠誠をその成員に求め、その影響力は、社会、政治、宗教、経済などフィリピン人の生活のあらゆる側面に及んでいる」(Medina 2001, p. 12) と述べている。フィリピン国家は家族重視の立場を明らかにしている。たとえば、民主化後のアキノ政権下で制定された1987年憲法と「フィリピン家族法」では、「家族がネーションの基盤」であると謳い、その中で「国家は、家族生活の尊厳を認めるとともに、基本的かつ自立的な社会制度として家族を保護し、強化しなければならない」(憲法第2章12条)とし、国家と家族の不可分の関係を定めている¹。

このように家族を国家の中心に据えているフィリピン社会において、家族に関するイデオロギーは、海外就労を選択した女性の移動のあり方にも影響を与えてきた。ここでは、家族規範が持つ二つの側面に注目したい。

一つは、女性をフィリピン国内に残してきた家族に常に回帰させるような拘束性の強さである。この拘束性を形成している要因の一つとして、両親が息子と比べて娘により多くの期待をしている点をあげることができる。メディナ(2005)は、息子のみにも高等教育を受けさせるという考え方は過去のものとなり、現代においては、娘に教育を授け安定した職に就かせ、老年期の両親の世話をすることを期待するようになったと家族観の変化を指摘している。国外に働きに出た場合でも、息子に比べて娘の方が継続的に家族に送金する傾向が強い事実が先行研究により確認されている(Trager 1984, p. 1274; Tacoli 1999)。両親や親族に尽くす「孝行娘(dutiful daughter)」モデルがフィリピン社会にはみられ、実際、送金に関して世帯の女性成員に対する期待値も高い。また、移住女性自身も、帰還した際に、家族の中における自らの位置を確かめておきたいとの意図をもって、送金や贈り物の送付、国際電話やテキストメッセージのやりとりを通じて、フィリピンの家族との絆を保とうとしている。

家族はまた、女性の越境的な移動と帰還を時に促進しつつ、時に疎外する側面を有している。筆者はフィリピンの海外雇用政策が推進される過程で、国家と女性を送り出している家族との間に、送金をめぐって暗黙の同意が形成されていったのではないかと考えている。移住労働に強く依存しているフィリピンのような国家の場合、労働者からいかに確実に集金するかが、重要な政策課題となる。そのために国家は移住労働者に対して、様々な手段を講じている。その一つが、労働者がフィリピン国家に常に帰属していることを想起させるようとする、移住労働者に対するナショナルな言説の構築である。フィリピンの場合、移住労働者を「国家の英雄(Bagong Bayani)」や、「海外フィリピン人投資家(Overseas Filipino Investors)」と呼び、彼らの「フィリピーノ」アイデンティティへ訴えかけている。

移住労働者からの送金やフィリピン国内の社会インフラストラクチャー整備に対する投資への期待と密接に結びついたこのようなイデオロギー的呼びかけと並行して、「(たとえ地理的に離れて暮らしていても)家事や育児といった家庭責任は女性が引き受けるべきだ」との、ジェンダーにかかわる既存の家族規範も強化され再生産されていく。その過程で、フィリピン社会の基礎は家族にあるとの言説が再構築される。女性移住労働者をめぐる矛盾した言説(Ogaya 2005)——国外に就労の場をもとめる時には「英雄」と呼ばれ、一方で母親役割を完遂していない点を暗黙のうちに非難される——は、「移住労働の女性化」の裏側に家族の問題が隠れていることを示唆している。

2-2 送金の処理機能を持つトランスナショナルな世帯

女性移住労働者を国外での就労に送り出すとともに、女性たちをフィリピンに引き戻そうとする力を生じさせる源が規範概念としての家族であるとする、彼女たちの海外就労の対価である送金という財

を処理する機能を果たしているのは、移住家事労働者が留守家族と共に形成しているトランスナショナルな世帯である。筆者は、個人が合理的に振る舞うことを前提とする新古典派経済学の理論（Becker 1981）では、女性移住労働者が海外就労で得た賃金の分配の意味を読み解くことは困難であると考えられる。新古典派経済学の考え方に従えば、海外就労は、自国通貨より価値の高い受け入れ先通貨の獲得を主たる目的としている。したがって、再び通貨の価値が相対的に弱いフィリピンへ帰還すること自体が非合理的な選択とみなされる。第3節で詳しくみるように、実際には家事労働者の女性たちは国外で稼いだ賃金を、一部はフィリピンの家族へ送金し、別の一部は自身が帰還した後の個人的な、あるいは仲間と共同の投資の資金としてプールしている。将来に備えての投資は留守家族の意思とは別個におこなうものであり、失敗した場合高いリスクを伴う。このような投資行動を解明するには、経済合理性を超える何か、たとえば彼女たちにそのような行動をとらせるイデオロギーや文化的な意味づけを考察する必要がある。そのためには、前節で検討した社会規範としての家族イデオロギーとともに、女性家事労働者がその賃金の一部を送っているフィリピンの世帯内で、送金がどのように処理されているかを、議論することが求められる。

本論文では、既存の世帯概念に対するフェミニストの立場からの批判（Folbre 1986; Dwyer and Bruce 1988）や世帯内資源配分に関する議論（Sen 1990）を踏まえた上で、世帯には複数の収入形態があるという動的な世帯概念（Wallerstein & Smith 2000; 足立 2008）から示唆を得て、帰還を視野に入れた女性移住家事労働者の資源配分の仕組みの解明にこれを援用することを試みた。ここでいう世帯収入とは、雇用契約を通じて獲得される収入である賃金（wage）や生産物の販売を通じて得られる市場収入（market sales profit）、所有する動産、不動産から発生する賃貸料であるレント（rent）、家族や親族から子の誕生や結婚などのライフイベントの際に贈られる移転所得（transfer）、日常生活を営むために必要な生存維持所得（subsistence）からなる。

以下では、ジェンダー・イデオロギーを作動させる装置としての家族とトランスナショナルな世帯のずれが、女性移住労働者と実態としての留守家族との間に緊張関係をもたらし、女性移住家事労働者の帰還はこの緊張関係の調整の中で実現されていくとの立場に立ち、いくつかの事例を検討していくことにしたい。

3 残された家族との送金をめぐる交渉

香港ではFDWが増加するにつれ、1980年代後半以降NGOによるFDWへの支援活動が活発化しており（Asato 2003）、90年代に入ると、フィリピン系NGOを中心として本国帰還を目的とした「再統合プログラム」が開始されている。本論文で事例として取り上げる共同貯蓄グループFも、「再統合プログラム」の一環としてNGOにより組織化された団体の一つである。筆者が調査した2003年の12月時点で、Fには延べ55名のフィリピン人家事労働者が参加していた。その内12名の家事労働者より、仕事の実態や留守家族への送金、共同貯蓄グループとしての活動について英語で聞き取り調査をおこない、許可を得られた部分についてはICレコーダーに録音した。調査協力者の年齢は29歳から45歳までと幅広く、香港在勤年数も1年未満から10年以上までである。婚姻の状況は独身者8名、既婚者（別居も含む）3名、不明1名であった。月収は3,260香港ドルから6,500香港ドルである²。

次に共同貯蓄グループの仕組みについて簡単に触れておきたい。共同貯蓄グループとは、メンバーが

毎月一定額の貯蓄（日本円で2,000円から5,000円程度）をおこない、海外就労の終了後はその貯蓄を原資として小規模な事業をフィリピンでおこなうことを前提としている。事業形態としては、メンバーが独自で雑貨店や、飲食店、ミネラルウォーターの販売スタンドなど経営する場合と、NGOのフィリピン側のパートナー組織が仲介役となり、投資先を紹介する二つの選択肢がある。

聞き取り調査からは、共同貯蓄グループへの参加と移住女性の帰還との間には、以下の三つの要因が作用していることが確認できた。第一は貯蓄グループへの参加が、海外就労で得た収入をめぐるフィリピンに残された家族との交渉過程において、一定の役割を果たしていることである。共同貯蓄グループの一員となることで、家族への送金とは別にFDW個人の裁量で用途を決めることができる資金の形成が可能となった。次に指摘したいのは、フィリピン社会に根付いた家族規範にとらわれながらも、距離を置こうとしている女性移住労働者の存在である。彼女たちは留守家族への送金を続ける一方、自らの結婚やキャリア向上の機会を見計らっている。第三は、フィリピンへの帰還を最後の選択肢とせざるをえない場合である。こうしたケースは、海外就労からの引退を見据えた帰還に該当する。以下では、香港で働くフィリピン人家事労働者の帰還にむけた取組みを、経済的自立の模索、ライフサイクル・イベントの遂行、引退のための帰還の三つの類型に分類し、検討する。

3-1 フィリピンの家族との絆の維持と経済的自立の模索

ジェーン（仮名）は過去に香港以外の国での海外就労の経験もあるFDWで、彼女の関心は家族からの送金依頼に対して一定の距離を保つことにある。その一環として、出国前に家族との間で送金依頼のルールを決めておくという手段をとっている。緊急時以外は依頼をおこなわない、一定のまとまった金額をあらかじめ渡しておき、その中で遣り繰りするよう伝える、などである。度重なるフィリピンの家族からの送金の依頼に対するFDWの応答のしかたは、家族との絆が送金金額によってのみ決定されるものではないことを示している。

このような取り決めはジェーンのみに限ったものではない。貯蓄グループの他のメンバーも、海外送金に頼らず生計が成り立つよう、フィリピンにおいて生産的な資産の形成をおこなうという手段を講じている。送金の一部の用途を、そのために使うよう限定している場合もある。あるメンバーは、両親の自宅で下宿人をおき家賃収入を得ることができるよう家を改築し、別のメンバーは兄弟姉妹がバナナの栽培を開始できるよう資金援助をしたと述べている。そのための費用として、一定額を送金している。

実家を学生向けの下宿に改築して、両親が生活費を得られるようにとりはからった香港在勤が10年を超えるベテランのFDWのベル（仮名）の事例は移転所得をレントに転換し、海外送金に頼らずに両親が自立的な生活を営むことを目指した試みといえる。そのための所得源泉となり得るのは、下宿屋から発生する賃貸料（レント）である。この投資に成功すれば、両親の世帯にレントが発生し、ベルは彼女自身の家族（この場合は、子どもたち）との生計維持に力を注ぐことができる。ただしこの種の投資には、失敗した場合、投資資金の注入の依頼が再度ベルのもとに届くというリスクを含んでいる。

一方、妹たちにバナナ栽培を開始するための資金の一部を援助したチェリー（仮名）の行動は、どのように解釈することができるだろうか。チェリーはフィリピンに4人の姉妹と3人の兄弟がいる。兄弟の中で唯一の独身者であるチェリーは、香港で家事労働者として働くことを選択したが、大家族との距離のとり方は、香港での滞在期間が長くなるにつれ、変化してきた。

チェリーは、フィリピンにいる家族が海外送金に依存せずに自活していけるよう、出国前の調整と、

バナナ栽培への資金援助という二重の手段をとっている。バナナ栽培は、ベルが両親の家を下宿屋に転換させたこととは性格を異にしている。チェリーがめざしているのはレントの発生ではなく、日常の暮らしを妹たちが彼女からの送金に依存せずに維持し、さらにその余剰分から市場収入を得ることである。いずれにしても、ベルとチェリーの行為は、フィリピンの家族からただ請われるままに現金を送金するのではなく、家事労働者からの家族の生計維持への貢献を可視化することによって、家族との絆をより強固なものにしようとする試みと捉えることができる。

上にあげた事例は、女性家事労働者の帰還を考える上で特に重要な点を示唆している。すなわちひとたびフィリピンの留守家族に送金された移転所得については、送金者が受け手に対しその用途に制約を加えるのは難しいということである。このことは、送金の送り手である家事労働者と、受け手である家族の間で、送金の用途とその限度額について認識が共有されていないことを意味している。家事労働者の側は、フィリピンの家族による送金の合理的な費消と、その結果として、余剰分の貯蓄を期待する。一方、受け手の側は、受け取った移転所得を貯蓄には回さず、次回の送金を期待するという行動を取りがちである。この両者の意識のズレが、残存家族による海外送金への終わりのない依存を生じさせ、香港で暮らすフィリピン人家事労働者が帰還を前提とした「再統合プログラム」に参加する動機の一つを形成していると考えられる。

ここで留意したいのは、FDWとして働く女性たちが「ファースト・タイマー (first timer)」と呼ばれる海外就労の初任者から複数回渡航を経験する過程で、家族の境界線を捉えなおしている点である。たとえば上に述べた家の改築をおこなうことで送金を生産的な資産 (productive asset) 形成に振り分けているベルの事例がその典型である。ベルは、家の改築のようにまとまった金額が必要となる送金は両親に対してはおこなうが、学齢期を終えた兄弟姉妹や親族に対しては、定期的な送金をおこなわないと明言している。チェリーの場合も、初回の海外就労時の体験から、あらかじめフィリピンの家族との送金の頻度について多大な期待をしないようにとの調整が必要であることを学んでいる。すなわち、送金の定期的な対象という行為からみた場合、両親と成人した兄弟姉妹の間には一線が引かれている。

前述した家族の境界の捉え直しは、共同貯蓄グループへの参加動機とも関連している。グループへの参加を通じて「家族のために尽くす」というフィリピン社会では広く受容されており、FDWの女性たち自身も内面化している規範を、ある程度合法的にかかわることができるからである。インタビューをした全員が、貯蓄グループに参加していることを、フィリピンの家族には告げていない。「家族（この場合は兄弟姉妹を指す）には自分は既に十分な送金をしたから、彼らは自立すべきであると考えている」との見解には多くの賛同者がみられた。とくに「家族に送金し続けるのではなく、自分のお金を貯めるようにしている。自分の（名義の）貯金がないと将来後悔することになるだろうから」という意見が複数聞かれた。女性たちの意見からは、貯蓄グループへの参加を、送金をめぐるフィリピンにいる家族との緊張関係からの解放の手段の一つとみなしていることがみて取れる。

3-2 ライフサイクル・イベントの遂行と「小休止」のための帰還

上に述べた事例では、女性たちが海外就労の経験を重ねるに従い、家族の境界線をみずから引き直し、フィリピンの家族からの送金への依存から自立的に距離を保とうとする点を読み取れた。女性たちの中には、さらに一歩進んで自分自身の家族を構築しようとする者もいる。共同貯蓄グループのメンバーに対するインタビューから浮かび上がった帰還の二番目の形態は、結婚などFDWのライフサイク

ル・イベントの遂行³を視野に入れた帰還である。

リザ（仮名）はジェーンとは別の共同貯蓄グループで活動している。12歳と6歳の子どもがいる中国人家庭でFDWとして働いている。香港での滞在は、調査当時9年目であった。香港に来る前は、出身地のミンダナオ島の建設会社の事務職として5年ほど勤務経験がある。主体的に貯蓄グループに関わっている中心的なメンバーの一人である一方、グループインタビューの際に12人中、リザのみが正確な年齢を告げることに消極的で、婚姻の形態に関する質問には、独身であることを苦笑とともに語っている。香港在勤のフィリピン人家事労働者の未婚率を考えるとリザが独身であるという事実は、平均的な数値から著しく逸脱しているわけではない。実際に筆者の調査対象者12名の半数を超えるFDWが独身者であり、この割合は前述したFDWの実態調査（AMC *et al.* 2001）の結果ともほぼ一致している⁴。しかし、リザの語りの中にはフィリピンに帰って結婚したいとの表現が繰り返し使われている。結婚を前提として交際をしている男性がおり、1年以内に帰還を計画しているリザは、同郷のFDWと共に始めた共同貯蓄グループのメンバーと一緒に、出身地での飲食店の開業を計画している。リザのケースからはFDWが物理的に離れた香港で働いていても、フィリピン国内のジェンダー規範に準拠してライフサイクルをとらえ、そのことが帰還への誘因となっていることがうかがわれる。

2006年12月に筆者が香港で追跡調査をした時には、リザは故郷のミンダナオ島に戻り、婚約者とともに食堂の開業準備をしていた。リザのフィリピンへの帰還は一見、完結したように見える。しかし、ここで注意すべきは、フィリピン人女性の移住労働のあり方を特色づけている還流型移動の形態である。フィリピン国内の経済状況が改善の兆しがみえないなか、海外就労の帰還者が起業をおこなっても、当初予測したほどは売り上げが伸びず、最初の1～2年で原資が尽きてしまい、ふたたび海外就労に出る場合も少なくない。リザが2003年の時点で筆者に語ったところによると、彼女は「フィリピンで家族を作ったら（この場合は結婚をして子どもをもうけることを指す）、チャンスがあれば再び海外で働きたい」との希望をもっていた。家事労働者としての就労よりも「できればケアギバー（介護士）など『将来性のある職種』についてみたい」とのことであった。

海外就労を通じたキャリア・アップというリザの戦略は、香港で働くフィリピン人家事労働者の間で共有されている考え方である。「アジア移住労働者センター（Asian Migrant Workers Centre; AMWC）」が実施したFDWの実態調査（AMWC 1991）によれば、香港での平均滞在年数は4.1年であり⁵、滞在年数が10年以上のFDWは1.3%にすぎない。その理由のひとつとして、FDWが香港を次の「よりよい」海外雇用の機会への踏み台（stepping stone）としてみなしている点があげられる（Wee and Sim 2005）。フィリピン人女性家事労働者にとり「よりよい」就労機会とは、同じ家事労働者として働きながら、高収入を得られる国や地域で働くことを指す。たとえばシンガポールなどでの就労である。あるいは、現在フィリピン国内で注目を集めているケアギバーのように、北米ならびに欧米先進国での就労機会と、市民権獲得の潜在的な可能性につながる職種への転換のための準備期間とみなされている場合もある。リザの事例は、女性移住労働者のフィリピンへの帰還が、結婚や出産などのライフサイクル・イベントの遂行と、次の移動のための小休止という二つの側面を有していることを示唆している。

3-3 引退としての帰還——異なる「家族」と「世帯」の境界

共同貯蓄グループの参加者への調査からは、リザのように再び出国するための「小休止」のための帰

還とは異なる第三の帰還の形態が明らかになった。それは引退としての帰還である。

ある貯蓄グループのリーダーであるルーシー（仮名）は、45歳で既に家事労働者として10年間香港で働いている。現在の雇用主は子どものいない英国人の夫婦で、仕事上のトラブルは抱えていないが、一家の家事全般をこなす仕事は重労働であり、肉体的にはきついと日々感じている。シングルマザーであるルーシーは、フィリピンに残した2人のティーンエイジャーの息子の生活費と学費を送金している。別れたパートナーが高校の授業を休みがちな息子たちの様子を知らせてくれるので、（彼との）接触は保っているが、帰還した後一緒に暮らす意志はない。そのため香港で働いているうちから自活して暮らしていく方法を模索している。ルーシーは香港で「再統合プログラム」を実施しているNGOのパートナー組織がミンダナオ島で運営している、元FDWが責任者を務める有機農場の土地の権利の一部を保有し、かつ帰還後の自営を考えている。

ルーシーの事例は女性移住家事労働者の帰還を論じる際に、考慮すべき二つの事項を示唆している。第一は、ルーシーにとり「家族」と「世帯」の境界が完全には一致していない点であり、第二は、帰還女性の年齢とライフサイクルを考慮することの重要性である。

ルーシーにとり情愛の対象としての「家族」とは、2人の息子たちを指している。一方ルーシーには、自身が香港で働いている期間中、フィリピンの留守宅でいまだ発育過程にある息子たちの「保護者（guardian）」の役割を果たす人物が必要である。また学費の支払いや生活費の管理などフィリピンでの日常生活を送るための管理者が必要であり、ルーシーはその役割を元のパートナーに求めている。すなわち送金という財の処理をおこなう「世帯」には、元パートナーが含まれており、フィリピンと香港という二つの地域にまたがる、越境的な世帯の維持という観点からすると元パートナーの男性の存在は不可欠である。しかしルーシーが帰還を契機として、世帯成員の範囲を「家族」のそれと一致させようとする時、彼女がこれまで香港で蓄積してきた資産が元パートナーとの間で論争の火種となるであろうことは明らかである。将来における帰還を見据えて、自分名義の資産形成を目的とした「再統合プログラム」に参加しているという意味では、ルーシーの事例は最初に述べたジェーンやリザの動機と重なる部分がある。

しかし、いま一つ考慮すべき点がある。まだ30代前半（と推測される）リザにとり、フィリピンへの帰還は、次の移動のための小休止という側面を有していると先に指摘した。しかし、家事労働者からケアギバーへの職種転換という選択肢は、必ずしもすべてのFDWに同様に開かれているわけではない。例えばルーシーは年齢上の理由からケアギバーへの職種転換は困難であると感じており、またフィリピンと地理的にも近い香港で継続して働くことを望んでいる。他のより若いメンバーに比べて、こうした制約条件をかかえるルーシーにとり、数少ない選択肢の一つが共同貯蓄グループへの参加であったといえる。フィリピンが1970年代半ばに「労働力輸出」を国策として以来、30年以上が経過している。この期間に、幾度も家事労働者として契約の更新を重ねながら、家族と物理的に離れた地域で就労しつつ越境的な世帯を維持してきたルーシーのような女性が、世代交代の時期を迎えつつある。輸出した後はアフターケアの不要な製品と異なり、労働力を提供する国民を「輸出」した場合、送り出した側の国家はある時点でその国民を再度引き受けなければならない。その引き受けのタイミングとあり方をめぐり、女性移住労働者、留守家族、NGO、フィリピン国家との間で、水面下の交渉が展開している。

4 帰還と再統合をめぐる政治

これまで女性移住労働者の帰還を、複数の異なる水準における女性帰還者がもたらす資源——社会的、人的、金銭的資源——に対する期待、それらを活用しようとする企図と、こうした一連の行為に対する帰還者（あるいは帰還を計画している女性たち）の側からの応答や交渉の帰結ととらえ、香港の共同貯蓄グループのメンバーへの聞き取りをもとに検討してきた。分析からは、帰還をめぐる政治には、移住女性、フィリピンの留守家族、女性たちを送り出しているフィリピン国家、「再統合プログラム」を実施しているNGOという四つのアクターが存在し、四者間の相互作用を通じて帰還が実現していくことが確認できた。移住女性の帰還の形態やそのための戦略は、他の三つのアクターとの関係性により異なる。女性の帰還は時に他のアクターに規定され、また別の場合には女性自らが、国家の政策やNGOの言説あるいは家族の意図を活用しつつ、帰還の時期を図っている。

その一例として、共同貯蓄グループの組織化の理論的な支柱といえる再統合に対する移住家事労働者とNGO側との立場の違いをあげることができる。共同貯蓄グループが、香港のNGOにより、「再統合プログラム」の一環として運営されてきたことは既に述べた。NGOが主張する再統合とは、「国家から不当な圧力のもと押し出された移住労働者は、もといた場所（すなわちフィリピン）に戻る権利があるし、また戻るべきである」とのイデオロギーである（Weekley 2006）。しかしこれまでみたように、再統合の当事者である家事労働者の女性たちは、年齢やライフサイクル、フィリピンに残された家族との関係性など複数の要因により、このイデオロギー的な主張のある部分は活用し、ある部分は迂回しようとする。同じ共同貯蓄グループの成員であっても、女性たちの再統合への対応が微妙に異なるのはこのためである。

移住家事労働者の女性たちと彼女たちの支援組織であるNGOとの間に存在する帰還をめぐる意識の違いの一端を、NGOが2003年に「再統合プログラム」の政策提言活動として制作したVCDに見ることができる。「帰郷（Homebound）」と題されたこのVCDでは「再統合プログラム」に関わっている4名のフィリピン人女性の証言を中心として、移住家事労働者の帰還をとらえている。「帰郷」の中で、香港での制約的な労働条件を乗り越えて、ミンダナオ島で「(海外就労に代わる) もう一つの投資活動 (alternative investments)」としての有機農場の経営に従事する元家事労働者は、NGOが帰還した移住者のロールモデルとして描く、いわば「理想的な」再統合のあり方である。「帰郷」の中でインタビューに応じている帰還女性は、日常の仕事の細部に至るまで雇用主の指示に従わざるを得ず、フィリピンで大学卒業資格を取得した彼女にとっては自律性が著しく制限された状況におかれていたため、香港で家事労働者として働くことは非常に困難であったと回顧している。

「帰郷」の中でフィリピン人家事労働者が語る家族は、主として情愛の対象として描かれている。これに対して本稿では送り出し側の社会に残る家族と移住家事労働者の間にある、もう一つの側面に着目した。フィリピンに居住する家族からの送金の圧力に抗して自律的であろうとするベルやチェリーの事例は、年間50万人以上の女性を送り出すことにより存立しているフィリピン国家と、移住女性による送金を主たる生計の源としている留守家族の間に、女性労働力の活用という点において、黙約が存在していることを示している。中間層以下に属するフィリピン人女性が家族を養うに足る収入を得るためには、国外での就労を継続せざるをえない。換言すれば、移住女性の世帯は、構造的にも空間的にも離れることで成立しているといえるだろう。

ただし、男性が海外就労に就いている場合であっても、彼とフィリピンに残された家族の間では、空間的に離れた世帯を形成している点では女性の場合と同じである。トランスナショナルな世帯を論じる場合、労働者のジェンダーにより情愛の対象としての「家族」と、海外送金という財の処理をおこなう「世帯」の乖離がどの程度まで進むか、その差異に注目すべきである。男性の場合は海外就労期間中も帰還後も、「家族」と「世帯」双方の安定はゆるがない。対照的に、女性が国外に働きに出ると、その女性が子育てや家事を担うことができないため「家族」の再生産の危機として捉えられる。海外送金により「世帯」は財政上安定するが、「家族」が不安定になる。こうして発生した「家族」の不安定さは、女性移住労働者とその家族という個人の水準のみならず、国家や移住者を支援するNGOの水準でも問題視される。

「家族のために」海外就労を選択した女性たちは、たとえ国外で暮らしていてもフィリピン国内のナショナルな水準で構築されている家族規範から完全に自由であることはできない。物理的に離れていることで、家族の絆は不安定化していく。こうした状況の下で、実質的な世帯の稼ぎ手としての役割を担っている女性たちを、家族に引き戻すために、社会、世帯、個人の水準で家族に関する言説が再構築されていく。フィリピン社会で海外雇用政策がもたらすマイナスの側面が論じられる際、「家族は常に一緒に暮らすべきである」「母親は子どもの生育期にはそばにいて世話をすべきである」との主張が頻繁になされる一方、現実には海外就労のために母親あるいは両親が二人ともいない世帯が存在しているのはこのような理由による。既存の家族規範と、構造的にトランスナショナルとならざるをえない世帯という、二つの異なるしかし、相互に関連している家父長制的な制度を調整する手段として、「再統合プログラム」への参加があったといえよう。

しかし、移住女性は国家やNGOの言説に絡め取られているだけの存在ではない。香港での家事労働者としての就労期間中、両親への送金や弟妹の学費の支援をおこなってきたリザは、「再統合プログラム」への参加を通じて、結婚と自営業の開始をめざしている。フィリピンの既存の家族規範を遵守しつつ、緩やかなペースで自己実現を図ろうとしているともいえるだろう。リザがとりつつある一連の行為は、NGOと国家の言説を自身のライフスタイルに合わせて選択するという意味で興味深い。リザはまずフィリピンに帰還し、自営を開始するにあたっては、NGOの「再統合プログラム」の言説を活用し、社会的、経済的資源の獲得に努めている。リザの共同貯蓄グループへの参加動機は、単に将来の起業に備えて資本を貯めるためのみではなく、起業した後に必要となる知識やノウハウの習得にある。実際、香港で働いていた期間に、リザは共同貯蓄グループのリーダーの一人として、NGOがアジア・太平洋地域で開催する国際会議に出席する機会を得、移住家事労働者の当事者として発言するなど、自身の考えを第三者に論理的に伝える能力を獲得している。今後、彼女がフィリピンに帰還後、ケアギバーの資格を取得し、再び海外就労に出ることがあれば、その際は「フィリピン人労働者は世界で通用する技能をもつ優秀な介護労働者である」(de la Torre and DOLE 2004)と主張する国家の言説を利用することになるだろう。

5 まとめ

本論文では女性移住家事労働者の帰還をめぐる、主として女性たちとフィリピンの留守家族との間で展開している交渉のあり方を、規範概念としての家族と、海外送金の処理機能を持つ世帯に着目しつ

つ、三つの類型に分類して考察をおこなった。考察からは、女性たちが選択した帰還の時期や形態に伴い、移住家事労働者にとっての家族や世帯の境界が変化していることが見て取れた。なお、紙幅の関係上、本論文では論じることができなかったが、女性移住労働者の帰還は本国の家族やNGOとの関係性にものみ規定されるものではなく、彼女たちを移住労働者として受け入れている国家や地域社会とのダイナミズムの中で決定されていく。この点については稿を改めて論じるつもりである。

(おち・まさみ／(独) 国立女性教育会館研究国際室専門職員)

掲載決定日：2009（平成21）年12月16日

* 本論文はお茶の水女子大学大学院に提出した学位論文「フィリピン人移住家事労働者の<帰還>をめぐる政治——移住者・家族・NGO・国家」（平成21年3月提出）の序章と第4章の一部に加筆したものである。

** 本論文の考察の対象としている調査は、「お茶の水女子大学21世紀COEプログラム ジェンダー研究のフロンティア」からの研究助成（平成15年度公募研究個人番号：15J1507）を受けている。記して感謝したい。

注

- 1 87年憲法およびフィリピン家族法の条項の日本語訳は、奥田安弘・高畑幸によるNolledo（2000=2007）の翻訳書に拠る。
- 2 1香港ドルは123円に相当する（2010年1月4日付為替レート）。
- 3 ライフサイクル・イベントの概念を用いて女性移住労働者のキャリアを分析した先行研究としては、小ヶ谷（2005）を参照されたい。
- 4 AMC *et al.*（2001）の調査では、フィリピン人家事労働者の50%が独身との結果が出ている。
- 5 数値は、調査対象となったタイ、インドネシア、フィリピン人家事労働者の平均である。フィリピン人家事労働者のみに限ると平均滞在年数は4.9年である。

参考文献

- 安里和晃「アジアNIESにおける外国人労働者の概要——家事・介護労働者を中心に」『世界の労働』第55巻（第10号）（2005）：pp.16-23.
- 足立眞理子「再生産領域のグローバル化と世帯保持（householding）」伊藤るり、足立眞理子編著『国際移動と連鎖するジェンダー——再生産領域のグローバル化』、作品社、2008年。
- 伊藤るり「ポストコロニアル香港の<ジェンダー平等>——再生産労働の分業と女性の階層性」伊藤るり編『香港における再生産労働の国際移転とジェンダー配置』お茶の水女子大学21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」F-Gens Publication Series 23（2007）：pp.35-56.
- 小ヶ谷千穂「海外就労と女性のライフコース——フィリピン農村部の若手シングル女性と世帯内関係を手がかりに」『ジェンダー研究』第8号（通巻25号）（2005）：pp. 99-111.
- Anderson, Bridget. *Doing the Dirty Work*. London: Zed Books, 2000.
- Añonuevo, Estrella Dizon and Augustus T. Añonuevo. *Coming Home Women, Migration & Reintegration*. San Pablo: Balikabayani Foundation, Inc., 2002.
- Asato, Wako. "Organizing for Empowerment : Experiences of Filipino Domestic Workers in Hong Kong." In Tsuda Mamoru ed. *Filipino Diaspora: Demography, Social Networks, Empowerment and Culture*. Quezon City: Philippine Migration Research Network and Philippine Social Science Council, 2003.

- . “Negotiating Spaces in the Labor Market: Foreign and Local Domestic Workers in Hong Kong.” *Asia Pacific Migration Journal*. Vol.13, No.2 (2004): pp.255-274.
- Asian Migrant Centre, Asian Domestic Workers Union, Forum of Filipino Reintegration and Savings Groups, Indonesian Migrant Workers Union, Thai Women Association (AMC *et al.*). *Baseline Research on Racial and Gender Discrimination Towards Filipino, Indonesian and Thai Domestic Helpers in Hong Kong*. Hong Kong: Asian Migrant Centre, 2001.
- Asian Migrant Workers Centre (AMWC). *Foreign Domestic Workers in Hong Kong: A Report of a Baseline Study Undertaken in 1989*. Hong Kong: Asian Migrant Workers Centre, 1991.
- Asis, Maruja M.B. “Overseas Employment and Social Transformation in Source Communities: Findings from the Philippines.” *Asian and Pacific Migration Journal*. 4(2-3) (1995): pp.327-346.
- Becker, Gary S. *A Treatise on the Family*. Massachusetts: Harvard University Press, 1981.
- Dwyer, Daisy and Judith Bruce eds. *A Home Divided Women and Income in the Third World*. Stanford: Stanford University Press, 1988.
- Episcopal Commission for the Pastoral Care of Migrants and Itinerant People-CBCP/Apostleship of the Sea-Manila, Scalabrini Migration Center and Overseas Workers Welfare Administration. *Hearts Apart: Migration in the Eyes of Filipino Children*. Quezon City: Scalabrini Migration Center, 2004.
- Ehrenreich, Barbara and Arlie Russell Hochschild. *Global Woman Nannies, Maids, and Sex Workers in the New Economy*. New York: Henry Holt and Company, 2002.
- Folbre, Nancy. “Hearts and Spades: Paradigms of Household Economics.” *World Development*. 14(2) (1986): pp.245-255.
- Go, Stella, L. Postrado and P. Ramos-Jimenez. *The Effects of International Contract Labor*. Manila: De La Salle University, 1983.
- Institute of Labor and Manpower Studies (ILMS). *Socio-economic Consequences of Contract Labor Migration in the Philippines*. Manila: Ministry of Labor and Employment, 1983.
- International Organization for Migration (IOM). *Glossary on Migration*. Geneva: International Migration for Organization (IOM), 2004.
- Medina, Belen, T. “Issues Relating to Filipino Marriage and Family.” In Aurora E. Perez ed. *The Filipino Family a Spectrum of Views and Issues*. Quezon City: the UP Office of Research Coordination, 2005.
- . *The Filipino Family Second Edition*. Quezon City: The University of the Philippines Press, 2001.
- Nolledo, Jose N. *The Family Code of the Philippines Annotated 2000 Revised Edition*, Manila: National Book Store Inc, 2000 (ホセ N. ノリエド『フィリピン家族法 第二版』奥田安弘、高畑幸訳、明石書店、2007年).
- Ogaya, Chiho. “Feminization and Empowerment: Organizational Activities of Filipino Women Workers in Hong Kong and Singapore.” In Mamoru Tsuda ed. *Filipino Diaspora: Demography, Social Networks, Empowerment and Culture*. Quezon City: Philippine Migration Research Network and Philippine Social Science Council, 2003.
- . “Social Discourses on Filipino Women Migrants.” *Feminist Review*. Vol.77 (2005): pp.180-182.
- Parreñas, Rhacel Salazar. *Servants of Globalization Women, Migration, and Domestic Work*. Stanford: Stanford University Press, 2001.
- . *Children of Global Migration Transnational Families and Gendered Woe*. Stanford: Stanford University Press, 2005.
- Piper, Nicola. “Right of Foreign Domestic Workers—Emergence of Transnational and Transregional Solidarity?” *Asian and Pacific Migration Journal*. Vol.14, Nos.1-2 (2005): pp.97-120.
- Sen, Amartya K. “Gender and Cooperative Conflicts.” In Irene Tinker ed. *Persistent Inequalities Women and World Development*. New York: Oxford University Press, 1990.
- Stahl, Charles W. and Fred Arnold. “Overseas Workers’ Remittances in Asian Development.” *International Migration Review*. XX(4), Winter (1986): pp.899-925.
- Tacoli, Cecilia. “International Migration and the Restructuring of Gender Asymmetries: Continuity and Change among Filipino Labor Migrants in Rome.” *International Migration Review*. Vol.33 (3) (1999): pp.658-682.
- de la Torre, Visitacion R. and Department of Labor and Employment (DOLE). *The Filipino Workers: Global Citizens*. Manila: Department of Labor and Employment, 2004.
- Trager, Lilian. “Family Strategies and the Migration of Women: Migrants to Dagupan City Philippines.” *International Migration*

Review. vol.18 (4) (1984): pp.1264-1277.

Wallerstein, Immanuel and Joan Smith. "Household as an Institution of World-Economy." In Immanuel Wallerstein ed. *The Essential Wallerstein*. New York: The New Press, 2000.

Wee, Viiian and Amy Sim. "Hong Kong as a Destination for Migrant Domestic Workers." In S.Huang, B.S.A. Yeoh and N. Abdul Rahman eds. *Asian Women as Transnational Domestic Workers*. Singapore: Marshall Cavendish, 2005.

Weekley, Kathleen. "From Wage Labourers to Investors? Filipina Migrant Domestic Workers and Popular Capitalism." In Kevin Hewison and Ken Young eds. *Transnational Migration and Work in Asia*. London: Routledge, 2006.

【映像資料】

Asian Migrant Centre. *Homebound*. Hong Kong: Asian Migrant Centre, 2003.

【ウェブサイト】

Philippine Overseas Employment Administration (POEA). <http://www.poea.gov.ph/>

(アクセス日時：2009年8月17日)

市場経済化前夜の中国における「貯水池」としての女性 ——80年代婦女聯の活動に見るジェンダー体制の再編——

大橋 史恵

This paper focuses on the politics of the rural-urban border in Beijing during the shift of gender regimes at the beginning of the Reform and Open Door Policy. For discussion, I adopt the analogy of double tiers of “reservoir” referring women and peasants as two labor sources in Mainland China. In early 1980s when the urban economy started the rationalization of female labor, All China Women’s Federation (ACWF) and the local Women’s Federations (WF) took all kinds of efforts to prevent women workers’ withdrawal from their production activities. One of their strategies was to establish intermediate services for domestic workers. While extending this service for urban households, the Beijing WF became involved in the migration process and labor management of peasants to secure reproductive labor in the urban area. This paper examines the re-articulation process of the tiers of the “reservoir” by referring to the articles in the ACWF newspaper and other publications.

キーワード：北京、農村出身家事労働者、ジェンダー体制、婦女聯合会、二つの「貯水池」

1 問題の背景

本稿は、改革・開放まもない時期の都市女性労働に関わるジェンダー体制¹の変化が、中国の農村－都市関係にどのような影響をもたらしたのかを論じるものである。具体的題材として、中国における国家フェミニズムの担い手といえる中華全国婦女聯合会および地方婦女聯合会（以下、婦女聯とする）が、改革・開放以降の都市において再生産労働の分業体制を構築するにあたって、農村女性をどのように位置づけていったのかをとりあげる。

この議論をおこなう上で、社会学者の金一虹による二つの「貯水池」というアナロジーを援用する。女性と農村という二つの労働力の源泉が、ジェンダーの構図を形作っているという議論である。金によれば、大躍進政策が終焉をむかえた1960年代初頭、都市の工業部門では人員整理のため、まず農民を帰還させる施策がとられた。1950年代末に戸籍制度が敷設されたことで、農村出身者が都市で居住・就労することは困難となった。一方で都市女性は、ときに家庭へと「帰還」可能な存在としてとらえられつつも、生産労働力として動員されていた（金一虹 2006）。実際、全民所有制企業（今日でいう国有企業を指す）における女性労働者の割合は、大躍進終結後にはいったん減少するが、文革期にあたる1965年から1977年までのあいだには21.0%から28.3%にまで増加した²。

本稿は、このような時代を経て改革・開放路線が始まる時期の北京に焦点をあてる。この時期以降、中国では経営合理化の志向が女性労働をめぐる議論において大きな影響をもつようになった。なかでももっとも知られているのが、1980年代から2000年代に至るまで形を変えながら登場した「婦女回家」（女性は家に帰れ）論争である。

「婦女回家」については、日本では落合恵美子による論説（落合 1989）や秋山洋子による翻訳と解説（秋山 1991）によって、1988年の『中国婦女』誌上の特集「1988——女性の活路？」（中国語題は〈1988—女人的出路〉）における議論が知られている。この論争について従来の研究は『中国婦女』誌の論争に着目しながら考察をおこなってきた（くずめ 1992；瀬地山 1996；尹鳳先 2004）。たとえば瀬地山角は、「婦女回家」論が1980年代初頭にすでに登場していたことを指摘しつつ、『中国婦女』誌上の「1988——女性の活路？」特集はそれまでの議論と様相を異にするにとらえている。その具体例として、この特集記事における投書について「婦女回家に反対して女性も働くべきとの考えが『左傾』の誤りとして批判」されている点をとらえ、女性たちのなかに多様な声が生まれていたことを指摘するのである（瀬地山 1996、p.310）。

しかし筆者は、『中国婦女』誌上の1988年の論争の意味は、やはり少なくとも1980年の国務院や共産党内部における「婦女回家」論と、婦女聯幹部の反論にさかのぼってとらえる必要があると考える³。たしかに『中国婦女』誌上の議論は、女性たちが自らの労働を主体的にとらえているという点で興味深い内容を含んでいる。だが実は、この類の議論がおこなわれたのは『中国婦女』誌が初めてというわけではない。たとえば1986年には新聞『中国婦女報』で、男女の家庭役割をどうとらえるかという特集（男女在家庭中的角色讨论）や、女性に対するケア役割の期待を文明的とみるか封建的とみるかをめぐる論争（是精神文明还是封建愚昧？）が特集として組まれており、やはりジェンダーに関するラディカルな議論を提示している。

本稿の議論は「婦女回家」論の内容に目を向けるのではなく、こうした論争が全国婦女聯の発行する出版物においてたびたび起きたことの背景に焦点を当てていく。すなわち中国の政治経済構造の転換においてジェンダーがどのように問われてきたかという側面を取り上げる⁴。具体的には前半部分において「婦女回家」のような女性の再生産役割を主張する政治的キャンペーンと、この主張に対する婦女聯関係者の対応を、改革・開放にともなうジェンダー体制の転換のなかにとらえなおす。後半部分は、再生産労働の分業を図りつつ女性の雇用を拡大するという目的において婦女聯が設立した「家事サービス」（家务服务）事業に焦点をあて、この事業を通じて農村—都市関係に関わるジェンダー体制がいかにより再編されたのかを検討したい⁵。

以上の作業は、改革・開放以降の都市再生産領域について新たな知見を提示するためのものである。すなわち、都市経済における合理化の矛先が女性労働力に向けられたとき、再生産労働にかかわるジェンダー分業が、農村—都市関係を組み込みながら再編成されたのではないかという認識である。冒頭で参照した金一虹の議論に沿って言うならば、二つの「貯水池」の関係が、この時期のジェンダー体制の編成によって再度、接合したと考える。そしてこの動向において、大躍進の終焉によって分断された都市と農村の再生産労働の分業体制が再度、制度的に結びついていったと見るのである⁶。

2 女性の生産労働参加と「児童工作」

2-1 改革・開放直後の婦女聯の状況

全国婦女聯は、中国共産党が「人民団体」として位置づける女性組織である⁷。各地域の末端にまで支部組織（地方婦女聯）をもち、識字運動やリプロダクティブ・ヘルスに関わる活動、労働問題、家族問題など、女性に関する諸般の課題を広く手がける機構である。定義上は国政に関わる組織ではないが、事実上、中国の女性政策に強い影響をもつナショナル・マシーナリーとして機能しているととらえられよう。

改革・開放初期の活動を把握するにあたって、当時の婦女聯がおかれていた状況を確認しておきたい。1966年から1976年の文化大革命のあいだ、婦女聯は政治的理由によって活動困難に到っていた。『人民日報』の社説は国際女性デー（3月8日）に女性関連の社説を掲載することが通例であるが、金一虹によれば、文革の勢いが激しかった1967年から73年と、75年から76年の社説は女性の主題が避けられていた（金一虹 2006、pp.176-178）。また、1968年3月11日と17日の『人民日報』は劉少奇批判特集において、婦女工作（女性関連の取り組み）⁸のありかたが女性の特殊な問題を主張し、女性の革命参加と現実政治闘争に反対する「修正主義女性運動路線」になっていると批判した（耿化敏 2008）⁹。

婦女聯が活動再開を遂げるのは、改革・開放路線が始まる直前の1978年である。再始動後の婦女聯に対して、国務院や共産党中央は、女性運動の中心課題は「児童工作」（儿童工作）であると規定した。1979年7月に、国務院は全国託児工作会議（全国托幼工作会议）を開き、国務院のなかに託児工作指導グループ（托幼工作领导小组）を設立している。このグループを率いたのは後（1988年）に全国婦女聯主席となる陳慕華であり、事務所も全国婦女聯におかれた。

1981年2月2日には中共中央書記處第81次大会において出された「全国婦女聯は三億以上の児童と少年を養育・養成・教育することを自らの取り組みの重点にすべきである」という指示（「二・二指示」）が、婦女聯に対し、託児所や幼稚園の整備を他の課題に優先させるよう求めた。さらに5月16日には中共中央第19号文件が各省、市、自治区の婦女聯に対し、「二つの会議情況および1981年の婦女聯工作の要点についての報告」を通知し、やはり児童と少年の養育・養成・教育を牽引するよう求めている。

1980年代の全国婦女聯は、婚姻法の改正や女性労働保護条例の起草などさまざまな新しい課題に取り組んでいるが、「児童工作」に関わる取り組みはやはり活動の非常に大きな部分を占めている。ただし後に述べるように、国務院の託児工作指導グループは合理化を理由として1982年には解消されている。少なくとも83年以降の婦女聯は、国家予算投資の削減にもかかわらず「児童工作」を担い続けていたのだと思われる。

婦女聯が合理化の趨勢のなかにあっても「児童工作」を堅持し続けたのはなぜだったのだろうか。当時の女性運動が直面していた問題について、もう少し掘り下げてみたい。

2-2 「両てんびん」と「婦女回家」

生産労働における女性の参加拡大を課題としてきた婦女聯にとって、中共中央による「19号文件」や「二・二指示」は本来、ジレンマを突きつけるものでもあったと思われる。当時の全国婦女聯の指導者の一人であり、新中国成立の時期から女性労働問題のオピニオンリーダーとして活躍していた羅瓊は、この指示について以下のように振り返っている¹⁰。

一つに、婦女聯組織はこれまで女性の生産への参加を組織的に促すことをかなめとしてきました。現在、四つの現代化〔農業・工業・国防・科学技術の近代化〕を実現し、経済建設を中心とすべきときに、婦女聯もこの中心をめぐるべく工作を進めるべきでした。児童工作を重点とするのであれば、この両者の関係はどうなるのでしょうか。二つに、児童工作はこれまでも婦女聯の任務の一部でした。女性が生産労働サービスに参加し、経済の発展にともなって発展していくためのものでした。かつて児童工作には分業がありました。衛生部が3歳以下の嬰兒を主管し、教育部が3歳以上の幼児を主管していました。婦女聯が先頭に立つというなら、どのように担うことができるのでしょうか。(中略) わたしたちは3億以上の児童少年をよく養育し、よく養成し、よく教育し、社会主義事業を信頼して任せられることができるようにしなければならぬということになりました。(中略) 康克清お姉さん〔当時の婦女聯主席〕がイメージとして言っていました。わたしたちは「片手で綿花を摘み、片手で赤子を抱く」のだと。つまり片手で児童工作をつかみ、片手で女性の生産労働参加を組織的に促す、両てんびんを担ぐのだということです(罗琼 2000、p.189)¹¹。

羅瓊の「両てんびん」という言葉は、改革・開放間もない時期に、婦女聯自体が生産と再生産(「社会主義事業」)を担う次世代の育成)の二重の課題のなかに身をおくことになったことを表している。この状況については、地方婦女聯のレベルでも議論があった。安徽省婦女聯が1982年に公布した「目下のわが省の婦女工作におけるいくつかの問題についての意見」には、以下の文面が残されている。

去年、中央19号文件の徹底的実施以来、農村婦女工作についての論争では、児童少年工作を重点とすることと女性を生産に動員することとをいかに配分するか、認識が一致していなかった。ある県の婦女聯では児童少年工作を重視するあまりに女性の生産工作をおろそかにしていた。康お姉さんは大衆の言葉「片手で綿花を摘み、片手で赤子を抱く」を引用し、児童工作と生産の双方をつかむことについて比喩的なイメージを示した。二者は弁証法的に統一するものであり、その総合的な目標は、物質文明と精神文明の建設をよくおこない、わが国を社会主義現代化の国家として建設していくためである¹²。

「二・二指示」や第19号文件は婦女聯が他の課題に優先すべき任務として児童工作を規定した。しかし婦女聯の主張において、児童工作はあくまで女性の生産労働参加促進という方針を堅持するための重要課題として読みかえられている。このような婦女聯の見解は、当時のジェンダー体制の動揺によって現出したものではないだろうか。

国務院や共産党中央の内部において「婦女回家」論が提起され始めたのは、この直前の時期である。全国婦女聯の出版する大事記などにも記録が残っているが、より詳細には徐家良の研究が、当時の状況を以下のようにまとめている。

1980年、労働部が党中央に宛てた報告書において「婦女回家」方式によって余剰労働力問題を解決すべきという政策提言をおこなった。これに対し、全国婦女聯の女性指導者たちは強い反発を示し、政策方針化を阻止しようとした。同年8月3日、全国婦女聯は中共中央書記處に書簡を送り、「婦女回家」への反対意見を示している。しかしこの時点において中央書記處は全国婦女聯の意見を取り入れないまま、8月7日に労働部の報告書についての討論会議を開こうとした。全国婦女聯はこの会議に招聘され

ず、決議への参与の権限を持っていなかった。これを受けて水面下での交渉を図ったのは、先述の「両てんびん」の回顧をおこなった羅瓊であった。全国婦女聯副主席、書記處第一書記であった彼女は、中央書記處において労働者、青年、女性関連の職務に責任を負っていた彭沖に電話をかけ、会議への参加を要求したのである。中共中央書記處総書記の胡耀邦の参加承認を取り付けると、羅瓊は会議の場で直接的に婦女聯側の見解を發表し、「婦女回家」の政策化を取り下げることにつなげたという（徐家良 2004、pp.32-33）。

全国婦女聯は、児童の養育や教育が女性の役割であり女性運動の課題であるという方針を受け入れながらも、女性の生産領域からの撤退についてはかたくなに拒んだといえる。こうして、「児童工作」と女性の生産労働参加の推進は、双方が同時に重要性をもつ「両てんびん」の課題として認識されるにいたった。

「女性であること」に特化して利害関心を主張することが政治的に問題とされた文革期の後で、中国の女性運動はジェンダーをめぐる「差異」と「平等」のジレンマを一気に突きつけられたといえる。前節でとりあげた「婦女回家」論争についての先行研究は、この「差異」と「平等」の二項的問いに関心を払ってきたと言えるだろう。だがここでは、そのような問いの背後で、合理化の趨勢にもなってジェンダー体制がどのように変動したのかに焦点を当てて議論を進めることにしたい。

ジェンダー体制の変化という側面において1980年代の婦女聯の葛藤をとらえるとき、国務院が託児工作指導グループを解消した1982年は、女性政策の分水嶺を示していたと言えるのではないだろうか。経済の合理化が進むなかで、各地の婦女聯は個人経営による託児所や幼稚園の敷設を支援するなど、コストをおさえた児童工作を展開しつつ、女性の生産労働参加を担保しようとしていた。家事労働者の仲介をおこなう「家事サービス」事業が一部の都市において始まるのも、まさにこの時期である。『中国婦女報』の報道によれば、1983年に北京市婦女聯が「朝陽区三八家事サービス社」を創設したのを皮切りに、1984年末までに22の省・市・自治区の44市において家事サービス業者が設立された¹³。再生産労働の分業を公共投資によってではなく、個人託児所や家事サービス事業の展開によって進めようとしたのである。

ところがこのような婦女聯の独自の取り組みは、開始まもない時期に危機を迎える。「家事サービス」事業の運営が、「営利目的」として批判を受けたのである。次節ではその経緯について取り上げながら、事業を推進するにあたって婦女聯がどのような画策をおこなったかに焦点を当てることにしたい。

3 「家事サービス」事業に見る婦女聯の画策

3-1 婦女聯による事業運営をめぐる攻防

1987年2月9日発行『中国婦女報』一面には、筆頭に「北京市政府 婦女聯による家事サービス業展開を支援」「正式に人員と経費を配分」という見出しが並んでいる。

記事は、北京市政府責任者が「三八家事サービス総社」（三八家事服務総公司、以下「三八」と略称する¹⁴）は営利を目的としない「事業単位」とであると認め、経費やインフラ投資をおこなうことになったこと、市婦女聯による運営を支持するに到ったことを報道するものである。あわせて江西省南昌市でも市政府が婦女聯の「三八労働サービス社」（託児所、家事労働者の紹介、修理業、引っ越し業など）に財政支持をおこなうことが決まったと紹介され、さらに婦女報の評論委員による論説も掲載されてい

る。

この間の経緯を概説しておこう。1986年初め、市政府の関係部門において「三八」は営利行為をおこなう「企業単位」であり、ゆえに婦女聯は関係を切るべきだという意見が上った。この意見を受けた市政府は、同年5月に「(雇い主が紹介を受けるために支払う)手数料は完全に保姆の訓練と事業経費などに使われている。実際には『会社の名と公益の実体』をもっており、事業単位とみなすべきである。婦女聯は運営を継続してよい」という結論を出した¹⁵。冒頭の記事は、この流れを受けた上で市が「三八」に対して「8人の人員、7万円のインフラ投資とその他の経費を出し、発展を支持する」ことになったと紹介するものである。

1980年代の婦女聯にとって家事サービス事業をめぐる一連の動きは、機関紙である『中国婦女報』のトップ記事を再三にわたって飾るほど、重要な意味をもっていた。

各地の婦女聯は1983年を皮切りに、家事労働者の仲介を専門におこなう事業体を設立した。その先駆けとなったのが、「三八」の前身、「朝陽区三八家事サービス社」(朝阳区三八家务服务公司)である。「三八」は今日までに「北京市三八サービスセンター」(北京市三八服务中心)と名前をあらため、20余年にわたって北京市の家政サービス業の草分け的存在となっている。

1980年代はじめ、北京市婦女聯党組織は、人民政治協商会議北京市委員会の「人びとの切迫した需要をつかみ解決する」指示に従って都市生活における困難について調査をおこなった。1983年9月、北京市委の段君毅書記が「社会は非常に『保姆』を必要としている、『保姆』は大きな業種であり、婦女聯が管理しなければならない」という指示を出すと、北京市婦女聯は10月14日に市政府に「北京市に家庭労働サービス会社を成立させることについての伺いの報告」を送った。同月24日に出された北京市副市長の同意を受け、12月21日には朝陽区において「朝陽区三八家事サービス社」の試験運営が始まった。

翌年3月29日から31日の3日間には、全国婦女聯が北京において「家事サービス事業現場会議」を開催している。この会議には康克清主席(当時)をはじめとした全国婦女聯の主要幹部、北京市委の主要幹部、社会学者の費孝通らのほか、北京市、上海市、天津市、広州市、南京市、吉林省、江蘇省、湖南省、江西省の婦女聯主任が出席している。これを機に婦女聯は、全国に向けてサービス運営の着手を呼びかけたという。同年5月、「朝陽区三八家事サービス社」は「北京市三八家事サービス総社」(北京市三八家务服务总公司)に名を変え、北京市内の複数の地点において運営を開始した¹⁶。

前節で示したように、1980年代初めに全国婦女聯および地方婦女聯が家事サービスに着目したことの背景には、再生産労働の分業をめぐるジェンダー体制の再編があったと考えてよいだろう。合理化の推進のなかで、少なくとも1982年以降、児童養育にかかわる全国婦女聯の取り組みからは、少なからぬ国家予算が削減されたのではないかということが想像できる。国務院が1979年に組織した託児工作指導グループは、機構整理と合理化の流れを受け、1982年5月には解消された。この時点において、予算配分の回路はいったん組み替えられたと考えられる。

しかし託児工作指導グループの解消後の時期に、婦女聯による児童工作が途絶えたわけではない。むしろ党中央は婦女聯に対し、より積極的な取り組みを奨励している。中央書記處は1983年4月、「今後の婦女聯の方針と任務は、女性・児童の合法的權益を堅く擁護し、児童を養成・保護して健康に成長させる工作をいっそう立派にやり、二つの文明〔物質文明と精神文明〕の建設における女性の重要な役割を充分に發揮させることである」と指示している(「三句話方針」¹⁷)。この指示を受け、康克清は全国婦女聯聯合会第4回第7次常務委員会拡大委員会において、「女性と児童の合法權益を守ることは婦女聯

の荣誉ある職務責任である」という報告をおこなっている¹⁸。

1983年以降、つまり託児工作指導グループ解消後に、婦女聯の「児童工作」に対する財政支援がどのようにおこなわれたのかについて、具体的な資料はない¹⁹。しかしこのような事態を受けて、各地の婦女聯が独自の取り組みを始めたとしても不思議ではない。つまり同じ1983年に北京市で「三八」が設立されたことは、「両てんびん」問題と無関係ではないだろう。

冒頭に紹介したように、婦女聯による家事サービス事業の運営は批判的にとらえられていた。1984年に中共中央・国務院は相次いで「党政機関の在職幹部は大衆と企業を共同運営してはならないことについての通知」（7月）、「党政機構と党政幹部が商売や企業経営をすることを厳禁することについての決定」（12月）を出し、共産党関係者が営利行為をおこなうことを厳しく取り締まっている²⁰。こうして1986年初め、北京市婦女聯が「三八」を運営するのは営利行為にあたるではないかという点が告発を受けたのではないかと思われる。しかし関係者の交渉を経て、同年5月に「三八」は非営利の「事業単位」として認定され、政策の制約を乗り越えることに成功した。

婦女聯による「三八」運営の認可をめぐって強い働きかけをおこなったのは、1980年の中共中央の政策における「婦女回家」導入の取り下げ交渉をおこなった羅瓊やその周辺の人物である。このことは、決して偶然とは思われない。羅瓊は1980年の後も引き続き残る「婦女回家」の論調を批判的にとらえるなかで、サービス産業の発展に強い関心を示していた。

3-2 羅瓊らの交渉

1985年に羅瓊は共産党の機関誌『紅旗』において、経営の合理化は必要であるが、そのために女性を家に帰らせるという方策は間違っていると主張している。この論説文は、第三次産業の発展により現存する「食材購入難」、「外食難」、「被服難」、「託児難」を解消し、同時に全民所有制、集団所有制、個人経営の「三つの扉」によって積極的に雇用を創出していくべきであると論じている。託児組織についても多種多様な形式が可能であると言明し、さらに商業施設やインスタント食品、既製服、家電製品の普及、さらに家事労働サービス会社の発展に展望を持っている（羅瓊 1985）。

1980年前後の党中央や国務院では、女性が家庭役割や児童養育の責任を担うべきとする論調が広がっていた。婦女聯も「児童工作」を主要任務としていたほか、「五好家庭」キャンペーン（政治思想と生産労働をきちんとしている、家庭の和睦と高齢者の尊敬をきちんとしている、子女の教育と計画生育をきちんとしている、古い習慣を改め勤勉節約をおこなっている、近隣と仲良くし文明的で礼儀正しい²¹）を提唱するに至っていた。女性運動は家族中心主義的な路線へと傾倒していたといえる。そのようななかで、羅瓊は根強く女性が生産労働に参加することの重要性を主張していたととらえられよう²²。

1986年2月25日、羅瓊は夫であり全国人民代表の薛暮橋とともに「三八」を訪問し、北京市の指導者層に対する報告の手紙を書いて経営存続の申し入れをしている。『中国婦女報』は86年5月2日付の第一面トップ記事においてこの手紙を掲載している。この報告において、羅らら家事サービス事業を「児童工作」の延長線上にとらえていることは明らかである。

1984年、市区の託児所・幼稚園は（個人託児所を含め）26万余人の嬰兒・幼児を預かっているが、入所率はたった38%である。62%の嬰兒・幼児はいまだ家庭で保育されているが、その家庭の多く

は共働きであって夫婦ともに仕事に行かなければならない。託児問題を解決するためには多様な形式を採用しなければならないということが説明できよう。一つに国家と集団が可能な限り速く託児所や幼稚園を発展させること。二つに個人託児所による子どもの受け入れを支援すること。三つに家事サービス会社の類の組織を継続的に運営し、家庭のためにサービス員を紹介することで、両親が子どもを保育するのを助けることである²³。

国務院や中共中央が想定していた「児童工作」とは公共福祉としての託児所経営であった。しかし1982年の託児工作指導グループ解消の動きから、羅瓊と薛暮橋が主張する第一の形式が現実には頓挫しつつあったととらえることができよう。羅ら婦女聯関係者は、ここで再び「婦女回家」のような論調が優勢になり、合理化が女性の家庭役割強化に結びつくことを回避しようとしたのではないだろうか。

羅瓊と薛暮橋が取り上げる第二・第三の形式は、「児童工作」の新たな取り組みであると同時に、雇用を生み出す方途でもあった。第二の形式すなわち個人託児所は、この時期に婦女聯が力を入れていた課題の一つである。『中国婦女報』1986年8月15日付の第一面は、「政策緩和 門戸が開く 全国都市農村の個人託児所・幼稚園は急速に増加」という記事と、評論委員による論説を掲載している²⁴。ここでも「個人経営の託児所・幼稚園は、一に国家が投資する必要がない。二に関連人員を増やす必要もない。託児所・幼稚園が建設されたら、労働者の子どもの入所問題を解決できるのみでなく、少なからぬ都市の就業待ち青年、退職者、農村余剰労働力にとっての仕事ができる」と紹介されている²⁵。

家事サービスもまた、現実には多くの都市家庭において需要が高い上に、その地域における女性の雇用創出にも結びつく事業として着目されていた。たとえば『中国婦女』誌1984年3月号に掲載された「三八」についての記事は、児童保育や家事労働のための労働力仲介が、「家庭の心配事を排除し困難を解決する上に、就業待ちの青年たちに就業機会を与える」と紹介している²⁶。

ところが実態として家事サービスにおける都市女性の就業は、それほど進まなかったようである。この時期の『中国婦女報』は女性の就業難を問題とする一方で、「三八」の人手不足を報じている。1985年1月の「保姆問題の諸相」という記事によれば、北京では8万世帯において家事労働者の需要があるにもかかわらず、半数以上が雇用を実現できていなかったという²⁷。婦女聯は家事サービス事業を通じて、女性の家庭回帰を回避しつつ再生産労働の担い手を確保するとともに、都市女性のための雇用の増大を図ろうとしていたが、実際にはこの二つの課題はかみ合っていなかった。

「三八」の張先民主任によれば、「三八」のリクルート先は北京市内から郊外へと拡大し、さらに1980年代半ばには他の省・自治区の地方政府と協力関係を結んで農村女性労働力の受け入れを開始したという²⁸。経済合理化のなかで再編されようとしていた再生産労働のジェンダー分業のありかたは、この時点から農村-都市関係を巻き込んでいくことになった。

4 都市婦女聯と農村女性

1985年の秋、『中国婦女報』は、再び「保姆問題の諸相」というタイトルの下で5回の特集記事を組んだ。この特集は、「三八」が河北省などの地方政府と協力し、農村女性の組織的受け入れを始めている様子を紹介している²⁹。

実際には「三八」がこのような取り組みを始める前から、農村女性たちは自発的に北京に来て家事労働

働者として働いていた。80年代の北京では戸籍制度による居住や食糧配給の制限が敷かれていたが、都市世帯において住み込みで働けば、そのような制約を受けずに生活ができるためである³⁰。1985年当時の報道によれば、北京において「管理されていない」農村出身家事労働者たちは3万人に上っていた。このような自発的移住女性たちの存在について、特集「保姆問題の諸相」は次のように懸念を示している。

われわれの調査において、管理されていない保姆たちのなかには、手足が清潔でなかったり、慎みがなかったり、ごろつきとつるんで思うように賃金水準をつりあげようとする者もときに見られた。北京市の収容所にはしばしば原籍地に送り返される者がいるが、なかには雇用主にだまされたり誘惑されたりして、身を汚されたり踏みにじられたりした者もいる。数こそ多くないが決して無視できない状況である³¹。

農村人口の都市への移動は、食糧管理の統制が緩んだ90年代半ばには「民工潮」現象として注目されるようになるが、80年代にはそれほど社会問題化していなかったと思われる。そのようななかで、家事労働者として就労する農村女性は、都市共働き世帯における再生産労働力の需要に応じて増加していた。

農村出身家事労働者の増加に際して、北京市はこの時期に天橋派出所をパイロットケースとして、暫定居住証の試験導入をおこなっている³²。市の公安局が出した「北京市暫定居住証発行暫定規定」の草稿では、外地から北京に来た人は3日以内に滞在地の公安派出所で暫定居住戸籍を申請すること、北京に来た「保姆」は雇用主の都合の良いときに滞在地の公安派出所に出頭し、暫定戸籍と暫定居住証の発行を受けること、といった内容が盛り込まれた。都市で居住・就労する農村出身者はこの後2000年代半ばに到るまで、暫定居住証の携帯を義務付けられるが、この制度は初期段階から、家事労働者の管理を強く意識していたといえる。

ここで前節において扱った羅瓊と薛暮橋によるレポートを再度とりあげたい。1986年5月、北京市婦女聯による家事サービス事業の経営存続を主張するにあたって、羅瓊と薛暮橋は以下のような建議をおこなっている。

目下、知り合いの伝手によって北京にやってきた保姆は3万人余りであるという。「三八」家事サービス会社およびその支部が紹介する2万名近くのサービス員に加えれば約5万人といえる。そのうち家事サービス会社の紹介するサービス員には、契約方式を採用し、雇用主とサービス員との間の平等と相互関係、それぞれの利益を保障している。双方と社会の治安にとって良いことである。(中略) 3万余名の自発的に北京に来た保姆については、滞在地域の居民委員会³³、基層の婦女代表委員会³⁴が組織化と教育に責任を負うべきである。10年の内乱〔文革を指す〕の前にはそのようにしていたはずである。いくつかの街道ではうまくやっている。居民委員会と婦女代表委員会は定期的に彼女たちを組織し学ばせ、政策法令を教え、彼女たちが意識を高め職業道徳を重んじ、規律と法を守るよう助け、彼女たちの合法的権利・利益をしっかりと守るのである。同時に彼女たちが滞在地の衛生や治安の仕事を分担するよう組織し、居民委員会や基層の婦女代表委員会に対しても協力するよう求めるべきである。居民委員会、基層婦女代表委員会、家事サービス会社が分業

して取り組み、この任務をつかんでいくよう提起したい。

このレポートにおいて羅瓊と薛暮橋は、あらかじめ組織的に農村から北京へと移動し「三八」の仲介を受けた「サービス員」と、そのような仲介を受けることなくやってきた「保姆」とを明確に区別している。その上で、「保姆」であれ「サービス員」であれ、家事労働者として都市へと流入する農村女性たちを十全に管理・監督するにあたって、婦女聯が家事サービス会社を運営することの重要性を主張している。

前節において取り上げた報道記事の内容から整理するならば、婦女聯は、家事サービス会社の経営存続にあたって(1)「婦女回家」とは異なる方途によって合理化後の雇用問題を解決すること、(2)都市における再生産労働力(とりわけ児童保育のための労働力)の需要を満たすことを主張していた。ところが実際には都市女性のための雇用創出という主張とうらはらに、家事サービス事業における再生産労働力の需要と供給は、都市内部ではかみ合わなかった。そこで婦女聯は、(3)都市における農村戸籍女性の管理・監督をおこなうという新しい責務をアピールするに到ったのではないだろうか。

前年に『中国婦女報』の特集「保姆問題の諸相」が描き出していた「管理されていない」農村出身女性の衛生や態度、彼女たち自身の身に起こる危険といった問題を、婦女聯は居民委員会、基層婦女代表委員会、そして家事サービス会社が協働で取り組むことで解決できる、と主張した。この傾向は羅瓊と薛暮橋のレポートのみに留まっていない。「三八」が北京市婦女聯の運営する「事業単位」として認可を受けてからまもない時期に、『中国婦女報』は北京市内に自然発生していた農村出身者の職探しコミュニティ「労務市場」の問題を一面記事において取り上げている。

1986年8月25日の記事は「労務市場」の実態として農村女性が出身地政府の紹介状を保持していないこと、身体検査を受けていないこと、不当な賃金つりあげや窃盗行為、売買春が蔓延していることなどを指摘し、「三八」のような家事サービス事業が秩序立った仲介と労働力管理をおこなうべきであると主張している。4日後の8月29日には、この記事に同意する雇用主、農村女性、北京市の婦女聯社会部主任からのコメントが掲載された。次いで9月1日には、北京市政府が「労務市場管理条例」の発行・実施を決定したことが報道されている³⁵。

「労務市場」に集まる農村出身者の取締りの一方で、「三八」は各地方政府の労働部門や婦女聯とのあいだで協定を結び、農村女性の組織的受け入れを進めていった。2007年までのあいだに、「三八」は安徽省、河南省、陝西省、甘肅省、四川省など、全国20の省市、34の地区、150の県から十数万人の農村女性を受け入れていく³⁶。

今日の北京には婦女聯以外の経営者による家事労働者の仲介も多数存在しており、一方で「労務市場」のような農村出身者たちによる自然発生的コミュニティも消滅したわけではない。農村女性の移動のあり方はますます多様化していると思われる。しかしなお、北京では組織的移動を経て雇用される家事労働者がかなりの割合を占める。ある調査では、北京の家事労働者の68%が「サービス機関〔服务机构〕を通じて北京に来た」と答えている(穆丽杰、2006)。比較のために言えば、北京の農村出身労働者全体における集団リクルートの経験者は、2.2%と非常に低い数値を示している(翟振武、段成荣、毕秋灵 2007)。このデータは、中国経済の構造転換の下で「貯水池」としての女性と農村とがいかに結びついているかを如実に示しているといえるだろう。

3-5 おわりに

本章は、1980年の「婦女回家」論争にはじまった分業再編の動きをとらえながら、ジェンダー体制の変化がどのように農村-都市関係の再編へと及んだのかを明らかにしてきた。経済の合理化の推進が、女性運動に対するバックラッシュともいえる現象を生み出すなかで、全国婦女聯は女性の生産労働参加を担保しつつ、再生産労働を分業する新たな試みを模索していた。その過程において婦女聯は、農村-都市間の労働力移動のゲートキーピングに積極的に関与するようになっていく。こうして農村と女性という二つの「貯水池」が、戸籍制度を介在しながら都市に対して再生産労働力を抛出しているという構図が浮かび上がってくる。

この構図はその後も、家事労働者の組織的移動の展開に影響を与え続けている。本稿の議論は1980年代におけるジェンダー体制の変化を中心にとらえたが、再生産労働力のゲートキーパーとしての婦女聯の動きは90年代の市場経済化の進展を経て、さらに先鋭化していく。詳細は別稿において論じることにするが、ここでエッセンスを紹介することで農村女性と都市女性とのあいだで再生産労働の分業がどのように進行したのかをとらえておきたい。

全国婦女聯は1990年代前後から、農村女性の経済的エンパワメントを目指して「双学双比」（二つの学びと二つの競争）キャンペーンを大々的に打ち出している³⁷。エレン・ジュード（Ellen Judd）によれば、このキャンペーンは当初、副業生産のための支援を中心としていたが、次第に規模が大きく、現代的で、商業化された農業生産を想定したプログラムへと移行していった。収入の拡大や識字率の向上を中心とした取り組みから、次第に市場における経済活動につながる技術の習得に力を入れたものに変化していったという（Judd 2002, pp.48-54）。

市場経済化による農村女性のエンパワメントの推進は、国家政策のなかでも大々的に支持された。1994年に国務院が発表した「7年間かけて8000万人の貧困扶助・開発をおこなう計画」はその最たる例である。この計画は婦女聯に対して「双学双比」の取り組みを強化し、労働部門とともに「女性の労働力送り出し」を推進するよう求めている。地方の婦女聯や労働部門のネットワークを介した農村女性の移動は、国家政策の支持を受けるに到ったといえる。

改革・開放路線の開始とともに起きた経済の合理化、1990年代の市場経済システムの積極的導入を経て、都市再生産領域と農村女性の関係は抜きがたく結びついていった。この間、中国では段階性就業（出産・育児期の女性を家に帰す）論など、「婦女回家」に順ずる労働政策の是非がたびたび論じられてきたが、婦女聯関係者や女性知識人たちの根強い反対運動によって廃案に至っている（蔣永萍 2001）。このように中国のジェンダー体制は「専業主婦」を構造的に生み出すことを回避してきた。しかしその努力の一方で、農村女性を再生産労働力として動員しつつ、都市の他者として管理・統制する動きも生まれていたということを指摘できるのである。

（おおはし・ふみえ／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究機関研究員）

掲載決定日：2009（平成21）年12月16日

* 本論文はお茶の水女子大学に提出した学位論文「中国・北京市における家政サービスの生成と展開——再生産労働の再編成と農村-都市移動の〈回路〉——」（平成21年9月提出）の第3章に加筆・修正を加えたものである。

注

- 1 本稿はジェンダー体制という概念をラーウィン・コンネルのgender regime概念（Connell, 2000=2008）に即し、ジェンダー関係の編成に関わる規則や制度のパターンをとらえるものとして用いている。
- 2 《中国劳动工资统计资料：1949-1985》p.26, 32のデータより算出。
- 3 「婦女回家」論争は1980年代にはじめて出現したのではなく、30年代から今日に到るまで繰り返し出現してきた。（臧健 1994；尹鳳先 2004）ただし、本稿は市場経済化におけるジェンダー体制の再編をとらえる目的において議論の射程を80年代にとどめている。
- 4 同時に、この時期になぜ女性の家庭回帰が検討されたか、そしてなぜ婦女聯がそれを回避したのかをより突き詰めて考える必要があるだろう。改革・開放にともなう合理化の趨勢の矛先が、ジェンダーに向かったことの意味を理論的にとらえなければならぬ。この点についてはより広範な資料調査が必要となるため、以降の課題としたい。
- 5 この作業の上で、全国婦女聯の機関紙『中国婦女報』や月刊誌『中国婦女』における報道、社説や特集記事の議論、全国婦女聯や地方婦女聯やその関係者の発行した広報文書、政策関連論文、ウェブサイト記事等を一次資料として参照する。『中国婦女報』は1984年10月に全国婦女聯によって創刊された、女性問題を扱う専門紙である。創刊当初は週1回の発行であったが、今日では日刊紙として刊行されている。このバックナンバーを遡るにあたって、遠山日出也氏に貴重なマイクロフィルムをお貸しいただいた。婦女聯の活動については、氏が作成された女性運動史の年表（『中国女性史研究』掲載）からも多くの知見を得た。丹念なアーカイブの蓄積と検討に、心から感謝と賞賛を示したい。また1980年代の北京市婦女聯の取り組みについて多くを教えてくださいました北京市三八サービスセンター（北京市三八服務中心）主任の張先民氏にも深く感謝している。なお本研究にあたっての一連の調査は、日本学術振興会特別研究員研究奨励費（2007年-2009年）、財団法人霞山会（2005年-2006年）、お茶の水女子大学21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」（2004年）の助成によって実現した。
- 6 ここで「制度的」と書くのは、個体の水準では60-70年代の都市でも家事労働者として働く農村女性が存在していたためである。本稿ではこのような例と異なり、婦女聯のような政治的に影響力を持つ中間組織の介在によってどのように再生産労働の分業体制が再構築されたのかを論じたい。なお、1990年代後半以降の家事労働者の仲介業は「家政サービス」（家政服务）と呼ばれることが多い。しかし本稿では家事労働者仲介が誕生した80年代に着目する上で、当時一般的であった「家事サービス」という呼称を用いる。
- 7 「人民団体」とは中国共産党と人民とのあいだをつなぐ役割を果たす組織である。婦女聯以外の人民団体としては、労働組織である中華全国総工会、青年指導のための中国共産主義青年団などがある。
- 8 「工作」とは仕事、業務、任務などを意味する中国語であるが、中国研究では翻訳されないことが多い。本稿でも婦女工作（女性関連の取り組み）、児童工作（児童の福祉や教育関係の取り組み）などを中国語表記のまま記述する。
- 9 婦女聯が文革の政治闘争に巻き込まれていった過程については耿化敏が詳細に論じている。耿によれば、1968年9月から1972年までは女性組織自体が不在状態となったが、1973年ごろから地方において女性問題をあつかうグループが各地の党委員会の指導下において活動をはじめていた（耿化敏 2006）。その後1977年に四人組に対する批判活動において康克清らが全国婦女聯指導グループ（全国妇联领导小组）を立ち上げ、1978年に全国婦女聯という名称での活動を再開した（耿化敏 2008）。
- 10 羅瓊は1911年に江蘇省江陰に生まれ、女子師範学校在学中から抗日運動に参加した。一時は小学校に勤めるが34年に辞職し、上海に発足した中国農村経済研究会に加わり、雑誌『中国農村』の編集にたずさわる。このときの主編が夫となる薛暮橋である。1938年に共産党に入党し新四軍に従軍した後、40年からは延安で女子教育のための教材作成にかかわる。当時の著作『婦人問題の基本的な知識』は1966年に日本語にも翻訳されている。全国婦女聯の成立時から指導者の立場にあった羅は、文革期には批判を受けて労働改造に送られたが、四人組が逮捕されると婦女聯の復興に尽力した。
- 11 以下、引用文の翻訳はすべて筆者による。
- 12 安徽省妇女联合会 皖妇字〔1982〕039号〈关于当前我省妇女工作中几个问题的意见〉（经省妇联五届七次常委扩大会议讨论修订）、1982年7月24日。
- 13 〈把妇女从繁重的家务劳动中解放出来---三谈解决招工招生提干中歧视妇女的问题〉《中国妇女报》、1985年8月14日。
- 14 中国語の「三八」とは3月8日の国際女性デーに由来し「女性」を指す隠喩表現であり、婦女聯の運営する事業体やプロジェクトでしばしば用いられる。
- 15 『中国婦女報』はこのときの決定についても一面トップにおいて大々的な報道をおこなっている。この記事は後述する羅瓊と薛暮橋による「三八」訪問と北京市指導者層への手紙と一緒に掲載された。〈北京市领导同志就薛暮桥罗琼来信批示 市「三八」

- 家务服务公司是事业单位 决定让妇联继续办好》《中国妇女报》、1986年5月2日。
- 16 張先民主任とのインタビュー記録（2006年7月）、三八服務中心ウェブサイト（URL：<http://www.bjsanbajz.com>、2008年9月13日アクセス）、中华全国妇女联合会（2003）、北京市地方志编纂委员会（2007）、などの資料をもとに整理。
- 17 「三句話方針」（三文の方針）に対して、1943年に毛沢東が革命根拠地における女性政策として出した「四三決定」（生産を中心課題とする）は「一句話方針」（一文の方針）と呼ばれる。
- 18 康克清〈维护妇女、儿童合法权益是妇联的光荣职责〉、1983年4月17日。
- 19 地域によっては地方政府の関係部門による財政投入があった。たとえば1985年には、「北京一商局」が百貨店等に勤務する商業労働者のために300万円の予算を投入し20箇所余りの託児所を作ったという報道がある。（〈拨款三百萬 解决入托难 北京一商局办了一件大好事〉《中国妇女报》、1985年5月8日。）
- 20 張先民主任に対するインタビューの記録にもとづき、筆者が当時の政府による通知・決定を確認したもの。
- 21 中国語では政治思想好、生产工作好；家庭和睦、尊敬老人好；教育子女、计划生育好；移风易俗、勤俭持家好；邻里团结、文明礼貌好。「五好」というキャンペーンは第一次五カ年計画期の生産の後方支援としての「家属」（家庭主婦）役割の重視、そして大躍進直後の女性労働者の家庭回帰を促す論調のなかでも謳われた（Song 2008）。近年では1996年の共産党第14期六中全会における「中共中央の社会主義精神文明の建設に力を入れるにあたっての若干の重要な問題の決議」を受け、「五好文明家庭」キャンペーンへと改変されている。
- 22 このような意見を持っていたのは羅瓊一人ではないだろう。1986年の『中国婦女報』紙上で、女性に対する役割期待や社会規範の是非を問う論争がたびたび特集記事となっている。このような記事からは、あくまで家庭の外で働き続けようとする女性たちの意思が浮き彫りになる。88年の『中国婦女』誌の「1988——女性の活路？」特集では、秋山が指摘するように女性の家庭役割自体を批判的にとらえる声はそれほど高くないように見えるかもしれない（秋山 1991, p.143）。しかし羅瓊の行動や、『中国婦女報』における一面記事や特集を読む限りでは、家事や育児の問題を個々の女性や婦女聯の任務に帰することへの反発を十分に読み解けるのではないだろうか。
- 23 〈人大代表薛春桥罗琼致函北京市领导 提出办家务服务是实现家务劳动社会化措施之一 建议把北京市“三八”家务服务公司列为事业单位〉《中国妇女报》、1986年5月2日。
- 24 〈政策放宽 园门打开 全国城乡个体托幼园所迅速增加〉《中国妇女报》、1986年8月15日。
- 25 安徽省では1985年に省婦女聯、教育庁、衛生庁、財政庁が「安徽省家庭聯戸幼稚園・託児所管理暫定実施法」を制定し、いくつかの家庭が寄り集まって託児をおこなう仕組みを構築した。この法の制定に先がけておこなわれた个体託児所の現場経験交流会では、「退職教師、就職待ち女性知識青年の力を發揮させ、国家の金をまったく使わずに、家長の後顧の憂いを取り除く」経験がまとめられている（安徽省地方志编纂委员会 1998：pp.412-413）。筆者のインタビュー調査の協力者である田春曉（仮名）は10代後半の頃、安徽省A県の婦女聯幹部に委託され、自宅で幼稚園を運営していた。田は農家の末子として生まれたが農業従事の経験はなく、まさに政策上「余剰労働力」とみなされる存在であった。
- 26 侯志明〈感谢你、家务服务公司〉《中国妇女》1984年第3期、p.16-17。
- 27 〈保姆问题面面观〉《中国妇女报》、1985年1月30日。
- 28 インタビュー記録、2006年7月。
- 29 〈保姆问题面面观〉1-5《中国妇女报》、1985年8月28日-10月2日。
- 30 安徽省無為県の農村女性による移動ネットワークの存在はよく知られている。彼女たちは明の時代から都市において家事使用人として働くためのネットワークを持っていたとも、抗日戦争期に華南で活動していた新四軍の退役者たちが北京に配属されたときに呼び寄せられたとも言われている（Solinger 1999, p.223；Davin 2002, p.145）。
- 31 〈管起来好？还是不管好？：保姆问题面面观3〉《中国妇女报》、1985年9月11日。
- 32 〈加强保姆的户籍管理十分必要〉《中国妇女报》、1985年9月18日。
- 33 「居民委員会」とは、居住地区（「街道」と呼ばれる）において機能している自治管理組織のことを指す。町内会のような位置づけであるが、行政や共産党組織の末端としての役割も果たしている。
- 34 「婦女代表委員会」とは居住地域における女性の自治組織を意味し、実際は婦女聯の末端として機能している。なお、「基層」とは居民委員会や婦女代表委員会の末端組織のことを意味する。
- 35 〈北京保姆劳务市场亟待整顿：建议市府采取措施 有关单位加强管理〉《中国妇女报》、1986年8月25日；〈我们赞成对自发性保姆劳务市场进行整顿〉《中国妇女报》、1986年8月29日；〈劳务市场管理条例即将实施：自发性保姆市场混乱现状整顿有望〉《中国妇女报》、1986年9月1日。

36 三八服務中心ウェブサイト、2009年6月3日アクセス。

37 二つの学びと二つの競争とは、「文化を学ぶ」「技術を学ぶ」「成績を競う」「貢献を競う」を意味する。80年代半ばに、山東省や河北省などの地方婦女聯が先行的におこなっていた「双学」（文化を学ぶ、技術を学ぶ）キャンペーンが初発の形態である。

参考文献（一次資料は脚注に記載）

秋山洋子『中国女性——女・仕事・性——』東方書店、1991年。

尹鳳先「中国の『女は家に帰れ（婦女回家）』キャンペーンの歴史と現在——女性の二重負担の観点から——」お茶の水女子大学21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」『F-GENSジャーナル』No.2（2004）：pp.13-20。

落合恵美子「中国女性は家に帰るか——現代化路線と『婦女回家』論争のゆくえ——」『近代家族とフェミニズム』勁草書房、1989年。

くずめよし「1980年代の中国女性——経済改革政策下での『婦女回家』論争の展開——」『日米女性ジャーナル』No.12（1992）：pp.93-110。

瀬地山角『東アジアの家父長制——ジェンダーの比較社会学——』勁草書房、1996年。

遠山日出也「現代中国女性史年表1949-2004」『中国女性史研究』第14号（2005）、pp.63-77。

安徽省地方志编纂委员会《安徽省志：群众团体志》方志出版社、1998年。

北京市地方志编纂委员会《北京志：人民团体卷 妇女组织志》北京出版社、2008年。

耿化敏〈“文革”时期妇联组织演变的历史考察〉《当代中国史研究》第13卷第5期（2006）：pp.76-84。

———.〈妇女运动拨乱反正述略〉《当代中国史研究》第15卷第3期（2008）：pp.47-55。

国家统计局人口和就业统计司《中国劳动工资统计资料1949-1988》、中国统计出版社、1989年。

蒋永萍〈世纪之交关于“阶段就业”“妇女回家”的大讨论〉《妇女研究论丛》02期（2001）：pp.23-28。

金一虹〈“铁姑娘”再考：中国文化大革命期间的社会性别与劳动〉《社会学研究》04期（2006）：pp.169-196。

罗琼〈妇女与改革〉《红旗杂志》第5期（1985）：pp.16-19。

———.《罗琼访谈录》、北京、中国妇女出版社、2000年。

穆丽杰〈建议大力支持加正服务行业的健康发展、促进其与北京的发展相协调〉《打工妹之家十周年庆典暨第四届全国打工妹权益问题研讨会“家政服务员权益问题论坛”论文集》、2006年。

徐家良〈利益表达：社会团体对公共政策的影响力〉《天津行政学院学报》Vol.6, No.1（2004）：pp.32-36。

臧健〈妇女职业角色冲突的历史回顾：关于「妇女回家」的三次论争〉《北京党史研究》第2期（总第85期）（1994）：pp.16-22。

翟振武・段成荣・毕秋灵〈北京市流动人口的最新状况与分析〉《人口研究》第31卷第2期（2007）：pp.30-40。

中华全国妇女联合会《中国妇女运动百年大事记：1901-2000》中国妇女出版社、2003年。

Connell, R.W. *Gender: Short Introductions*. Cambridge: Polity Press, 2002. (ラーウィン・コンネル『ジェンダー学の最前線』多賀太監訳、世界思想社、2008年)。

Davin, Delia. "Country maids in the city: Domestic Service as an Agent of Modernity in China." in Françoise Mengin and Jean-Louis Rocca eds., *Politics in China: Moving Frontiers*. London: Palgrave, 2002.

Judd, Ellen. *The Chinese Women's Movement between State and Market*. Stanford: Stanford University Press, 2002.

Solinger, Dolothy. *Contesting Citizenship in Urban China: Peasant Migrants, the State, and the Logic of the Market*. Berkeley: University of California Press, 1999.

Song, Shaopeng. "The State Discourse on Housewives and Housework in the 1950s in China." in Mechthild Leutner ed. *Rethinking China in the 1950s*. Berlin: Lit, 2008.

人身取引研究の展開と課題

——受け入れ国日本における人身取引研究のために——

大野 聖良

This paper considers alternative perspectives for discussion on human trafficking in Japan as a receiving country. Despite anti-trafficking movements by the Japanese government and NGOs, there are not sufficient theoretical perspectives in the Japanese academic disciplines.

First, I survey the discussion within Japanese gender studies, and present its limitations. Second, I follow the stream of discussion from western feminism. Human trafficking has been referred mainly from the perspective of prostitution. Consequently, this limits the discussion on human trafficking only towards the experiences of women in the sex industry.

Recently, the perspective from migration has developed an alternative discussion. This grasps human trafficking within women's migration, and focuses on the impacts of anti-trafficking movements on women's migration and calls attention to actors in the process of migration. In addition, it shows the need to analyze human trafficking not only from women's experiences at the micro level, but also from the mezzo level involving migration systems and campaigns by NGOs, and from macro level perspectives of international organizations and the organization of a state.

In Japan, it is necessary to analyze human trafficking from the perspective of migration on various levels, and such analyses from the position of a receiving country can deepen the discussion on human trafficking.

キーワード：人身取引、受け入れ国日本、売買春論、移動、人身取引廃絶運動

はじめに

今日、人身取引 (trafficking in persons) は甚大な人権侵害を引き起こす国際組織犯罪として認識され、廃絶にむけた国際的な取り組みが行われている。その推進要因のひとつとして、<女性に対する暴力>概念を思想的背景とした女性の人権運動の国際的な展開が挙げられる。特に、1995年に北京で開催された第四回世界女性会議において、人身取引は行動綱領の重大問題領域の一つである<女性に対する暴力>の中でとりあげられ、女性や子どもの人身取引の廃絶とその被害者の支援に対する具体的戦略の必要性が指摘された。2000年、国連において人身取引を初めて包括的に定義づけた「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑制し及び処罰するための議定書」(以下、人身取引議定書) が採択され、国際・国内レベルで人身取引廃絶に向けた取り組

みが展開されている。日本でも、同議定書批准にむけて2004年制定の「人身取引対策行動計画」をもとに加害者訴追・被害者保護・予防の観点から政策が進められている。

このように国際レベルの運動や制度の面から人身取引廃絶の取り組みが展開される一方で、人身取引をめぐる議論は新たな局面を迎えている。

1990年代においては、国際・国内NGOをはじめとした運動体はその議論の中心的アクターであり、被害者の声が重要なリソースとなっていた。なぜならば、人身取引という事象全体を把握することが難しく、公的機関から発表される統計データも必ずしも正確であるとは限らないからである。人身取引は、アンダーグラウンドな社会問題であるという認識が先行しがちであり、また性産業や非熟練労働市場などインフォーマルな場で起こるため、人身取引に関するデータを収集する際にもどのようにこの現象を捉えるかでデータの取り方が変わり、統計自体も変化する (Segrave, Milivojevic, Pickering 2009, p.11)。このような制限の中で、被害者の声は人身取引の構造とその被害の深刻さを示す重要なツールであった。

しかし、2000年以降、人身取引をめぐる議論は展開しづらくなりつつある。逆説的であるが、国家レベルでの人身取引廃絶への取り組みによって、被害者の声を聞くことが極めて困難になっている。被害者保護政策が組み込まれた結果、被害者の安全を保障するためには、行政のみならず一部の民間支援団体が被害者の「番人」となり、外部からのコンタクトを制限するようになったからである (Segrave, Milivojevic, Pickering 2009, pp.26-28)。特に人身取引の受け入れ国側ではその傾向が顕著である。受け入れ大国とされる日本では、長年被害者保護を民間支援団体に依存していたが、人身取引対策によって被害者は、主に警察や入国管理局を介して女性相談所に保護された後、国際移住機関International Organization for Migration (以下、IOM) の帰国支援プログラムを通じて帰国する。その結果、民間支援団体による保護件数は激減している (JNATIP 2007, pp.6-7)。人身取引が公的機関で対応されるようになったことは評価できるが、必ずしもこの問題が解消されたわけではなく、議論はもう必要ないと楽観視すべきでもない。というのも、政策は加害者を処罰し、被害者を本国へ帰すことに焦点化しており、人身取引を生み出す構造自体への取り組みは十分とは言いがたい。むしろ、被害者の声が公的空間に閉じ込められ、人身取引が再度不可視化する恐れがある。したがって、政策・運動の両レベルにおいて、人身取引の被害の可視化という従来の視点とは異なる、政策展開されている受け入れ国としての文脈で新たな理論展開が必要である。

一方、人身取引をめぐる研究は、国際NGO Human Rights WatchやIOMによる調査研究を始め、運動レベルと同様、被害者へのインタビューをもとにした実態解明型や政策提言型が中心であった。しかし、2000年以降、新たな視点をもつ研究が欧米フェミニズムを中心に蓄積されつつある。人身取引は複数の社会問題と近接しているが、本稿では日本のジェンダー研究における議論の展開と課題を示し、欧米のフェミニズム研究を中心とした議論を用いて、日本における人身取引を考察するために有効な分析視角を考察する¹。

「人身取引議定書」では人身取引の形態は性的搾取・強制労働・臓器摘出目的とされるが、長年人身取引の議論は、主に女性や子どもの性的搾取目的の形態に焦点が置かれてきた。ジェンダー研究、フェミニズム研究も同様である。しかし、ジェンダー研究、フェミニズム研究の有効性は、人身取引が女性の問題であるからという点のみに集約できない。確かに、人身取引の被害者となるのは女性が圧倒的に多いが、強制労働形態での男性被害者の増加も指摘されている²。人身取引は<搾取>目的の移動であ

り、＜搾取＞が容易な場として売春が選ばれることに留意すべきである。＜搾取＞される者、＜搾取＞する者の存在だけではなく、＜搾取＞が利益を生み出すことに加担する者の存在など、＜搾取＞が容易となる構造があるからこそ、＜搾取＞は成立する。日本をはじめ多くの国にとって、それが性産業であり、また他国では家事労働や工場労働なのである。ジェンダー研究、フェミニズム研究をとりあげることで、被害者－トラフィッカー（人身取引関連業者）という従来の狭い枠組では見いだせない、人身取引を成立させる権力関係を広く捉えることができる。そして、それは性的搾取目的だけでなく、他の形態についての考察を深める契機となる。

なお、本稿での用語について触れておきたい。人身取引は「人身取引議定書」で用いられている *trafficking in persons* を日本語に訳したものである。しかし、法的定義と社会的定義は必ずしも一致しているわけではなく、性的搾取目的を強調した *sex trafficking* など、個々の研究においても厳密に定義されているわけではない (Seol 2004, p.10)。日本でも啓発・提言の場において人が物のように売り買いされるという批判をこめて、人身売買という用語も使われている。本文では、この事象を、まずひとつの分析対象として捉える必要があるという問題意識から、人身取引という用語を用いる。なお、本稿で扱う先行研究についてはそれぞれの論者の表現を用いる。

1. 日本のジェンダー研究における議論の展開

日本における人身取引の議論は、被害を可視化することを目的に、主に外国人出稼ぎ労働者支援 NGO などの民間支援団体によって推進されてきた。一方、学問領域では十分議論されているとは言い難く、主に人身取引対策関連の政策やケーススタディの紹介に終始している。そのような中、ジェンダー研究は人身取引を売買春に関する議論の中で言及している。本章ではそれらの視点からみる人身取引を概観し、その意義と限界を示す。

まず、売買春の議論で代表的な立場として、売買春廃絶派と＜セックスワーク＞論擁護派がある。中里見博は、売買春廃絶の立場から、女性の性売買の問題は男女不平等がはびこる原因であり、結果でもあるとする (中里見 2007, p.41)。中里見が述べる性売買とは、「身体の性的な使用を目的とした人の権利の売買」であり、「売買される人の権利・自由の違いによって『人身売買』と『狭義の性売買』とに分けられる。前者は「略取・誘拐、明白な欺罔、明白な物理的・経済的強制などの違法行為が伴う」、後者は「当事者の外形的・形式的『同意』に基づく」「身体に対する一時的かつ部分的な性的使用权」の売買 (中里見 2007, pp.42-43) であるが、両者は実際には連続している。人身売買は、売買した先で狭義の性売買を行うためになされ、成人女性の売買春が合法である限り、売買される女性の自由を完全に否定し搾取し尽くす人身売買の動機付けが業者には常に働く (中里見 2007, p.44)。中里見の議論は、人身売買が身体の処分権まで包含していることに注目している。売買春廃絶を唱える中里見にとって、人身売買はその対象となる人の意思は介在しない、＜身体の売買＞である。

一方、青山薫は、日本・タイ間の性産業で出稼ぎ移動を経験したタイ人女性の経験を取り上げ、女性自身の売春への認識から、＜セックスワーカー＞＜セックスワーク＞という概念を用いる。そして、売買春は＜強制＞されたものであり、また＜選択＞されたものでもあるという。というのも、外的な力 (社会システム) と当事者に内在する力 (エージェンシー) が相互に影響しあうからだ。売買春が＜セッ

クスワーク>であるのか、<性奴隷制³>であるのかは、当事者の<仕事>の条件と社会資源へのアクセスが基準だとする（青山 2007、pp.56-60）。しかし、それでもなお、性産業に携わる女性の状況を改善するためには、労働者としての権利を主張することが必要であるとし、<セックスワーク>論擁護派の立場をとる。そして、<セックスワーク>か<性奴隷制>かという売買春をめぐる従来の二分法から、移住女性が国境を越えて性産業に参入する状況が<セックスワーク>か、「現代の奴隷制」とされる人身取引かという、新たな二項対立的議論が生じていると指摘する（青山 2007、pp.365-366）。

青山は女性の経験を考察する上で、「集団性と秩序がありパターン化された取引と、組織だった『ヤクザ』の関与が言及された場合」を人身取引としている（青山 2007、p.289）。そこでは女性たちが奴隷状態に囚われる可能性が高いが、同時に青山は、人身取引という概念が<セックスワーカー>を疎外する恐れがあることにも留意している。国連機関における議論は人身取引を「奴隷制に類するもの」とみなすが、そこで問題になる<強制>や<支配下にある状況>自体は各々のコンテキストに依存するものであり、解釈によって女性の現実にそぐわないものになる恐れがある（青山 2007、p.367）。

したがって青山は、国境を超えて性取引に携わる女性を、<セックスワーカー>か<人身取引の被害者>かの二者択一の図式にはめ込むのは適切でないと捉えている。そして、性産業に従事する移住女性の場合、<セックスワーク>は一種の奴隷状態と呼ばれるような搾取と暴力につながる可能性が高いことを認識したうえで、当事者の労働する権利を認める重要性を再度主張する（青山 2007、pp.368-369）。

売買春をめぐる議論から一定の距離をおいて、江原由美子は、ジェンダー概念が広く認識された今もなお、<セックスワーク>論に対する抵抗感が解消されない理由を指摘する。<セックスワーク>論は性道徳に基づいた売春女性への非難を回避する一方で、近代社会での<労働>概念に内在する<強制性>を売春に適用することになる。「労働の商品化」、つまり「労働力を売る」とは、「自分のために望まない活動でも」「自分自身に従事させる」ことであり、「自己の身体活動を他者の命令のもとに置くこと」でもあるという（江原 2005、p.97）。江原は、それは人身売買の定義である「隷属状態」と限りなく近いことを指摘する（江原 2005、pp.97-98）。それにも関わらず、<売春は労働である>ということとは、労働者が常に自己の身体を自分の意思のもとに置いている、つまりそこには<強制性>がないということの意味する。たとえリスクが生じても、本人が納得した上での選択だと捉え直されてしまう（江原 2005、p.103）。

したがって江原は、売春を<労働>概念と結びつけることにセンシティブであるべきだと、注意を促す。人身売買は「人間を売買して隷属的状态に置く」ものであり、「『人格をもつ』人間を『モノ』と同様に売買の対象にすること」で「人権を侵害する行為」であるとする（江原 2005、p.95）。さらに、売春だけが<強制性>のリスクを指摘されがちであることの説明として、臓器など身体の一部が売買される人身売買を取り上げる。「売買されるものが『身体』『人体』自体であれば、身体や人体を本人が売る意思があろうがなかろうが、その利用価値には差がない」のであり、「他者から他者の人体の一部を他者の意思にかかわりなく奪うことがお金になる」ため、「本人の意思に反した『人身売買』のリスクが高くなる危険性がある」と指摘し、売春と臓器売買の同質性を見出す（江原 2005、pp.103-105）。

以上、売買春論を介した三者の議論において共通しているのは、人身取引（人身売買）＝隷属、搾取という極限の人権侵害であるという前提があり、女性がそのような状況に陥らないための理論を展開している点である。人身取引の議論は、売春に潜在する<搾取>、<強制性>を説明し、表現している。

中里見は売買春と人身売買との連続性を示すことで売買春廃絶の正当性を主張する。青山は売買春自体に〈セックスワーク〉と〈奴隷状態〉の混在を認め、性産業に携わる女性の社会的法的状況を底上げすれば人身取引のような人権侵害は軽減されるとして、〈セックスワーク〉論の有効性を示す。しかし、青山は人身取引という概念を必ずしも積極的に用いていない。なぜならば、人身取引がもつ〈奴隷状態〉という要素は〈セックスワーク〉論を切り崩し、〈売春=性奴隷制〉という枠組みに逆戻りしかねないからだ。両者において売春と人身取引の連関性がみられるが、人身取引が持つ意味合いは異なっている。一方、江原は人身売買を用いて〈労働〉概念の危うさを説明し、売買春論に〈労働〉概念を入れ込むことに注意を促し、売買春論に新たな視点を投げ込む。

しかし、人身取引は売買春論の中でそれ以上言及されることはなく、どのような構造で起こるのかはほとんど顧みられていない。青山は、性産業に従事する女性もつ複数の経験の連続性の中で、女性が人身取引と言われるような〈奴隷状態〉に陥る要素を具体的に見出している。しかし、売買春論では当事者の意思・認識に焦点があてられがちであるため、何をもって人身取引といえるのかは依然曖昧なままであり、それが人身取引の議論の展開に限界を与えている。

これに対して、売買春の文脈から切り離し、国際移動論から人身取引を移住システムの一形態として捉え直した研究として、稲葉奈々子の「女性移住者と移住システム——移住の商品化と人身売買」(2008)がある。稲葉は「移住労働者のうち、ブローカーにだまされて渡航し、過度に搾取されている場合」が人身売買の被害者であるとする(稲葉 2008、p.48)。女性の意思や認識に焦点を当てるのではなく、移住を媒介する制度に焦点を置いたメゾレベルに注目することで、「過度に政治化されて本質が見えなくなっている人身売買の仕組みを機能的に把握することができる」とする(稲葉 2008、p.48、p.53)。

稲葉は、受け入れ国の入国管理強化、送り出し国の経済的状況・移民政策という国家レベルの要因が、ブローカーや業者による移手段の商品化、つまり移住労働の商品化を促進させてきたと捉えている。そのような土壌において、移住女性によるブローカーへの依存が引き起こす搾取と、日本と移住女性の出身国の間、男性と女性の間における非対称的な力関係、そこに介在する経済格差や日本社会のracismが、国際移動の場で人身売買となってあらわれる(稲葉 2008、p.64)。したがって、移住女性自身の意思に先行して、国家、ブローカーなど、当事者以外の行為者が、人身売買で決定的な役割を果たしており、両者の非対称的な力関係を制度化し、利用する行為者の分析が必要だと主張する。

稲葉が指摘したように、人身取引を議論の俎上に乗せるには、人の移動という視角からその構造を捉えることが有効であろう。しかし、この観点からの議論は日本ではほとんど展開されてこなかった。それは、人身売買という視点が「人間を売り買いする犯罪組織に注目した問題の立て方であり、調査協力者へのアクセスが困難であるためである(稲葉 2008、p.48)。従来の研究において、人身取引は極めて狭義に捉えられてきたために、むしろアンタッチャブルなものとして議論しづらい状況にあった。

これに対して、人身取引を移動の一環と捉え、移動過程における介在者への依存と移動当事者への搾取との関連性を明らかにすることで、人身取引をめぐる議論はより深化しうるだろう。しかし、人身取引を含む移住労働は、送り出し側の供給だけではなく、受け入れ側の需要があってはじめて成立する。移動過程の介在者の分析はプロモーター業者など、送り出し側の動力に視点が偏る可能性がある。移住労働を考察するには、それと並行して受け入れ側の需要構造の位置づけも分析視野に入れる必要がある。

以上、日本のジェンダー研究において、人身取引がどのように言及されてきたのかを概観した。先行

研究の議論は、性的搾取への焦点化や、＜強制＞＜搾取＞や人権侵害という側面の強調によって限定的なものとなってきた。これに対して、人身取引を移動の一つと捉える見方は、ジェンダー研究における新たな議論の可能性を切り開いている。ただし、受け入れ国日本という文脈をどのように議論に組みこんでいくかは、未だ明確ではない。ジェンダー研究のみならず、人身取引をめぐる議論全体における課題として残る。

そこで次章では、欧米のフェミニズム研究を中心とした議論をとりあげ、この課題について考察したい。欧米社会は、主に受け入れ側として19世紀から政治の場でも運動においても、女性や子どもの人身取引に大きな関心を寄せてきた。2000年以降、フェミニズム研究では様々な視角から人身取引の議論を展開し、その先行研究は量・質ともに日本を凌ぐ。それらは、受け入れ側の視点からの人身取引の議論に大きな示唆を与えてくれるだろう。

2. 売買春論の中の人身取引

欧米における人身取引の議論は主に性的搾取に重点を置き、フェミニズム研究においても売買春論の中で検討されてきた。

(1) 売春と人身取引との溶解 ——性的奴隷制としての人身取引——

1970年代、＜女性に対する暴力＞に関する議論が展開された時期に、フェミニズムではtrafficking in women として人身取引をとりあげている。その代表的な著作としてキャスリン・バリー (Kathleen Barry) の“Female Sexual Slavery” (『性の植民地——女の性は奪われている』) (1979=1984) がある。バリーは、「女性の性的奴隷制は、女性や少女たちが直接自分たちの存在に関わる状況を変えようのない状態」、「女性たちが性的暴力や搾取に従属させられている状態」全てに存在する (Barry 1979=1984, p.49) とし、人身取引、家庭内暴力、レイプ、売春は各々女性の＜性的奴隷制 sexual slavery＞として繋がると指摘する。しかし、上記著作の改訂版である“The Prostitution of Sexuality” (1995) では、＜売春 prostitution＞が性的搾取の基盤であるとし、前著での＜性的奴隷制＞という概念から発展させ、すべての女性に対する人権侵害の源として、象徴としての＜売春＞を掲げている。

この議論は、＜売春＞を女性の精神的・肉体的健康を傷つけるものとする。たとえ、同意によるものであっても自由の状態ではなく、抑圧という性的支配なのであり (Barry 1995, p.89)、同意か強制かを議論することで、男性による需要が不可視化されてしまうとする。1980年代以降、フェミニズム内に売春を＜セックスワーク＞というサービス労働の一形態としてとらえる立場が登場したが、本書はそれに対する応答でもある。そして、「trafficking in women は売春へと繋がる最も古く、最も伝統的な形態」であり、「貧しく、産業化されていない地域で、女性や子どもがその夫や親の手によってtraffickerに売られ」る (Barry 1995, p.165) とし、女性に対する人権侵害をなくすために＜売春＞の廃絶を求める。

後にバリーはThe Coalition Against Trafficking in Women (以下、CATW) を組織し、＜性奴隷 sexual slave＞をキーワードに売買春廃絶運動を展開し、現代フェミニズムに強い影響を与えた。2000年以降、人身取引との関連性に言及しはじめた売買春廃絶派は、＜セックスワーク＞論擁護派の存在を念頭に置きながら、グローバル規模で拡大する売買春について積極的に議論を展開する。

メリッサ・ファーレイ (Melissa Farley) は“Preface: Prostitution, Trafficking, and Traumatic Stress”

(2003)において、売春は、自己を欲望されるために自ら従属するように、つまり、売春婦のように振る舞うように、すべての女性を社会化する有害な文化的産物をうみだし (Farley 2003, p.xvi)、sex traffickingはグローバルな規模の売春であるとする (Farley 2003, p.xvii)。ファーレイは臨床心理学の手法を用いた売春女性へのインタビューによって、売春によって引き起こされる精神的・肉体的被害を数値化し、その被害の客観的統計を示すことで、売買春廃絶の妥当性を立証しようとする (Farley 2003, pp.33-74)。

同書の共著者の一人であり、CATWの共同代表であるドルチェン・レイドホルト (Dorchen Leidholdt) は、“Prostitution and Trafficking in Women: An Intimate Relationship” (2003) で、traffickingと売春を同義に用いることで売買春廃絶の妥当性を強調する。レイドホルトによると、traffickingは、グローバル化における性交を目的にした女性の身体の売買であり、典型的にジェンダー化された相互行為だという。そして、「traffickingはグローバル化された売春であり、売春は国内におけるtrafficking」(Leidholdt 2003, p.167) であるとし、両者を入れ子構造で捉える。売春もtraffickingも基本的に重なり合う問題であり、両者ともにジェンダーを基盤とした支配システムで、権力とコントロールのダイナミクスは同じだとする (Leidholdt 2003, p.178)。もちろん、貧しい国からtraffickingによって連れてこられた女性が最も深刻な状況におかれるものの、それは程度の差であって、両者は女性を貧困、差別、暴力によって脆弱にし、トラウマや病を女性にもたらし、疲弊させる (Leidholdt 2003, p.180) という点で近接しているという。

したがってレイドホルトは、売春とtraffickingは異なる表現であるが、同じ問題系であるとし、性産業や売買春の廃絶を訴える。両者を区別することは、性産業を合法化する意図的な政治的戦略であり、それによって性産業の増大を促し、その収益性を守るものであると批判する (Leidholdt 2003, pp.180-181)。この主張は、後述する<セックスワーク>論擁護派への対抗戦略となっている。

以上、売買春廃絶派では、国境を超えるか否かの違いはあれど、売春と人身取引は女性に対する搾取、暴力、人権侵害という点で同質のものとして考えられ、社会的・経済的・政治的強制によって女性を性的支配のもとに従属させるものと捉えている。売買春廃絶派は、性産業やそれを需要する者(男性)の存在を批判の対象とする中、人身取引を国際的に行われる売春として売買春問題に還元する。

これに対して<セックスワーク>論擁護派は異議を唱えていく。

(2) 売春と人身取引の乖離 —— 人身取引をめぐる言説と女性のエージェンシー ——

売買春廃絶派による人身取引の議論に対抗したのが、売春を一種のサービス労働と捉える<セックスワーク>論を掲げるフェミニスト研究者たちであった。その主要な組織としてGlobal Alliance Against Traffic in Womenがある。この立場では、性産業において虐待がおこることは理解しつつも、権利侵害や搾取は何も性産業だけでなく、賃金や社会的地位が低い労働すべてに共通すると認識する。そして当事者女性の意思に反して取引され、売春を強要されるときのみ、有害な人身取引であり、それは労働自体や労働状況についての搾取、強制、欺罔に関わる問題であるとする。その根底には売春自体は人権侵害ではなく自分の身体を用いた労働であり、<セックスワーカー>は理性的な人間であり、自己選択できる存在であるという認識がある (Segrave, Milivojevic, Pickering 2009, p.5)。こうした議論は、人身取引自体よりもむしろ、売買春問題と連動する人身取引廃絶の動きが女性に対してどのような影響をもたらすのかを指摘し、主にグローバルな性産業に従事する女性のエージェンシーと人身取引の言説をめぐる考察を蓄積してきた。

2000年以降には、売買春廃絶派による人身取引の議論に対抗する考察も展開されている。本稿ではその代表的な論者の中から、ジョー・ドーゼマ (Jo Doezema)、カマラ・ケンパドゥ (Kamala Kempadoo)、ローラ・アガスティン (Laura Agustín) を取り上げる。三者とも売春を<セックスワーク>ととらえ、グローバルな性産業に従事する人々の状況の改善を求めている。

ドーゼマは“Loose Women or Lost Women? The Re-emergence of the Myth of ‘White Slavery’ in Contemporary Discourses of ‘Trafficking in Women’” (2000) で、人身取引廃絶運動をめぐる言説を抽出し、19世紀後半から20世紀初頭の欧米社会でおこった反「白人奴隷⁴」キャンペーンによるモラル・パニックに着目する。ドーゼマは、現代欧米社会における人身取引廃絶運動が、売春廃絶運動を生みだした「白人奴隷」の言説を引き継いでおり、<純真無垢><騙された><病や死にさらされた><第三世界・旧共産圏出身><若い女性>と<下劣凶悪な><外国人>traffickerという構図がその土台となっていることを指摘する (Doezema 2000, pp.34-38)。女性の人身取引をめぐる言説は再度モラル・パニックを引き起こすことで、<純真無垢>な女性の保護という名目で女性を管理し、女性の純血性・従属性が家族、ひいては国家の名誉を保持するという女性の<本質的>役割を構築・強化するという (Doezema 2000, pp.46-47)。狭義に構築された<traffickingの被害者>の言説は、グローバルな性産業へ移動する<セックスワーカー>を社会的不安の象徴とすることで、むしろ彼女らに混乱と動揺、人権侵害をもたらす。そして、非西洋の女性を保護しようとする西洋白人中産階級フェミニストの植民地主義的まなざしが人身取引廃絶運動に密接に関与していると批判し、運動自体の政治性を暴露した。

ドーゼマは、<セックスワーカー>として生きる当事者の視点から、人身取引廃絶運動による<セックスワーカー>への影響を明確に指摘する数少ない論者である。一方、多くの論者は必ずしも1980年代に公然と主張されるようになった<セックスワーカー>の権利擁護にまで入り込んだ議論は行わないが、売春等の性産業に従事することで生計をたてる女性たちが存在するという現実在即して考察する。そして、売買春廃絶派による人身取引の議論では不可視化されてしまう争点をすくいあげ、売買春廃絶派のロジックの危うさを指摘する。

ケンパドゥは、“From Moral Panic to Global Justice: Changing Perspectives on Trafficking” (2005) でtraffickingを「強制される状況での労働の取引と搾取」と定義づけ、「女性の奴隷化」として捉えることはむしろ、少年・男性の被害を不可視化させると指摘する (Kempadoo 2005, pp.viii-ix)。暴力や奴隷状態に従属する者を<traffickingの被害者>だとする考えがtraffickingの支配的言説の中心にあるとし、そこには1970年代西洋フェミニズム運動での<被害者としての女性>という概念が影響していると指摘する。純粹でけがれない、絶えず受け身の女性というイメージが<traffickingの被害者>に先行し、移動過程での彼女たちのエージェンシーや主体性subjectivityが否定されると指摘する。それと同時に、<被害者としての女性>と表裏一体を成す<行為者agentとしての男性>という支配的イメージが、男性被害者の不可視化にもつながるという (Kempadoo 2005, pp.xxii-xxiii)。

さらに、移住女性のナラティブから女性のエージェンシーを示すことで<人身取引=売春>の枠組みを崩そうとするのが、アガスティンの“Migrants in the Mistress’s House: Other Voices in the ‘Trafficking’ Debate” (2005) である。アガスティンは、traffickingの議論に性産業に従事する移住女性自身の声が反映されていないという問題意識から、従来の売買春をめぐる二項対立的枠組みから移住女性を語るのではなく、彼女たちの経験からtraffickingの議論を再考しようとする。アガスティンの議論によると、traffickingの言説は、女性は騙されて移動するという論理に基づいており、売買春廃絶派の

議論はすべての移住女性を受動性や無知に還元すると指摘する。アガスティンは、移住女性はみずからの移動に対してある程度の情報をもって決断しているとし、女性らの脆弱性はその仕事が性的であることによって生じるのではなく、いかなる仕事においても市民権を享受できない状況を強いられていることに起因していると主張する。つまり、性産業だけでなく、家事労働や介護労働においても同様の問題が生じている。移住女性に起こる搾取は彼女らを被害者であると叫ぶことでも、〈セックスワーク〉を標準化することでも解決できず、移動という枠組みが移住女性を包括的に考察する上で有効だとする (Agustin 2005, pp.112-113)。

以上、〈セックスワーク〉論擁護派の議論の要は、人身取引被害の現実のみを焦点化するのではなく、グローバルな性産業に従事する移住女性の経験に耳を傾け、女性たちのエージェンシーに着目する点にある。〈セックスワーク〉論擁護派は、ジェンダー化された人身取引廃絶運動の言説批判をおこない、売買春廃絶派の議論の政治性を指摘してきた。そして、売春を労働一般へ標準化することで、〈セックスワーカー〉よりむしろ労働者としての女性に焦点を移し、人身取引の議論が性産業だけでなく、生産・再生産労働の場にも拡大する可能性を提示している。

しかし、これは同時に〈セックスワーク〉論の中で人身取引を議論することの限界を示している。女性のエージェンシーを強調することで、人身取引の実際の被害は言及されにくくなってしまい、人身取引の重要な要素である〈強制〉が何であるかについても触れられていない。〈セックスワーク〉論擁護派の議論にも政治性は潜んでいる。アガスティンの提示する移動という視角へのシフトは、この立場にも議論の危うさが残っていることを表している。

(3) 売買春論の限界

売買春廃絶派は、人身取引による被害と売春による被害を直結させてきた。すなわち、従来の売買春廃絶の議論を人身取引廃絶の議論に組み入れ、ジェンダー支配構造において人身取引による女性への搾取を説明しようとした。

一方、〈セックスワーク〉論擁護派は売買春廃絶派の言説を批判的に考察することで、被害の現実が〈労働としての売春〉を切り崩すことを回避する。そして、売買春廃絶派が示す〈人身取引被害者〉からこぼれおちていく女性の経験を抽出することで人身取引廃絶運動を再考する。しかし、このような議論は、人身取引による被害の現実を切り捨てる危険性をはらむ。

売買春廃絶派と〈セックスワーク〉論擁護派が各々描く女性を取り巻く状況は、女性の経験をどのような側面から切り取り、それをどのような言語で表現するかの違いであって、両者ともに女性の現実なのである。互いに各々の論理に沿って女性の経験を断片的に切り取り続ける限り、互いに相容れない主体を立ち上げ、もう一方の立場から浮かび上がる女性の現実を切り捨てることになる。したがって、売買春をめぐる従来の二項対立的枠組みの中で人身取引を議論することには限界がある。

そこで売春という人身取引の目的に議論を焦点化するのではなく、アガスティンが提示した、移動という視角から人身取引の議論を始める必要がある。この視角は、売買春に対する立場を問うことなく、移動過程における女性の様々な経験を捉えうる。さらに、女性の認識だけでなく、グローバル化の中で人身取引がどのような要素で成り立っているのかという構造を考察することも可能になる。次章では、売買春論の枠組みを乗り越えるツールとして、移動の視角から人身取引の議論を再考する。

3. 移動の中の人身取引 ——移民政策と人権——

2000年以降、売買春論による議論とは別に、移動の中に人身取引を位置づけて考察する試みがなされている。その議論では、〈セックスワーク〉論擁護派で言及された人身取引廃絶運動の政治性だけでなく、国際移住労働において人身取引とされる移動が生じる要因や女性の移動全体への影響についても考察している。

(1) 移動の一形態としての人身取引 ——人身取引の構造へのシフト——

移動の視角は、〈セックスワーク〉論擁護派の視角と極めて近い。なぜならば、両者はともに、出稼ぎ目的のグローバルな移動の一形態として性産業への移動を認識しているからである。しかし、移動の視角の特徴は人身取引の構造を移動の一形態としてマクロレベルで位置づけようとする点であり、〈セックスワーク〉論擁護派のように移住女性のエージェンシーのみに焦点を当てるわけではなく、女性たちが直面する移動における脆弱性が生ずる構造にも言及している。本章では、ナンディタ・シャルマ (Nandita Sharma)、ラセル・パレーニャス (Rhacel S. Parreñas)、ダイアナ・ウォン (Diana Wong) を取り上げる。

シャルマは“Anti-Trafficking Rhetoric and the Making of a Global Apartheid” (2005) で、カナダでの人身取引廃絶運動をめぐる言説と中国からカナダに密入国してきた移住女性へのインタビューをもとに、人身取引廃絶と反移民アジェンダとの連動を指摘する。〈南〉から〈北〉へのグローバルな人の移動が繰り返される中で、〈北〉にとって資本となる一部の身体を歓迎し、その他の身体は制限・違法化するシステム、〈グローバル・アパルトヘイト〉が構築・維持されているという (Sharma 2005, pp.88-89)。このシステムのもと、人身取引における犯罪性と被害者性の言説は、移動過程における国民国家の役割を不可視化し、政治的、社会的、経済的に不利な立場から逃れようとする移住労働者、特に女性がなぜ安全に移動できないのかを不問に付す (Sharma 2005, p.89)。〈traffickingの被害者〉と業者の手を借りて密入国を行う移住労働者との区別は難しく、人身取引廃絶目的で強化された移民管理によって、一層両者の境界線は揺らいでいる。

〈traffickingの被害者〉は、犯罪組織に騙されて移動させられた者という説明だけでは不十分であり、国民国家によって統治されたグローバル資本主義労働市場の犠牲者、国境管理の犠牲者であり、racism、sexism、nationalismの犠牲者であると指摘する (Sharma 2005, p.91)。また人身取引廃絶政策では、ほんの一部の者しか〈traffickingの被害者〉としての法的地位が認められないことを指摘し、人身取引廃絶を組み込んだ刑事法や移民法が国境を越えて新しい生活を営もうとする人々への搾取に加担していることを認識すべきだと考察する。移住女性を〈traffickingの被害者〉として客体化するのではなく、女性の経験を中心に据えることで、彼女らが直面する搾取や虐待を議論できると主張する (Sharma 2005, pp.105-106)。

シャルマは、従来の人身取引での議論で強調された倫理的側面からではなく、国民国家による移民管理を介して〈南〉から〈北〉への人の移動に働くマクロ的権力に注目する。つまり、移住 (女性) 労働者を受け入れる国家側が〈traffickingの被害者〉保護という名目で移住 (女性) 労働者の脆弱性をより高めているという逆説的権力作用を問題視するのである。

パレーニャスは“The U.S. War on Trafficking and the Moral Disciplining of Migrant Women”

(2008) で人身取引廃絶の具体的政策と移住女性の経験の連関性を考察する。

この論文は、traffickingという用語がもつ政治性を強調する。traffickingは女性の倫理的価値の問題へと収斂されており、米国主導のグローバルな人身取引廃絶運動において、女性の保護という名目で女性の倫理的価値の管理を行う<寛容な父権主義 benevolent paternalism>が働いており、それが絶えず女性の移動に影響をおよぼしてきた (Parreñas 2008, pp.135-137)。

パレーニャスは、米務省『人身取引報告書』⁵で<traffickingの被害者>と名指しされた日本のフィリピン人エンターティナーに注目し、参与観察とインタビューによって彼女らの日本への移動過程と就労状況を分析する。特筆すべきは、その移動過程に介在する公的機関やタレントマネージャー、プロモーション・エージェンシー、(日本人) プロモーターなどの仲介業者が彼女たちの脆弱性を強めており、また公的機関がそのような構造を制度化していることについての指摘である。エンターティナーとして来日した移住女性は長期間マネージャーの管理下にあり、彼女らの賃金は手数料という形で仲介業者に半分以上吸い上げられる。彼女たちは仲介業者との非対称な権力関係のもと不利な契約を結び、その結果、仲介業者に依存せざるを得ない (Parreñas 2008, pp.147-154 pp.157-158)。パレーニャスはtraffickingはホステスの就労の場で体系的に生じるのではなく、むしろ移動過程への注目が重要であると主張する。このような移住女性は必ずしもエージェンシーを持たない、救出を要するtrafficked personではなく、極めて厳しい構造的制約に直面している移住労働者migrantと捉えうる。しかし、パレーニャスは移住労働者という用語では、移住女性の経験、特に仲介業者との依存関係を包括的に捉えられないと注意を促す (Parreñas 2008, p.166)。

ドーゼマを代表とする論者が指摘する人身取引廃絶運動言説の権力作用を、パレーニャスは女性の移動全般に作用する権力として捉えている。そして、人身取引の目的ではなく移動過程に注意をむけることで、移動に関与するアクターの移住女性に対する権力関係を可視化し、彼女たちへの搾取構造を顕在化させることができる。また、国際移住労働の中で人身取引に繋がる要素を見出すためには、パレーニャスの考察のように移住女性の個別具体的な文脈を丁寧にすくいあげることが重要である。

さらに、ウォンは“The Rumour of Trafficking and the Management of Migration Studies” (2005=2007) で、どのように人身取引廃絶のうごきが反移民管理へと結びついたかを考察している。ウォンは、人身取引に関する言説分析を用いて移民(移動)研究自体の政治的・政策的文脈を明らかにする。「人身売買という用語は、売春、密輸、奴隷といった意味的近接性により、倫理的・犯罪的な意味を帯び…道徳腐敗や違法性を表象」(ウォン 2005=2007, pp.109-110) し、「人身売買の言説の担い手や権力は、1900年代末に」「第三世界から流入する売春という…文脈から、…不法移民やヨーロッパの難民庇護政策へと、流用され設定変更」された(ウォン 2005=2007, p.111)。さらに、人身取引は不法移民と密接に結びつくことで、国家主権の侵害を意味する記号と化したと指摘する。グローバルな移動に関する問題のあり方が受け入れ側の政治的・イデオロギー的関心によって左右されるため、議論の中心は受け入れ側からみた移民管理となりがちであった(ウォン 2005=2007, p.115)。

人身取引についてのこうした言説は国家レベル、国連機関、NGO、研究機関にまで広がっている。人権問題への関心は集合的な行動に力や保護を与えきたが、その一方で、「国際組織犯罪防止条約」や「人身取引議定書」は、移民の密入国をめぐる主権・安全保障への懸念を原動力として採択された(ウォン 2005=2007, p.114)。移民(移動)研究での問題設定が欧米受け入れ国の政策的・政治的必要性という観点において行われ、各国の政策実施過程で形成された<不法移民><人身取引>というカテゴリー

は現実にゆがみを生じさせている（ウォン 2005=2007, p.122）。ウォンの指摘は、移動の視角から人身取引を考察する際には、常にその問題設定と分析視角、方法を精査するべきであり、人身取引という移動に作用する権力構造を受け入れ側から分析する必要性を示している。

(2) 人身取引を取り巻く〈国家〉、仲介業者と人権侵害

移動の視角は、3つのレベルでの分析の必要性を示唆している。

まず、第一に〈国家〉レベル、特に受け入れ側の分析である。人身取引廃絶政策や〈人身取引被害者〉というカテゴリーの構築を通じて〈国家〉、特に受け入れ側が移住労働に介入し、人権保護の名の下に反移民政策を滑り込ませていることを、人身取引廃絶をめぐる言説を考察することで明らかにされた。国際組織犯罪として人身取引が公的に認められたことにより、移住労働者にとっては抑圧的、パレーニヤスの言葉を借りるならば〈寛容な父権主義〉を帯びた政策の実施を正当化することになる。人身取引を〈国家〉に対する脅威という治安問題として捉え、受け入れ側〈国家〉によるセキュリティー管理の一貫としての人身取引廃絶という見方も組み込む必要がある。

第二に、パレーニヤスの考察で示された、仲介業者など移動過程に介在する公的・私的アクターの分析である。移動の視角では、移動構造自体が移住女性に脆弱性を付与しており、公的・私的アクターの加担を可視化する。この分析は、反移民という動きを生み出すことなく、移住女性への搾取を軽減し、〈安全な移動〉を女性が獲得する余地を残す。

そこで重要になるのは、第三レベルの移住女性の経験、特に女性がうけた搾取の経験、人権侵害の経験である。暴力、痛み、苦しみのナラティブから作り出される人権侵害の枠組みは個人的な経験を公的な場へと一気に引き上げる力をひき出し、最も影響力のある政治的戦略となる。それはまた女性の移動過程や就労の場の改善を求めるために、その構造のどこに分析の焦点を置くべきかを示唆する。しかし、人権侵害というクレームは、人身取引廃絶体制においても、〈国家〉の重要な介入理由である。女性が〈安全な移動〉を求めるうえで有効な戦略である一方で、移住女性の権利と〈人身取引被害者〉の権利が競合する可能性がある。その際、どちらの権利が優先されるのかに決定を下すのは、受け入れ側の国家権力である。よって、人身取引を考察する際には3つのレベルが連動していることを留意すべきである。

移動の視角は、人身取引と言われるような搾取や虐待と隣り合わせにある移住労働者として当事者を捉える一方で、〈セックスワーク〉論擁護派ではとりあげられにくかった人身取引の被害の現実、例えば強制売春など、移住当事者にとっても労働と認めがたい形態を、どのように位置づけるのか。このような形態も、犯罪行為という違法性を帯びた移動の一形態であるといえるが、注目されねばならないのは、受け入れ側でその搾取形態が求められ、受け入れられているという点である。移動の視角では移動過程における搾取を問題にするのみならず、なぜ受け入れ側社会で、ある〈就労〉形態を、搾取まで用いて移住労働者に担わせるような仕組みになっているのかを議論せねばならない。

おわりに ——日本における人身取引研究への示唆——

本稿では、日本における人身取引の分析視角を示すために、日本のジェンダー研究における人身取引の議論の流れと限界を示し、欧米のフェミニズム研究を中心とした議論の潮流をたどった。日本では人

人身取引の議論を売買春論に特化しがちであり、人身取引自体の議論がほとんど展開されてこなかった。一方、欧米フェミニズムの議論でも人身取引は売買春論の中で議論されてきたが、〈セックスワーク〉論擁護派の議論から新たに移動の一形態としての人身取引という視角が登場した。売買春論での議論では〈就労〉に対する本人の認識に焦点を当てるため、二項対立的結論に陥りがちであったが、移動の視角は人身取引を複数のレベルから捉える可能性を示している。

それでは、日本における人身取引を考察するうえで、移動の視角はどのように応用されうるのだろうか。

日本のジェンダー研究で人身取引が言及されにくいのは、人身取引＝隷属、搾取という極限の人権侵害とする、強固な概念が前提となっており、犯罪行為という枠組みを超えて再考することが難しい点に起因する。本稿で検討した視角において、人身取引の議論を展開する布石となったのが言説アプローチであった。もちろん、欧米での人身取引の実態や「白人奴隷」という歴史的事象をそのまま日本の文脈にあてはめることはできない。日本において人身取引がどのように語られてきたのかをたどる作業が必要であり、人身取引の概念の変遷やその議論に関わるアクターを促えることで、日本の文脈に沿った言説が抽出できると考える。それによって、学問領域から政策・支援実践の場に対して新たな見地を提示しうる。例えば、被害者認定基準を設定する難しさは人身取引の言説と現実との乖離として捉え直せるだろう。

本稿では分析視角の潮流を捉えたが、もちろん各々の視角は併存するものである。その中でも人身取引を移動の視角から考察することは、売買春論では閉じられていた人身取引の議論に新たな展開をもたらす。その中で、稲葉の考察は移動の視角から日本の人身取引を再考する試みであり、今後の日本における議論で極めて貴重な契機となる。〈人身取引被害者〉の被害性への過度な焦点化や、暴力団など犯罪組織の関与という前提を切り崩し、移動の商品化における搾取に着目することは、移住当事者の認識にのみ依拠することなく、人身取引の構造を客観的に捉えることができる。また、移住当事者を搾取するアクターの存在を可視化することで、移動の制度上の問題点を明らかにできる。さらに、移動の視角はメゾレベルの分析だけでなく、マクロレベル、つまり〈国家〉、特に受け入れ側自体が人身取引の構造にどのように関与してきたかという点も浮かびあがらせる。

2004年の「人身取引対策行動計画」をもとにした人身取引廃絶政策がもたらしたのは、決して被害者の保護や加害者の処罰化というプラスの側面だけではない。興行ビザ発給の厳格化によるフィリピン人エンターテイナーの激減、被害者保護において帰国を前提とする在留特別許可の運用、人身取引の温床とされる性産業への取り締まり強化など、移動の視角から指摘された反移民アジェンダ、特に売買春禁止と連動した動きが目立つ。それは〈寛容な父権主義〉であり、人権保護を建前に作用する国家治安維持・強化の動きである。もともと海外からの出稼ぎ労働者に対して門戸を閉ざしてきた日本は、欧米社会よりもその傾向が強いのではないだろうか。そのような意味で、ウォンの提示した受け入れ側に対する視角は今後、日本の文脈に沿って人身取引、特に人身取引廃絶政策を考察する上で示唆的である。また、日本の人身取引の形態は近年多様になりつつあるが、やはり移住女性が性産業に従事する中で生じる事例が中心的である。移住女性の移動にブレーキをかける一方で、移住女性のsexualityを求め続けるという相反するベクトルに、移住女性への搾取が色濃く表れることを留意すべきである。

〈唯一の現実〉としての人身取引ではなく、犯罪、売春、移動、人権、治安など複数の語りが交差する〈複数の現実〉として、人身取引を議論することは、従来のミクロ（移住当事者）レベルだけでな

く、新たにマクロ（国際機関・国家）、メゾ（制度・運動体）レベルから研究を深化させることに繋がる。特に日本の人身取引の議論において、受け入れ側としてどのようにこの構造に加担しているのかを分析することは、静態的な議論に対する突破口となりうる。

本稿では、ジェンダー研究、フェミニズム研究に焦点をおいたが、他の学問領域においても研究が蓄積されつつある。今後それらの論点をつなげ、移動をはじめ、新たな視角から議論の枠組みを精査することで、人身取引研究はグローバル化における人の移動と搾取の構造を解明しうると考える。そして、人身取引だけではなく、現在日本で議論されている海外からの看護師・介護士の受け入れや国際結婚、外国人研修・技能実習制度を検討する上で参照すべき視角にもなりうるだろう。

（おおの・せら／お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科
ジェンダー学際専攻 博士後期課程3年）
掲載決定日：2009（平成21）年12月16日

注

- 1 日本では「ジェンダー研究」、欧米では「フェミニズム研究」と称される傾向があり、本稿でもそれらの名称を用いる。
- 2 IOMは、ベラルーシ、ウクライナからロシア等の建設現場に送られる男性被害者の増加を報告している。
http://www.iom.int/jahia/webdav/site/myjahiasite/shared/shared/mainsite/published_docs/serial_publications/MRS-36.pdf
- 3 青山は本著で<性奴隷制>を「女性が『売春』に従事させられるのは、家父長制下での男性への従属と資本主義下での持たざる者への搾取という、彼女たちを二重に下位化するシステムのなかで十分な収入を得るほかの選択肢が奪われた結果なのだから、『売春』は一種の奴隷制」（青山 2007、p. 52）と説明している。
- 4 「白人奴隷」キャンペーンは、19世紀後半にイギリスからベルギーへ少女が「密輸」されるという調査報告を発端にした、白人女性の人身取引に対する国際的運動である。この運動は、後期ヴィクトリア社会における社会浄化運動と連動し、欧米社会で広く展開された。
- 5 米国務省は、世界各国の人身取引に関する年次報告（通称『人身取引報告書』）を公開し、加害者訴追、被害者保護、予防の観点から、4段階評価で各国の取り組みを評価する。

参考文献

- 青山薫 『「セックスワーカー」とは誰か——移住・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店、2007年。
- 稲葉奈々子 「女性移住者と移住システム——移住の商品化と人身売買」伊藤るり、足立真理子編 『国際移動とく連鎖するジェンダー——再生産領域のグローバル化』作品社、2008年。
- 江原由美子 『「労働」概念に何がかけられているのか』姫岡とし子・池内靖子・中川成美・岡野八代編 『労働のジェンダー化——ゆらぐ労働とアイデンティティ』平凡社、2005年。
- JNATIP 『「人身売買被害者支援の連携の構築——地域、国境を越えた支援に向けて」調査および活動報告書』JNATIP事務局、2007年。
- 中里見博 「ポスト・ジェンダー期の女性の性売買——性に関する人権の再定義」『社会科学研究』58巻2号（2007）：pp. 39-69
- Agustín, Laura Maria. "Migrants in the Mistress's House: Other Voice in the 'Trafficking' Debate." *Social Politics: International Studies in Gender, State and Society*. 12. 1. (2005): pp. 96-117
- Aradau, Claudia. *Rethinking Trafficking in Women: Politics Out of Security*. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2008.
- Barry, Kathleen. *Female Sexual Slavery*. New York: New York University Press, 1979. (キャスリン・バリ― 『性の植民地——女の性は奪われている』田中和子訳、時事通信社、1984年)。
- . *The Prostitution of Sexuality*. New York: New York University Press, 1996.

- Doezema, Jo. "Loose Women or Lost Women? The Re-emergence of the Myth of 'White Slavery' in Contemporary Discourses of 'Trafficking in Women.'" *Gender Issues*. 18. 1. (2000): pp. 23-50.
- Farley, Melissa. "Preface: Prostitution, Trafficking, and Traumatic Stress." in Melissa Farley ed. *Prostitution, Trafficking, and Traumatic Stress*. New York: The Haworth Maltreatment & Trauma Press, 2003.
- Kempadoo, Kamala. "From Moral Panic to Global Justice: Changing Perspectives on Trafficking." in Kamala Kempadoo, Jyoti Sanghera, and Bandana Pattanaik eds. *Trafficking and Prostitution Reconsidered: New Perspectives on Migration, Sex Work, and Human Rights*. Boulder: Paradigm Publishers, 2005.
- Leidholdt, Dorchon A. "Prostitution and Trafficking in Women: An Intimate Relationship." in Melissa Farley ed. *Prostitution, Trafficking, and Traumatic Stress*. New York: The Haworth Maltreatment & Trauma Press. 2003
- Outshoorn, Joyce. "The Political Debates on Prostitution and Trafficking of Women." *Social Politics: International Studies in Gender, State and Society*. 12. 1. (2005): pp. 141-155.
- Parreñas, Rhacel Salazar. *The Force of Domesticity: Filipina Migrants and Globalization*. New York: New York University Press. 2008.
- Sharma, Nandita. "Anti-Trafficking Rhetoric and the Making of a Global Apartheid." *NWSA Journal*. 17. 3. (2005): pp. 88-111.
- Segrave, Marie. Sanja Milivojevic, and Sharon Pickering. *Sex Trafficking: International Context and Response*. Devon: Willan Publishing, 2009.
- Seol, Dong- Hoon. "International Sex Trafficking in Women in Korea: Its Causes, Consequences and Countermeasures." *Asian Journal of Women's Studies*. 10. 2. (2004): pp. 7-47.
- Wong, Diana. "The Rumour of Trafficking and the Management of Migration Studies." in Toshio Iyotani and Masako Ishii eds. *Motion in Place / Place in Motion: 21st Century Migration*. JCAS Symposium Series. 22. Osaka: The Japan Center for Area Studies, National Museum of Ethnology. 2005 (ダイアナ・ウォン「人身売買の噂と移民研究の管理」伊豫谷登士翁編『移動から場所を問う——現代移民研究の課題』有信堂、2007年)。

〈研究ノート〉

「女から女への性転換」

——『聖オーランの受肉』における「テクノ・サブジェクト」の考察——

小畑 文

序

本稿では、フランス人アーティストのオーラン（Orlan）が、1990年から1993年の間におこなった自身の整形手術を衛星中継するパフォーマンス『聖オーランの受肉』（*The Reincarnation of Saint Orlan*）を中心に分析をおこなう。このパフォーマンスは、1990年代以降のテクノロジーの発展によりもたらされた新たな身体表象の可能性を提示するとともに、女性の身体と主体との問題に対し、攪乱的な問いを投げかけるものである。本稿では、このパフォーマンスについて以下の三つの点を中心に分析をおこない、テクノロジーを用いた身体表象のパフォーマンスにおける女性の多様な主体性の表象可能性を明らかにしていく。

まずは、オーランが初期の活動から取り組んでいる西洋芸術における女性の身体に付与された〈美〉の概念の解体という問題を考察する。彼女は、1960年代からフランスを中心としてパフォーマンスをおこなっているアーティストであるが、その活動の当初からこの〈美〉の解体の問題に取り組んでいた。彼女は、ルネッサンス期から連綿と女性の身体に付与され続けてきた〈美〉意識を、自身の身体を用いたパフォーマンスにおいて再構築し、その〈美〉意識とはかけ離れた女性の身体のありさまを表象してきた。1990年代以降の『聖オーランの受肉』のパフォーマンスにおいても、彼女は自身の身体を表象の場とし、整形手術という現代テクノロジーをとおしてこの〈美〉意識の解体のパフォーマンスを行ってきた。本稿では、バーバラ・ローズ（Barbara Rose）が1993年に雑誌*Art in America*に掲載したオーランのパフォーマンスに対する批評“Is it art? Orlan and the transgressive act — French performance artist Orlan”（「これは芸術か？オーランとその逸脱行為——フランス人パフォーマンスアーティスト、オーラン」）を参考に、オーランのパフォーマンスにおける女性の身体に対する〈美〉意識の解体の問題を考察する（Rose 1993）。

次に、テクノロジーの発展の影響を受けたオーランの1990年代以降のパフォーマンスにおいて、主体がどのように解釈可能なものとして表象されているのかを分析する。アミーリア・ジョーンズ（Amelia Jones）は、1998年出版の著書*Body Art/ Performing the Subject*（『ボディーアート／主体を演じる』）の第五章“Dispersed Subject and the Demise of the ‘Individual’: 1990s Bodies In/As Art”（「分散した主体と『個』の終焉——1990年代における芸術での／芸術としての身体」）において、オーランを含めた1990年代周辺に活動したパフォーマンスアーティストについての分析をおこない、彼らのパフォーマンス主体が、デカルト以降の近代哲学において捉えられてきた〈主体〉とは異なる“Techno-Subject”（「テクノ・サブジェクト」）という主体を表象していると解釈できると主張した（Jones 1998, pp. 203-4）。ジョーンズの提唱するこの「テクノ・サブジェクト」とは、近年目覚しく発

展したコンピューターなどの現代テクノロジーを用いたパフォーマンスをとおして表象される主体のことであり、西洋哲学の歴史において踏襲されてきたデカルト的統一された主体とは異なり、多様であり個別的であり変更可能である主体のことである。本稿では、このジョーンズの「テクノ・サブジェクト」の概念を援用し、オーランのパフォーマンスに表象される主体性の問題を検証する。

最後に、前述のオーランのパフォーマンスにおける主体性の問題を踏まえたうえで、女性の身体性、主体性の問題を考察する。オーランは、1997年にペギー・フェラン (Peggy Phelan) とジル・レイン (Jill Lane) とが共編した *The Ends of Performance* (『パフォーマンスの果て』) の中に収録された “Intervention” という論文において、自身のパフォーマンスを「女から女への性転換」 (“woman-to-woman transexualism”) と呼称した (Orlan 1997, pp. 315-327)。彼女のこの言及は、ジュディス・バトラー (Judith Butler) が1997年に出版した *Excitable Speech* (『触発する言葉』) の中で言及した言葉の再領有における攪乱性の議論と重なる (Butler 1997)。つまり〈女〉であるオーランが、テクノロジーを通して自ら変容させた身体を、再度「性転換した女」と呼ぶことは、変容以前の〈女〉とは異なる〈女〉の出現を意味し、過去の〈女〉というカテゴリーの範疇の変更を要求することに他ならないのである。そして、この新しい〈女〉の主体性は、ジョーンズの主張する「テクノ・サブジェクト」にみられるように、多様であり個別的な常に可変的である主体性なのである。本稿では、オーランのパフォーマンスをこのバトラーの言葉の再領有の攪乱性の議論に照らし合わせて再検討し、オーランのパフォーマンスにおける女性の表象がジェンダー、セクシュアリティの議論の場においてどのような攪乱性を提示してくれるものであるのかを考察する。

1. 西洋芸術における〈美〉の解体：身体部位の再構築

オーランは、1960年代からフランスを拠点に活動をしているパフォーマンスアーティストであり、〈芸術家〉をめぐる神秘性の言説を維持するために、本名を明かさず、匿名で活動をおこなっている。マーヴィン・カールソン (Marvin Carlson) によると、彼女のパフォーマンスは1993年に雑誌 *Art in America* に掲載されたローズの批評 “Is it art? Orlan and the transgressive act —— French performance artist Orlan” によって学術的にも広く合衆国に紹介された (Carlson [1996] 2004, p. 171)。ローズは、この批評においてオーランを以下のように紹介している (1頁)。

オーランと名乗るフランス人のパフォーマンスアーティストが、整形手術をとおして自己変容の運動に着手した……この作品の作り手は身体を用いた作品、それは「最先端」 (“cutting edge”) という言葉に新たな意味を与えるものであるが、この作品によって立ち現れてくる多くの問題に取り組んでいる。

この批評においてローズは、1960年代から始まるオーランの活動を詳細に紹介するとともに、1990年に開始された整形手術を通して自己変容をおこなう『聖オーランの受肉』が、当時「最先端」とされていた芸術活動の流れの中で革新的な要素のあるパフォーマンスであるとして高く評価している。

『聖オーランの受肉』は、オーランが1990年から開始した『肉感的芸術』 (*Carnal Art*) という一連のプロジェクトの皮切りであり (Orlan 1997, p. 318)、その内容は、オーランの身体を整形手術により変

容させ、その過程を衛星中継し世界各国に配信するというものであった。アメリカ合衆国においては、1993年にニューヨークのサンドラ・ゲーリング・ギャラリーで中継され、この後、合衆国において多くの議論を呼び起こすこととなった。『聖オーランの受肉』のパフォーマンスは、整形手術によって刻々と変容していくオーランの身体を、中断をせず観客に表象したものであり、観客は、メスによって切り開かれ再度接合されていく彼女の身体の変容過程を目撃した。このパフォーマンスをおこなう際、彼女は、自身の身体の解体と再構築がおこなわれる周囲の環境にも配慮し、医療スタッフらの協力を得て、手術室の内装を変更し、スタッフのユニフォームもパコ・ラバンヌ (Paco Rabanne) らのデザイナーによる衣装に変更した。そして彼女自身も、手術着を脱ぎ捨て、悪魔や歌手といった様々なイメージをモチーフとした衣装に着替え、手術台上に登場した。さらに、彼女の手術は局部麻酔でおこなわれ、彼女は切り刻まれる自身の身体を横目でみながら、ラカン派精神分析家E・ルモワール・ルッチオーニ (E. Lemoine Luccioni) や舞台芸術家アントナン・アルトー (Antonin Artaud)、理論家ジュリア・クリステヴァ (Julia Kristeva) らの著作物からの引用を朗読した。これによりオーランは、自身の身体の解体と再構築のみならず、このパフォーマンスをおこなう場である医療現場に対して付与されている〈聖域〉としてのイメージの解体と再構築をもおこなった。

『聖オーランの受肉』の整形手術のパフォーマンスは計9回おこなわれ (1990年-1993年)、この一連のパフォーマンスをとおしてオーランは、ボッティチェリのヴィーナスの顎、フォンテンブロー派の彫刻のダイアナの鼻、レオナルド・ダ・ヴィンチのモナ・リザの額を獲得した。彼女の要求した身体部位は総じて、ルネッサンス期以降の西洋芸術の分野において、〈美〉の象徴とされてきた女性たちのものであり、オーランはこれらの部位をモンタージュ写真のように分解し、整形手術をとおして自身の身体に統合するというパフォーマンスをおこなったのである。

この『聖オーランの受肉』のパフォーマンスにおける施術の過程は余すところなく、衛星中継によって全世界に配信されたのであるが、これに加えて痛々しい術後の身体の回復過程をも、オーランは、後にスライド写真としてギャラリーに展示した。観客たちは、この一連のパフォーマンスをとおして、歴史的に西洋芸術において〈美〉の象徴として捉えられてきた対象が、生々しい形で分解され統合されていくさまを目撃することとなった。オーランは、このパフォーマンスをとおして、芸術の分野において〈美〉とされてきた対象のグロテスクな姿を提示し、個別的に存在する〈美〉の対象である身体部位を統合しようとする西洋芸術における歴史的な行為が破壊的で暴力的であるさまを表象した。

つまり、オーランのパフォーマンスにおいて表象されていたことは、西洋芸術の歴史的な流れの中にあって、個別的な対象を統一されたひとつの〈美〉の概念へと収斂させようとする求心力が暴力的に働いているという事実であった。ヴィーナスの顎も、ダイアナの鼻も、モナ・リザの額もそれぞれが個別的で独立した存在であり、これらをオーランのひとつの〈顔〉に集約しようとするパフォーマンスは、これら身体部位の背景となる身体、さらには作品全体から暴力的に部分を取り出しひとつの統一された概念を作り出すことを象徴していた。オーランの整形手術のパフォーマンスは、それぞれの芸術作品の部分を取り出し統合した〈美〉意識へと収斂しようとする西洋芸術の歴史的な行為が、極めて暴力的なものであり、そしてこの行為によって生じる〈美〉の対象は痛々しいまでにグロテスクな姿でもってたち現れてくるものであることを表象していた。

以上のようにオーランは、『聖オーランの受肉』のパフォーマンスをとおして、統一された〈美〉という概念を構築しようとする西洋芸術の歴史的な流れが暴力的な求心力を帯びていることを批判した。

この西洋芸術における〈美〉意識の解体というテーマに加えて、彼女のパフォーマンスは、哲学の分野において単一で統合されたものとして捉えられてきた主体性の問題にも疑問を投じている。次に、オーランの作品に表象される主体性の問題を、ジョーンズの「テクノ・サブジェクト」の議論を参考に検証していく。

2. 「テクノ・サブジェクト」の表象：変更可能で個別的な主体性

オーランは、『聖オーランの受肉』のプロジェクトに取り掛かる以前の1977年に『芸術家の肖像』(*Le Braiser de l'Artiste*)というパフォーマンスをおこなっている。このパフォーマンスにおいてオーランが取り組んだのは、イメージと主体の問題であり、このテーマは、後の『聖オーランの受肉』のパフォーマンスのテーマにも通じるところがある。

『芸術家の肖像』の内容は、オーランの胴体の等身大写真を用意し、そこに「自動キスマシンの対象」というラベルを貼り、彼女の身体をマシンに見立てた展示であった。この〈マシン〉には、コインの挿入口があり、観客がそこにコインを入れると、そのコインがオーランの写真の胸から股に移動する仕組みになっていた。コインが股まで到達すると、写真の裏手から突然オーラン本人が現れ、コインを挿入した観客に熱烈なキスをした。

このパフォーマンスにおいてオーランは、自身の身体を金銭によって稼動するマシンに見立てた。これによって彼女は、消費社会の中で常に消費される対象となってしまっているアーティストの身体を批判的に表象した。オーランは、このパフォーマンスを通して、消費社会に対するアンチテーゼを表象したのだが、加えて注目すべき点は、アーティストであるオーランがまるで〈娼婦〉であるかのような装いで登場したことである。観客の中には、このオーランの装いから彼女が本当に〈娼婦〉ではないかと感じるものもいたであろう。この観客たちの反応は、オーランの意図したことであり、この表象によってオーランは、アーティストとしての自身のアイデンティティが、必ずしも確固としたものではなく、表層にあるイメージによっていかようにも変更可能であるさまを表象した。このようなオーランの『芸術家の肖像』における主体性の問題の取り組みについて、リンダ・カウフマン (Linda Kauffman) は、1998年出版の*Bad Girls and Sick Boys: fantasies in contemporary art and culture* (『悪い娘とキモい息子——現代アートと文化におけるファンタジー』)にて、以下のように分析をおこなった (Kauffman 1998, p. 69)。

オーランは、深層ではなく表層にあるメタファーに支配される新しい主体の概念を示す。この意味において、彼女は新しいメタファー学を展開している。彼女は主体性がイメージを操作するのではなく、イメージが主体性を操作することを明らかにする。

ここでカウフマンが主張する「深層ではなく表層にあるメタファーに支配される新しい主体」とは、表層のイメージによっていかようにも変更可能な主体ということである。オーランは、1977年のパフォーマンスにおいて、〈娼婦〉の装いを帯び、〈娼婦〉のように観客たちにキスをふりまき、従来の〈娼婦〉のイメージを再生産した。このパフォーマンスにより、アーティストとしての彼女の主体性は変更を要求され、オーランは〈娼婦〉のようなアーティストとなる。この〈娼婦〉の部分は、彼女の

アーティストの部分を侵食し、ついにはアーティストが〈娼婦〉のようであるのか、それとも〈娼婦〉がアーティストのようであるのかわからなくなるまでに変更を要求される。つまり、オーランのパフォーマンスにおいて立ち現れる主体性は、人間の内面に確固とした形で存在し外部に影響を与えるものではなく、表層のイメージによって侵食され、変更を要求されうるようなものなのである。

このように、1977年におこなわれた『芸術家の肖像』のパフォーマンスは、アーティストを消費の対象として貪る消費社会に警鐘を鳴らすことに加え、主体性が変更可能な存在であるということを観客に提示した。このような変更可能な主体性の問題に関して、オーランは『聖オーランの受肉』のパフォーマンスにおいても取り組むのだが、『聖オーランの受肉』においては、この主体性が、可変的であるとともに分散し、個別的なものであるという主張を強調し、テクノロジーの介入をテーマに織り込んだ。

オーランは、『聖オーランの受肉』のパフォーマンスに『イメージ——新たなイメージ』（“Image—New Images”）という第二のタイトルを付している。この点に関して彼女は“Intervention”にて以下のように言及している（Orlan 1997, p. 316）。

このタイトルは、いわゆる新たなイメージ、すなわち新たなテクノロジーを示している。というのも、私は、多くの新たなイメージを作り出すためにひとつの新たなイメージへと自らを作り上げているからである。

ここでオーランが主張する「ひとつの新たなイメージ」への収斂という行為は、一見してデカルト以降の近代哲学における統合された主体性を肯定しているかのように読み取れ、常に変更可能である主体性という議論とは矛盾しているかのように見受けられる。しかしながら、この一節は、オーランが1990年以降のパフォーマンスから現在に至るまで、統合された主体を全く作り上げておらず、常に変更し続けていることから、これは統一された主体性を前提とした西洋哲学の歴史に対する皮肉をこめた言説であると捉えることが適切である。オーランの第二のタイトルに込められた主張において注目すべき点は、多くの新たなイメージを作り出す際に、テクノロジーを用いることを宣言している点にある。このテクノロジーとは、『聖オーランの受肉』においては、整形手術という医療テクノロジーとこの行為を中継する人工衛星というコミュニケーション・テクノロジーである。これらのテクノロジーを用いてオーランは、観客に、人間の表層がいかようにも変更可能であるさまを目撃させ、さらに変容した姿を世界各国に配信することでイメージが分散しさまざまな解釈を生み出し多様なイメージを作り出すことを提示したのである。

『聖オーランの受肉』のパフォーマンスによって、オーランは第二のタイトルどおり、「新たなテクノロジー」を用いて「新たなイメージ」を作り出した。しかし、その作り出されたイメージは「ひとつの新たなイメージ」とはならず、分散したかたちとなって現れた。結果として、このパフォーマンスをとおしてオーランは、「オーラン」という人間に対する統一したイメージの構築が不可能であるさまを表象したのである。

以上のようなオーランの主体性の問題への取り組みに関して、ここで、より詳細な分析をもたらすジョーンズの提唱する「テクノ・サブジェクト」の概念を援用する。ジョーンズは、*Body Art Performing the Subject*において、1990年代の身体表象のパフォーマンスを分析し、それらのパフォーマンスにおいて表象される主体の問題に対して、「テクノ・サブジェクト」という概念を提唱した

(Jones 1998, pp. 203-204)。ジョーンズによると、1990年代に入ると身体表象のパフォーマンスは、目覚しく発展したテクノロジーを用いて、あらたな主体を表象するようになった。ジョーンズは、これらのパフォーマンスからたち現れる主体性は、デカルト以降の近代において考えられてきた単一の自己、〈個〉といった概念に収斂することが不可能であると主張し、より分散し個別的なものとして表象される新たな主体性のあり方を実際のパフォーマンスの現場を分析し検証した。そして、ジョーンズは、1990年代以降のテクノロジーを用いたパフォーマンスにおいて表象される主体性に対し、あえて「テクノ・サブジェクト」という新しい名称をつけた。彼女は「テクノ・サブジェクト」の概念を*Body Art Performing the Subject*において以下のように説明している (Jones 1998, p. 204)。

テクノ・サブジェクトは脱本質化され、いわばひとつの物質的な身体の外観という固定したアイデンティティという言葉では定義できない。このテクノ・サブジェクトは……近代的個を批判することにより現れる多彩な主体性と緊密な関係がある。つまり、テクノ・サブジェクトは具体的な形で現れてくるのだが、文化的な位置づけを示す主体のコーディネートを様々な位置に動かしながら、多彩で常に「個別的・部分的な」ものなのである。(この主体の様々な位置づけとは、決してすでに安定し定義可能なものではなく、そのときそのとき個別の意味をもったものなのである)。[括弧本文]

ジョーンズの「テクノ・サブジェクト」の議論において注目すべき点は、テクノロジーを用いたパフォーマンスにおいて立ち現れる主体性は、デカルト的統合された主体性を批判し、多様であり、可変的で個別的な主体性を強調しているとする点である。一人の人間の主体性は、その人間の存在する場所や状況により、時々刻々と変化するものなのであるが、それらの主体性は統合されたものではなく、個々に意味を持ち、分散した形で存在している。ジョーンズの主張によれば、テクノロジーを用いたパフォーマンスでは、こういった主体性の状況が明確に表象されている。このため、ジョーンズは、テクノロジーを用いたパフォーマンスで表象される主体とテクノロジーを用いないパフォーマンスで表象される主体とを差異化し、前者にて表象される主体を「テクノ・サブジェクト」と呼んだ。この議論のなかで、ジョーンズは、『聖オーランの受肉』のパフォーマンスを取り上げ、以下のように言及している (Jones 1998, p. 227)。

医療テクノロジーと共に、表象のテクノロジーを媒介として自身を表象し（そして文字通り彼女の身体・主体を再配備して）、オーランは自身をポスト・ヒューマンなものに作り上げていく。つまり彼女の身体・自己は（彼女自身、そして観客によって）テクノロジーを媒介として経験されるのである。[括弧本文]

オーランの主体性は、整形手術のパフォーマンスをとおして、表層となる彼女の身体がテクノロジーによって切り刻まれ再構築されることにより、変更を余儀なくされた。そして、この変更されるさまは、単一の自己からまた新たなひとつの自己という直線的な形ではなく、衛星中継というテクノロジーをとおして放射線状にあらゆる場所に分散され、多様な解釈可能性を秘めた存在として伝達された。こうして観客はテクノロジーを媒介としてオーランを〈目撃〉するのであるが、この際認識されるオーラ

ンの主体性は、もはやデカルト的統合された主体性として捉えることが不可能であり、ジョーンズが言及するように「ポスト・ヒューマン」が有する主体性といわれるにふさわしい存在としてたち現れるのである。

ここで、主体性の問題をさらに発展させ、オーランのパフォーマンスにおいて強調されている〈女〉の主体性の問題を考えていく必要がある。前述のようにオーランは自身のパフォーマンスを「女から女への性転換」であるとしている。これは、オーランがテクノロジーを用いたパフォーマンスをとおして表象してきた変更可能で多様に分散する「テクノ・サブジェクト」としての主体性が、〈女〉という単一の主体性の中に結果として収斂されてしまうことを意味するとも考えられてしまう。続いて、この「女から女への性転換」というオーランの言葉に表象される〈女〉の主体性の問題を、バトラーが提唱する言語の攪乱性の議論を援用し、考察していく。

3. 「女から女への性転換」：〈女〉というカテゴリーの再構築

まずここで、前述した「テクノ・サブジェクト」という概念とジェンダー、セクシュアリティの問題を考察する上で、オーランと同様に1990年代以降テクノロジーをとおして身体表象のパフォーマンスをおこなっているパフォーマンスアーティストのステラーク (Stelarc) を取り上げる。彼のパフォーマンスは、テクノロジーと身体に注目した場合、オーランのパフォーマンスとは共通する点が多い。しかし、両者のそれぞれのパフォーマンスをジェンダー、セクシュアリティの議論の上で考察をおこなった場合、その二つはある意味対極にあると考えることができ、オーランのパフォーマンスにおけるセクシュアリティ表象の重要性をより明確にするためにも、ステラークのパフォーマンスを取り上げることには意義がある。

ステラークは、1990年代のテクノロジーを用いたパフォーマンスアーティストの一人であり、彼は、1995年に複数の筋肉刺激に対するタッチスクリーン・インターフェイスを開発し、1996年よりパフォーマンスで用いている。この装置は、観客が離れたところからインターネット経由でステラークの身体にアクセスし、彼の身体部位を動かす仕組みになっている。つまり、インターネット上に表象される手や足といった身体部位を、観客がパソコン上のタッチパネルで遠隔操作し、それによって画面の外に存在するステラーク自身が動かされるというパフォーマンスであった。このパフォーマンスにおいて、ステラークは人間によって動かされるマシンではなく、マシンによって動かされる身体を表象した。彼の表象する身体は、テクノロジーを通じて 'Re-Design' される身体であり、コンピューター・テクノロジーや医療テクノロジーの発展により、テクノロジーによって侵食されていく身体であった (Stelarc 1991, p. 591)。この点において、ステラークの表象する身体は、オーランの整形手術という医療テクノロジーによって作り変えられていく身体と共通していた。

しかし、ステラークのパフォーマンスをセクシュアリティに着目して分析をおこなうと、彼の身体表象は、女と男の「交接」 ('intercourse') による再生産のメカニズムを否定し、セクシュアリティの存在を否定している (Stelarc 1991, p. 591)。このために、彼のパフォーマンスは、オーランのパフォーマンスとは異なる立場をとっていると考察できる。事実、ステラークがパフォーマンスにおいて強調していたことは、人間とコンピューターとの「交流」 ('interface') であり、これによって人間の身体イメージを「新たに設計しなおすこと」 ('Re-Designing') であった。さらに彼は、このテクノロジーに

よる人間の‘Re-Designing’により、人間は近い将来、再生産のシステムなしに永続するようになると主張した (Stelarc 1991, p. 591)。つまり、彼は、自身のパフォーマンスにおいて、セクシュアリティの不在のなかでの人間の存続の可能性を表象したのである。

このステラークのパフォーマンスに対し、オーランのパフォーマンスにおいては、セクシュアリティは否定されていない。むしろ、オーランは自身のパフォーマンスを敢えて「女から女への性転換」であると主張し、彼女のパフォーマンスにおけるセクシュアリティの存在を明らかにした。しかし、ここで問題となる点は、このセクシュアリティを前景化する彼女の言葉が、変更可能で統合されない主体を再度〈女〉というひとつのカテゴリーへと収斂させてしまっているという点である。前述の主体性の議論のなかで考察したように、オーランは、自身のパフォーマンスの中で、可変的で多様な主体である「テクノ・サブジェクト」という新しい主体を表象していた。しかしながら、彼女が自身のパフォーマンスにおいてセクシュアリティが存在していたことを肯定した途端に、彼女の主張する変更可能で分散した主体性の表象は困難となり、ひとつの統合された〈女〉という主体性を前景化することとなってしまったのである。

ここで、オーランが自らのパフォーマンスを「女から女への性転換」であると主張する際の主体性の問題を、バトラーの提唱する言葉の再領有の攪乱性の議論のうえで考察する。バトラーは、主体の問題を考察するうえで、ルイ・アルチュセールの「呼びかけ」の議論を再考した。アルチュセールは、『再生産について——イデオロギーと国家のイデオロギー諸装置』において、主体はイデオロギーの「呼びかけ」によって保証されると主張した (アルチュセール 1995=2005, p. 368)

イデオロギーはつねに—すでに主体としての諸個人に呼びかけてきた…。そしてこのことは結局、諸個人はつねに—すでに主体として、イデオロギーによって呼びかけられているということを明確化することになる。そしてそのことは必然的にわれわれを、諸個人はつねに—すでに主体である、という最後の命題に導く。[強調本文]

この「呼びかけ」の概念を、ジェンダーの議論に照らし合わせると、われわれは、〈女〉というイデオロギーによって「つねに—すでに」呼びかけられており、この呼びかけによって〈女〉という主体を内面化していることになる。バトラーは、この言葉による「呼びかけ」によって主体が幾度となく再領有されていく点に注目し、この再領有の過程に生じうる〈ずれ〉を主張した。つまり、われわれは「つねに—すでに」イデオロギーに呼びかけられているのだが、その「呼びかけ」の誤用によって、呼びかけられる以前とは異なる主体性を作り出すことが出来るのである。この新たな主体性の可能性について、バトラーは『触発する言葉』のなかで、以下のように言及している (Butler 1997=2004, p. 246)。

つまり、いかに沈殿した言葉の用法が身体の文化的意味を——決定しないで——作っていくのか、また身体がそれを生み出す言語手段を収奪する瞬間に、身体がいかにその文化的意味の向きを変えるかということである。歴史的に沈殿した効果と対立するようにそういった規範を流用することは歴史に対する反乱の契機、つまり過去との断絶をつうじて未来の基礎を作る契機をもたらしていく。

つまり、バトラーは、われわれが、歴史のうえで抑圧的に機能していた〈女〉というカテゴリーを

「収奪」し、「流用」することによって、過去とはことなる新たな〈女〉という主体性を作り出すことが出来るということを主張しているのである。

このバトラーの言葉の再領有の攪乱性の議論を、オーランの「女から女への性転換」という言葉に照らし合わせて考察すると、整形手術によって変容したオーランの身体が再度〈女〉というカテゴリーを帯びることは、〈女〉の身体を生み出す言語手段を収奪し、過去の〈女〉の歴史に反乱し、新しい〈女〉を作り出す契機をもたらしていると考えることが出来る。つまり、オーランは、同語反復的な言い回しによって、〈女〉へ〈変容〉（“transform”）するのではなく、より攪乱的な言い回しによって、〈女〉へ〈性転換〉（“transexualize”）することを宣言しているのである。オーランのパフォーマンスでは、〈女〉というカテゴリーはつねに可変的で多様なものとして表象されている。彼女は、悪魔や聖母マリアなどといった装いを身につけ手術台上がる。そして施術が始まると彼女の身体は表層を脱ぎ捨てて、生々しい〈肉〉そのものとして現れる。この物質的な〈肉〉そのものをオーランは〈女〉と呼んだ。この彼女のパフォーマンスの観客であるわれわれは、オーランが〈女〉と呼ぶ新しいカテゴリーが作り上げられていく過程を目撃し、われわれ自身が内面化している〈女〉というカテゴリーの再定義を迫られるのである。

以上のように、オーランは、『聖オーランの受肉』のパフォーマンスにおいて、セクシュアリティの存在を前景化し、〈女〉というカテゴリーを攪乱的に再領有し、そうすることにより、多様な主体性の存在を明確に表象した。オーランの「女から女への性転換」という言葉は、バトラーの言葉の再領有の攪乱性という概念のうえで考察すると、可変的で多様な主体性の表象に矛盾することはなく、むしろその多様性をより豊かなものへと広げたと考察することができる。オーランの整形手術のパフォーマンスで表象される彼女の身体はつねに変容し、それによって観客たちの〈女〉というカテゴリーの定義はつねに変更を要求された。そして、このオーランのパフォーマンスが衛星中継によって全世界に配信されることにより、観客個人が内面化する〈女〉という主体性は、多様性を含んだままそれぞれが個別的に分散した形で存在することとなった。オーランの『聖オーランの受肉』のパフォーマンスをとおして、観客たちは、〈女〉というカテゴリーが固定されたひとつの概念なのではなく、つねに変更可能で多様であり、そしてこの多様な主体性がそれぞれ個別的に分散した形で存在していることに気づかされるのである。

結論

『聖オーランの受肉』のパフォーマンスは、整形手術、衛星中継といった最先端の現代テクノロジーを用いて表象された。このパフォーマンスにおいて、オーランは、西洋美術の歴史的な流れのなかで、女性の身体に付与されてきた〈美〉の意識の解体を表象するとともに、西洋哲学の歴史の中で認識されてきた統合された主体性という概念の解体をも表象した。そしてさらに、彼女は、自身のパフォーマンスを「女から女への性転換」と呼ぶことによって、〈女〉というカテゴリーを攪乱的に再領有し、〈女〉という主体性の多様であるさまを明らかにした。

オーランは、整形手術のパフォーマンスによって、ポッティチェリやレオナルド・ダ・ヴィンチなどといった西洋芸術を代表する芸術家たちによる作品に表象されている女性たちの身体部位を暴力的に分断し、ひとつの身体に再統合した。この整形手術をとおして、彼女は、ヴィーナスの顎、ダイアナの鼻

といった身体部位を獲得した。オーランが獲得したこれらの身体部位は、西洋芸術史上、〈美しい〉とされてきた対象の部分ではあるのだが、彼女の〈顔〉を見るたびに、パフォーマンスを目撃したわれわれは、彼女の表象した生々しく暴力的な現場を追想することになる。そしてわれわれはまた、彼女の獲得した身体部位のもととなる作品に対しても、彼女のパフォーマンスを目撃する以前のように手放してそれらの作品を統合された〈美〉の概念で語ることは困難となるのである。

さらに、オーランは、整形手術によって時々刻々と変化する自身の身体をとおして、表層のイメージの変容によって変更可能となる主体性を表象した。そして彼女は、この変容する身体と主体性のありさまを衛星で世界各国に中継することにより、多様なかたちで分散し、それぞれが個別的に存在する主体性のあり方を明らかにした。この『聖オーランの受肉』のパフォーマンスのように、個別的で多様な主体性の表象は、近年目覚しく発展したテクノロジーの介入を経て可能となった。そして、このように表象される個別的で多様な主体性は、デカルト的統合された〈個〉の概念の上で解釈することは不可能であり、ジョーンズの提唱する「テクノ・サブジェクト」として差異化して呼称することで問題を喚起することができるのである。

オーランは、変更可能で個別的な主体である「テクノ・サブジェクト」を表象する『聖オーランの受肉』のパフォーマンスを、「女から女への性転換」と呼称した。自身のパフォーマンスを敢えてこう呼ぶことにより、オーランは〈女〉という主体性もまた、統一した単一のカテゴリーに回収されえないものであることを強調した。つまり、彼女は、自身のパフォーマンスに表象される主体性を戦略的に再度〈女〉と呼びかけることにより、パフォーマンスの観客であるわれわれに対し、〈女〉というカテゴリーを再構築することを要請したのである。

オーランのパフォーマンス活動は、女性の主体性が身体の表層のイメージに支配され、つねに可変的で多様であることをテーマとしているため、彼女の身体変容のパフォーマンスは現在も続いている。オーランのホームページでは、現在おこなわれている彼女の身体変容のパフォーマンスを閲覧することが出来る (Orlan, <http://www.orlan.net/>)。オーランは“Intervention”のなかで、身体変容のパフォーマンスが終了した後は、広告代理店に依頼し自身の芸術家としての新しい名を作成してもらい、この新しい名と新しい身体とでもって、弁護士を雇い、フランス政府に新しい法的な身分証明書の申し立てをする予定であり、法とアイデンティティの問題をライフ・ワークとするという展望をもっている (Orlan 1997, p. 326)。彼女の身分証明の申し立ては受理されることがないであろう。彼女の今後のパフォーマンスをとおして、観客としてのわれわれは、法がいかに統一された主体、普遍的な主体の概念を前景化しているかということを再認識することとなるであろう。

(おばた・あや／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科比較社会文化学
英語圏コース専攻 博士後期課程3年)
掲載決定日：2009（平成21）年12月16日

参考文献

1. Althusser, Louis. *Sur la reproduction: Idéologie et appareils idéologiques d'État*. France: Presses Universitaires de France, 1995. (ルイ・アルチュセール『再生産について：イデオロギーと国家のイデオロギー諸装置』西川長夫、伊吹浩一、大中一

彌、今野晃、山家歩訳、平凡社、2005年)

2. Butler, Judith. *Excitable Speech*. New York and London: Routledge, 1997. (ジュディス・バトラー 『触発する言葉——言語・権力・行為体』 竹村和子訳、岩波書店、2004年)
3. Carlson, Marvin A. *Performance: A Critical Introduction*. New York and London: Routledge, 2004.
4. Jones, Amelia. *Body Art / Performing the Subject*. Minneapolis and London: University of Minnesota Press, 1998.
5. Kauffman, Linda S. *Bad Girls and Sick Boys: Fantasies in Contemporary Art and Culture*. California: University of California Press, 1998.
6. Orlan. "Intervention" In Peggy Phelan and Jill Lane eds. *The Ends of Performance*. New York and London: New York University Press, 1997.
7. Rose, Barbara. "Is it art?: Orlan and the transgressive act ——French performance artist Orlan." *Art in America*, February (1993): pp. 82-89.
http://findarticles.com/p/articles/mi_m1248/is_n2_v81/ai_13402687/
8. Stelarc. "Prosthetics, Robotics and Remote Existence: Postevolutionary Strategies." *Leonardo*. 24. 5 (1991): pp. 591-595.

〈研究プロジェクト活動報告〉

研究プロジェクト「新自由主義の展開と女性政策の変遷」について

足立 眞理子・舘 かおる・申 琪榮・大橋 史恵

1999年の男女共同参画社会基本法の成立によって日本のジェンダー平等政策は新たな局面を迎えた。しかし現状では、世界57位というジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の低さに表れるように、ジェンダー平等の実現は著しく遅れている¹。2009年の衆議院選挙の結果、女性議員の比率はようやく10%を超えたが、他の先進国と比較すれば立法や行政にかかわる女性の割合は非常に小さい。ジェンダー主流化のための具体的取り組みが進んでおらず、またそのための人的資源も不足しているというのが現実である。一方で、経済面ではあらゆる階層において女性の貧困率が男性を上回っている。とりわけ女性単親世帯や女性単身高齢者世帯が直面している困窮は、日本社会の根源的問題としてのジェンダー不平等を浮かび上がらせている。

ジェンダー研究センターはこのような日本の現状について新たな角度からとらえるにあたって、2009年度に共同研究プロジェクト「新自由主義の展開と女性政策の変遷」を立ち上げた。その目的は、グローバル化下での新自由主義的展開が国家政策のレベルでのジェンダー平等にどのような影響をおよぼしてきたのかを考察することにある。12月から2月にかけて開催したコロキウムやシンポジウムでは、EUや東アジアの諸国がジェンダー平等にかかわる具体的取り組みをどのように推し進めてきたのか、そして日本におけるジェンダー主流化のための課題とは何かについて討論を重ねてきた。

本活動報告は、12月16日に開催された第1回シンポジウム「アジアにおけるジェンダー主流化政策」のなかで重点的に議論したジェンダー予算について紹介するものである。日本でいち早くジェンダー予算について論じてきた村松安子氏と、韓国におけるジェンダー予算導入に実践的に取り組んできたYoung Ock Kim氏にご寄稿いただいた。日本が今後、ジェンダー主流化に向けてどのような取り組みをおこなっていくべきかを考える上で、大いに参考になるのではないだろうか。

注

1 国連開発計画（UNDP）『人間開発報告書2009 障壁を乗り越えて——人の移動と開発——』、2009年。

〈研究プロジェクト活動報告〉

東アジアにおけるジェンダー予算導入の現状

村松 安子

はじめに

1990年代から顕著になるグローバルな新自由主義国家政策の展開は、ジェンダー平等政策においても例外ではない。日本は1999年に男女共同参画社会基本法が制定・施行され、本年度には第3次改定が行われる男女共同参画社会基本計画も策定された。しかし、2009年7月のCEDAW委員会の最終報告でも指摘されたように、ジェンダー平等社会の実現はまだ見通せない。2009年12月16日にお茶の水女子大学で開催された「アジアにおけるジェンダー主流化政策」シンポジウムは、このような政策状況において、実際に東アジア(台湾と韓国)で展開された政策を取り上げ、そのジェンダー平等への含意を探ろうとする試みであった。

第1報告 Young Ock Kim氏(韓国 女性政策研究院 ジェンダー予算センター長)の「韓国におけるジェンダー予算の制度化」(“Institutionalizing Gender Budgeting in Korea”)、第2報告 Lillian Wang氏(国立台湾大学社会工作学系教授)の「台湾における1990年代のジェンダー主流化とジェンダー政策の転換」(“Gender-mainstreaming and Gender Policy Transformation in Last Decades in Taiwan”)は、ともに、通常日本にその知見が伝わりにくい両国の新しい「女性」政策を取り上げる刺激的で充実した報告であった。ここでの筆者の課題は、当日行ったコメントから離れて、両国におけるジェンダー予算推進状況とその日本での実施への示唆を検討することである。

ジェンダー予算という方法

1975年の世界女性会議以来グローバルに追及されてきた「平等・開発・平和」の共通テーマの下での男女平等・ジェンダー平等政策の展開にもかかわらず、途上国をはじめ世界の多くの国で、教育や雇用、制度・慣行などでの改善がみられたものの、達成すべき道りはまだ遠い。このプロセスを短縮すべく1995年の世界女性会議(北京会議)で合意されたのが、北京行動綱領であり、そこで中心的方法となったのがジェンダー主流化である。

北京行動綱領はジェンダー主流化をジェンダー平等の最も有効な手段の一つと同等しその具体化を「ジェンダー予算」とした。「ジェンダー予算(gender budgeting)」はその唱導(ジェンダー予算イニシアチブ)から予算分析(ジェンダー予算分析)の実施までを含む広義の概念である。ジェンダー予算分析は、重要なマクロ経済変数である「予算」をジェンダー平等の視点から分析評価する。政策は予算を伴って初めて実行可能な施策・活動となり、そのジェンダー平等に与える影響・インパクトを見極めることによって、政策のジェンダー平等への有効性や効果が検証可能となる。ジェンダー予算の定義や韓国での導入に関しては、Kim研究員の報告を参照されたい。

ジェンダー予算の唱導への関心が高まるのは1980年代後半からである。1985年世界女性会議（ナイロビ会議）では、当時構造調整プログラム¹で苦境にあったアフリカ諸国において女性たちに過剰な負荷がかかっていることが明らかになり、その結果、それまで性に中立と見なされてきたマクロ経済政策の性による歪みに焦点が当てられるようになった。マクロ経済政策をジェンダー視点から検証する際、その導入点の一つが政府予算であった。こうしてジェンダー平等に予算との関連からアプローチしようとする、ジェンダー予算が注目を集めるようになった。

ジェンダー予算は世界の50カ国以上で多様な形で導入されているが、日本ではまだ実施されていない。世界の経験は、その実施には政府だけでなく、議員や市民社会からの要求やイニシアチブが決定的に重要であることを示している。コロキウムでのKim研究員の韓国に関する報告は、市民社会の強い要請とそれへの議員の呼応、それらが一体となって政府へ働きかけたことが鍵だったことを物語っている。日本ではまだ市民社会からも議員からも、政府部内からもジェンダー予算実施を求め、それを準備をする動きは鋭くない。依然として「男性稼ぎ主モデル」が社会・経済の基盤に根強く埋め込まれていることに大きな原因がある。

ジェンダー予算は様々な意義

ここでは、ジェンダー予算の意義を3点に限定して記しておこう。第1は、予算とジェンダーの関連性の明確化である。ジェンダー予算はジェンダーに及ぼす政府予算の影響を分析し、予算とジェンダーの関連性を明らかにする。従来、政府予算は主流派経済学の理論に立脚してジェンダーに中立的であるとされ、財政資金が男性と女性に異なる影響を及ぼすとは想定されなかった。しかし男性と女性は、職場、家族、地域の中で果たす役割や責任が異なっており、就労形態や労働時間さらに家庭内での家事・育児に費す労働時間は違う。そこで、男女の諸活動の担い方の違いが把握されず予算が編成・執行されると、性別役割分業の固定化・強化につながる。例えば、1990年代後半のアジア通貨危機において、フィリピンやインドネシアでは男性失業率が増加し、その結果、女性が最後の拠り所としてセーフティネットの役割を引き受け労働量が増加した（エルソン 2007、p.52）。このように緊縮予算や予算配分の変更によって男性と女性が受ける影響の質と程度は異なり、ジェンダーを踏まえて予算の影響を分析することがジェンダー平等に極めて重要となる。

第2は、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに対する政府の説明責任の強化である。ジェンダー予算の実施により、ジェンダー平等社会の実現に対する政府の努力や貢献度が明確になる。例えば政府がジェンダー平等を政策目標として掲げている場合でも、政策分析だけでは不十分であり、政策を実施するための予算が配分されているか、予算が確実に執行されているかを確認する必要がある。このような予算の執行状況の把握は、予算運営の透明性の向上やジェンダーに対する政府の説明責任の強化に役立つ。

第3は、政策および予算過程の民主化促進効果である。ジェンダー予算は政策および予算過程への市民参加を促す働きを持つ。例えば、南アフリカでは、NGOと国会議員の連携によってジェンダー予算分析を行っている。このジェンダー予算では、専門的な知識を持たない人々や公用語を使わない人々でもジェンダー予算分析の内容が理解できる様々な工夫（国内の様々な言語に翻訳したジェンダー予算分析の報告書の作成）をしている。また国連機関と連携し、近隣アフリカ諸国におけるジェンダー予算の

ワークショップの開催なども行い、ジェンダー予算の普及にも貢献している。この南アフリカの事例に見られるように、草の根主導型のジェンダー予算は、政策及び予算過程へ一般市民の参加を促し、予算過程の民主化、さらに民主主義の実践の足がかりとなる。

台湾の場合

台湾でもジェンダー予算はジェンダー主流化の手段と考えられ、北京会議後の1996年に初めてその概念が報告された²。2005年には女性の権利推進委員会（Committee on Women's Rights）でジェンダー主流化実施計画（The Plan on Implementation of Gender Mainstreaming）が採択され、性別統計、ジェンダー分析、ジェンダー平等を志向する予算（gender-responsive budget）、ジェンダー影響調査実施、ジェンダー平等教育の実現などに取り組むこととなった。女性の権利推進委員会の中にジェンダー主流化支援のタスクフォース（Task Force for Support Gender Mainstreaming）が設置され、37省庁にジェンダー平等にむけたタスクフォースが設置され担当官も配置された。政府は将来、中長期計画、法案、予算過程にジェンダー影響調査の結果を取り入れることを検討するとされた。

2006年にはオーストラリアのフェミニスト経済学者であり、ジェンダー予算の世界的リーダーであるロンダ・シャープを招いて、政策立案者を対象とした2日間のワークショップが開催され、台湾の研究者による公立職業訓練校の予算や国家公務員の研修に関するジェンダー予算分析の試みも報告された。しかし報告を見ると、ジェンダー予算は受益者を女性と特定した予算と捉えていることが伺える。その後の展開に関しては、性別影響調査³やジェンダー予算分析手法の報告書は公開されているものの、ジェンダー予算の実施状況を確認することはできず、コロキュウム参加者のWang氏にも確認したが、ジェンダー予算実施の気配はない。

韓国事例からの教訓

韓国のジェンダー予算は、筆者の見るところ、予算の準備・策定から審議、施行、決算、監査、評価にいたる予算の全過程を通しての、世界で最も包括的で野心的な試みである（村松2009）。伝統的な経費項目を積み上げる予算作成方法から、新自由主義的予算制度とされるプログラム予算制度への移行の国会審議過程で、キャスティング・ヴォートを握った一人の女性議員の投票が鍵になり2006年の国家財政法が制定され、そこでジェンダー予算導入が決まった。勿論、それ以前の女性団体の国会への陳情、請願、議員の署名集めやジェンダー予算実施を迫る国会決議などが背景にある。

法案が成立してから3年をかけて国家プロジェクトとしての準備が始まり、企画財務部、女性部、それぞれの傘下の租税政策研究所、女性政策開発院を中心として9桁の予算を持つタスクフォースが設立されて、理論的・技術的検討と実施をめぐる訓練などが2010年度の予算案作成を目指して実施された。しかし、財政の「効率化」に主眼を置く企画財務部（財務省）の関心事と、ジェンダーの公正を求める女性部（女性省）との綱引きが、2007年の保守政権への交代を期に鮮明になる。他の実施省庁のジェンダー予算をめぐる関心も多様であった。

コロキュウムでの報告者Kim研究員との討論の過程で、財政法はジェンダー予算の大枠を決めているに過ぎないこと、段階的实施を目指して当面は歳出側面に分析を限定していること、議会での予算・決

算案の審議方式が明確に定められていないこと、などが明確になった。更に、タスクフォースが作成した予算声明案、業績指標、アウトプット指標、アウトカム指標などが必ずしも期待通りに取り上げられなかったようである。第1回目のジェンダー予算の審議は2009年の11月に終わったばかりで、まだ、その評価は済んでおらず、筆者の聞き取り調査も本年2月末まで実施されない。

日本へのインプリケーション

上記の諸側面は特に日本へのジェンダー予算実施に当たっての留意点になるが、更に筆者が理論的に重要だと思う2点がある。第1は、特に女性が大部分を占める無償労働への予算変更の影響を「効率」分析にどう活かすかである。韓国の事例は、少なくとも支出面の分析ではこれは不問に付されている。有償労働だけを分析枠組みに入れる通常の「効率」に対していわば「社会的効率」といえる概念の確立が必要である。

第2は、歳入面の分析へのジェンダー視点の導入である。韓国の事例では、第1年度の分析では歳入面の準備が整わず、対象にしなかったとの説明であるが、背後には、租税の専門家の見解が、「所得税に関してはジェンダーに中立だ」ということにありそうだ。筆者は、適用税率は所得額で決まりジェンダーに中立かもしれないが、世帯主（男性の場合が圧倒的に多い）に付与される配偶者控除をはじめとする家族に関する租税支出（tax expenditure）はジェンダーに対して中立ではない。

これらはまだ暫定的な論点であるが、これらの諸点に留意をしながら、包括的でなくても、分析可能な側面から日本でも予算のジェンダー平等に与える影響を評価する試みを始めるべきである。政府が実施しないなら、分析する予算の範囲を限定しても市民社会のイニシアチブが求められる。

(むらまつ・やすこ／東京女子大学名誉教授)

注

- 1 構造調整プログラムとは、経済危機に直面した途上国が1980年代、国際通貨基金からの融資を受けるための融資条件を指す。構造調整プログラムには、外貨獲得のための輸出の拡大、通貨の切り下げ、貿易・外貨投資に関する規制撤廃、債務返済を優先するための政府支出の抑制、民営化の推進が含まれる。政府支出の削減により、教育・福祉予算が削減された。
- 2 このセクションの情報は後述のワークショップにおけるリーダーを務めた南オーストラリア大学教授ロンダ・シャープ氏からの情報提供と、http://gender.wrp.org.tw/Page_Show.asp?Page_ID=321（2008年11月20日アクセス）による。
- 3 http://www.womenweb.org.tw/MainWeb/Document/Index.asp?Document_ID=67

参考文献

- エルソン、ダイアン「新自由主義的グローバル化とジェンダー平等—オルタナティブを求めて」北九州市男女共同参画センター “ムーブ” 編『ジェンダー白書5 女性と経済』明石書店、2007年：pp.46-71。
- 村松安子『「ジェンダーと開発」論の形成と展開—経済学のジェンダー化への試み』未来社、2005年。
- 『韓国の事例から学ぶジェンダー予算』『北京JAC ニュースレター』4月号—6月号、2009年。

〈研究プロジェクト活動報告〉

Institutionalizing Gender Budgeting: the Experience of Korea

Young-Ock Kim

Gender Budgets Are Not Separate Budgets for Women

Gender budgets are not separate budgets for women. Nor gender budgets aim to solely increase spending on women-specific programs. Before resources can be allocated, the needs of men and women must be assessed whether or not they are the same. Gender budget analysis help governments decide how policies need to be adjusted, and where resources need to be reallocated.

Gender budget analyses recently done in Korea shows what gender budgeting is. One example is the famous toilet case. There is often a long queue for women's restrooms, this is because there are fewer toilets in women's restrooms, and women take longer to use the restroom (average time for men is 1 min 24 sec, for women it is 2 min 30 sec). This analysis led to the modification of the *Act on the Public Toilet*. Article 7 (*Standard for Public Toilet Construction*) states that in any newly constructed public facilities the total number of toilets in women's restrooms should be the same or higher than men's.

Another example is the gender budget analysis for unemployment allowance. Korean women have little access to unemployment allowance due to their status in the labor market. Many women are irregular workers in the informal sector. New allowance for the disadvantaged who are not qualified for the unemployment allowance is needed in a lump-sum way. Also, the unemployed with children need additional allowance.

An enormous budget is allocated to the so-called Green New Deal project during the period of 2009~2012. Since construction and SOC (Social Overhead Capital) are the main industries in the Green New Deal, 80 percent of total jobs created by the Green New Deal are men's jobs. Therefore, more women-friendly jobs should be created.

Gender Budgeting Is Not Just for Women

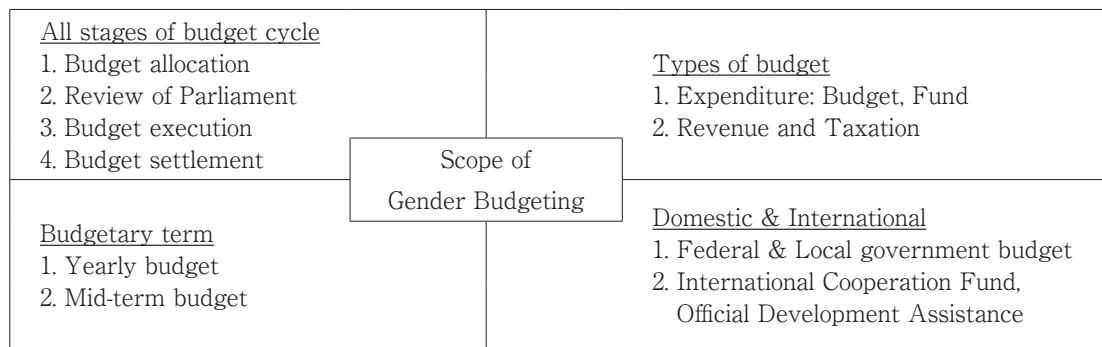
Gender budgeting is not just for women. Men could benefit from gender budgeting as well. According to the *National Pension Act* regarding survivors' pension, when the husband dies the wife unconditionally receives survivors' pension. In contrast, when the wife dies the husband can receive the pension only when he is 60 years and above or in disability Level II or higher. These conditions were deleted when this act was revised.

In 1989, the *Act for Maternal and Child Welfare* was enacted to support the families consisting of

a mother and children. In order to include families consisting of a father and children, the title of this act was changed to the *Act for Maternal/Paternal and Child Welfare*, and the name was changed again to the *Single Parent Support Act* in 2008.

Definition and Scope of Gender Budgeting

Gender budgeting is defined as an ongoing process of incorporating a gender perspective to all levels of the budgetary process (policy formulation, implementation and review) and restructuring revenues and expenditures in order to promote gender equality. Gender budgeting activities include gender budget analyses, modifications to call circular and budgeting guidelines, submission of gender budget statements, budget deliberation of Parliament with a gender perspective, and monitoring of NGOs. The scope of gender budgeting is, therefore, wide as shown in the following figure.



Scope of Gender Budgeting

Institutionalizing Gender Budgeting in Korea

Gender budgeting is not an exercise that is undertaken once. In a number of countries, gender budgeting has been internalized in the mainstream national planning and evaluation frameworks in order to ensure continuity of these efforts. Institutionalizing gender budgeting requires a process by which institutional mechanisms introduce modifications to the existing planning and budgeting systems and organizational processes. Needless to say, such modifications are only made possible with political support and technical capacity.

A review of gender budgeting initiatives of Korea in the last decade is essential. Since 1998, women's groups criticized the government for not reflecting their commitment to gender equality on budget allocation. Korean Women's Association United (KWAU) and Womenlink annually calculated the proportion of women-related budget to the total budget and submitted an alternative budget to the National Assembly. In 2002, KWAU submitted the *Petition for preparation of gender budget policies* to the National Assembly. In response, the Gender Equality & Family Committee of the National Assembly adopted the *Resolution on requirements for gender budget allocation*.

In 2002, the *National Finance Act* was legislated, which introduces the gender budget system. According to this act, the submission of gender budgets and balance reports is mandatory from the 2010 fiscal year.

Gender Budgeting Articles in the National Finance Act

- ◇ Article 16 (the Principle of Budget) Government should evaluate the impact of public expenditures on women and men and try to reflect the results on national budgetary allocation.
- ◇ Article 26 (Preparation of Gender Budget Statement) Government should draw up gender budget statements which analyze the impact of budget on women and men in advance.
- ◇ Article 57 (Preparation of Gender Budget Balance Sheet) Government should prepare a report assessing whether budgets benefit women and men equally and, whether they remedy the overall issue of gender discrimination.

Finally, the Ministry of Strategy and Finance submitted the *2010 Gender Budget Statement* to the Parliament in October 2009. In this report, the budget information on 195 projects is listed out of 29 ministries and agencies.

Contents of 2010 Gender Budget Statement

1. Ministry of Health, Welfare and Family Affairs
 - 1) Goals of Gender Equality Policies and Direction of Fiscal Management
 - 2) Table of all projects
 - 3) Explanation by project
 - Title
 - Budget for 2010
 - Targets of the project
 - Characteristics of the project
 - Expected goals
 - Population size & beneficiaries by gender
2. Ministry of Labor
-

Some Challenges

Korea has just taken its first step to institutionalize gender budgeting. The ultimate goal of gender budgeting is to redesign policies and programs (reallocating or increasing the budget) in order to promote gender equality. In this respect, there are various challenges to overcome. Further efforts should focus on sustaining and advancing the gender budget statement. Line ministries may overlook the recommendation to integrate gender into budget submissions, unless guidelines concretely specify how submissions should reflect gender concerns. Otherwise, there is a possibility that gender budgeting can be routinized on the hands of government officials, losing its political significance and transformative power.¹

(Young-Ock Kim, Director, Gender Budgeting Center,
Korean Women's Development Institute)

Notes

- 1 Regina Frey, a German gender expert, expressed similar concerns as "gender budgeting plays only as an alibi without bringing about concrete changes" in the International Symposium held by KWDI in Seoul in 2008.

〈講演会記録〉

キュリー一家の流れを汲む日本の女性研究者 湯浅年子
Toshiko Yuasa : Une Chercheuse de la Tradition des Curie

エレヌ・ランジュバン＝ジョリオ
Hélène Langevin-Joliot
高野勢子 訳

湯浅年子に出会った人は皆、彼女の持つ強烈な個性に圧倒されたものだ。年子のその長所は人生において遭遇し、乗り越えていった様々な困難によって、一層強められていった。彼女は自分の価値を十分自覚していた。年子の人生の第一歩はまず、伝統に逆らって自らの道を切り開くことから始まった。

湯浅年子は、もし男に生まれていたら、知的職業に付き、高い地位にまで上り詰める道が約束されていただろう。しかし1920年当時、良家の出であっても、女性が科学分野の高等教育を受けることなど、問題外であるように思われた。それを実現したのが彼女である。年子は物理学を学ぶ最初的女子学生となる。そして研究室に受け入れられるという、二番目の障害をも乗り越えた。原子スペクトルに関する研究を委ねられたが、限界を感じていた——自分の人生を科学に捧げたい、基礎研究に関する重要なテーマを研究したいと考えていた。1930年代の核物理学は、発見が相次ぎ、想像力を大いに刺激するものだった。

ベクレルやピエールとマリー・キュリーらによって着手された放射能研究は、1911年のアーネスト・ラザフォードによる原子核の発見以降、新たな学問として確立された。しかし原子核構造は20年以上に亘り謎に包まれたままであった。放射能は原子核に由来することは分かっており、生まれたばかりの量子力学により α 線の説明はついていたが、 β 線源は依然謎のままだった。

それらをはじめとする謎は1932年～1934年の間に解決されることになる。

イギリスのジェームス・チャドウィックによる中性子の発見により、原子核は陽子と中性子の結合した塊との説明に道が開かれた。アメリカ人カール・アンダーソンが最初の反物質粒子である陽電子を発見。フレデリックとエレヌ・ジョリオ＝キュリーは陽電子の放出による放射能、「人工放射能」を発見した。またエンリコ・フェルミは β^+ と β^- 崩壊の理論を展開する。この一連の華やかな発見以降、研究活動は、新たな装置、加速器の登場で一層活発になった。戦後、物質を探るには自然放射性元素からの α 線にかわって加速粒子が使われるようになった。



写真1 湯浅年子とキュリー家の人々

湯浅年子はこれらの実験的研究の結果を熱心に追っていたに違いない。しかしそれらは日本を遠く離れた、とりわけヨーロッパ、あるいはアメリカで行われていた。参加したいならば、海外に出なければならない。どこに、いつ行くべきか？

一冊の本『キュリー夫人』が、旅立ちのきっかけだった。このマリー・キュリーの伝記は世界中でベストセラーになっていた。年子はその日本語訳を1938年に読んでいる。マリー・キュリーは彼女の目指す人となり手本となった。もはや誰も、女性には科学知識に大いに貢献する能力がないなどとは言えない。マリー・キュリーは師表となった。また、マリア・スクウォドフスカは、研究のために生まれ故郷のポーランドを離れ、パリに出て、そこでピエール・キュリーと共にラジウムを発見した。故に手本となった。年子も、フランスに行くことを自分の目標とする。フランス政府の給費留学試験を受け、合格した。ちょうどエレヌ・ジョリオ=キュリーが人工放射能の発見によって名を挙げたばかりであったことから、彼女は放射能と核物理学を大きな熱意を持って選択した。

年子が夢を実現するのは、エレヌが研究していたラジウム研究所ではなかった。マリー・キュリーによって創設されたこの研究所は、その名声に惹き付けられて訪れた全ての人々を受け入れるには手狭になっていたのだ。原子核化学研究所が、フレデリック・ジョリオ=キュリーによってコレージュ・ド・フランスに創設されていた。この研究所は、既に物理学研究の一大中心地として名をはせ、サイクロトロンも設置された。そして当時フレデリック・ジョリオが率いる研究チームによる核分裂と連鎖反応についての研究がさかんになりつつあった。1940年2月、フレデリック・ジョリオ=キュリーは年子をこの研究所に迎えた。写真



写真2 コレージュ・ド・フランスのテラスにて

2はコレージュ・ド・フランスのテラスにいる湯浅年子である。研究所はそのころ極めて厳しい状況にあった。彼女が到着したとき、フランスはドイツと戦争中であった。その3ヵ月後には敗北、ドイツ軍がフランスを占領する。

フレデリック・ジョリオは、勿論、連鎖反応のデモンストレーション用のプロトタイプ建設作業を中断した。彼は、貯蔵されていた貴重な重水と、既に得られた結果記録を持たせ、研究員たちを英国に送り出す。しかし彼自身はフランスに留まった。そしてドイツ人研究者チームを受け入れざるを得なかったが、その条件としてドイツ人研究者に軍事目的の研究を一切行わないことを約束させた。研究所はこうして占拠されたが、幸いなことにドイツ側の責任者は反ナチの物理学者、ウォルフガング・ゲントナーだった。

日本はまだ同盟国と戦争状態にはなかったが、枢軸国の一員となっていた。したがって、若い日本人女性のフランスにおける立場は微妙なものだった。年子は3つの挑戦に答えねばならなかった——核物理実験をおこなう研究者になること、フランス文化に慣れ親しむこと、研究所で働く女性に対する、とりわけ日本人女性に対する、何人かの同僚たちの不信を払拭すること。

彼女はまず、当時としては最高級の設備のデリケートな作動の仕方を覚えなければならなかった——ウィルソン霧箱である。フレデリック・ジョリオに続くこの分野の専門家といえば、中国人研究者の銭三強だった。フレデリック・ジョリオは、日本軍による中国での戦争にも関わらず、年子との交流を促した。

年子の最初の仕事は、1930年以来満足行く結論の出ないまま放置されていた課題に関わるものだった。その後、年子は長時間有効なウィルソン霧箱を用いて β 線のスペクトルの研究を行うことになる。

私の母と写っているこの写真は1941年6月に私の両親の庭で撮られたものである。年子は32歳。彼女は新しい生活に完全に溶け込んでいた。スポーツウェア姿の母と、着物姿の湯浅女史の対照的な姿は、私の子供時代の記憶に深く刻み込まれている。

私の両親は日曜になると、気軽に特別な招待なしで友人たちをよく自宅に迎えていた。一方湯浅年子の訪問はあらかじめ予定され準備されていた。とはいえ、いつもの習慣を変えずに歓迎された。それは私の両親の信頼の証のようなものだった。彼女の行動や態度は、信頼に値するものだった。年子は祖国に対して揺るぎ無い愛を抱いていたが、その愛国心は、祖国が当時取っていた忌むべき道への非難を妨げるものではなかった。



写真3 湯浅年子とイレーヌ・ジョリオ＝キュリー

占領時代、彼女の大様な人柄や、慎み深くかつ人の役に立つ行動は、大いに評価された。一例を挙げると、湯浅女史は自国大使館から米の配給を受けていたが、彼女はその一部を、研究所の職員で分けるようにと秘書に託していた。当時は物資が不足する時代で研究手段は極めて限られていた。それでも、サイクロトロンは1942年には、定期的に稼動するようになっていた。年子は、論文審査に適う研究を目指して、砒素76とバナジウム52の β 崩壊によるスペクトルの研究を望み、それら同位元素をようやく手に入れることができた。

この時期に、彼女が私の父に宛てた手紙を、両親の資料の中に見つけたときは大変感動した。彼女が1943年4月4日に書いた手紙の冒頭である(写真4)。科学へのアプローチの仕方と共に、家族への愛情についてつづっている。

「研究を始めた当初、私は何らかの称号や資格証書を取得することには興味がないと申し上げました。私はあなたの許で実験手法を学びながら物理学者になりたかったのです。それは又父の望みでもありました。その父、私の最良の理解者が亡くなってしまいました。」

続けて彼女は、母の望みに応えるために、今や称号を取らなければならなくなったと説明している。母親は健康状態が思わしくなく、娘を外国に行かせてしまったことを友人たちから厳しく非難されていた。

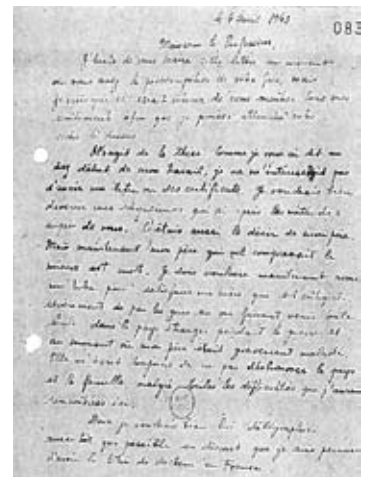


写真4 1943年4月4日付けの手紙

年子は欧州での戦況がかわる可能性を十分に悟っており、懸念を表していた。「私が論文を提出できなくなるようなことがパリで起こるのではないかという予感がしています」。彼女の予感は1年もしないうちに的中する。

1943年12月7日に年子は論文審査を受けた。

イレヌ・ジョリオ=キュリーが審査主査を務めた。その日の夜、年子は私の両親に対し、彼らから受けた支援や助言に感謝する手紙を書いたが、加えて年子は私の両親に、彼女の心をよぎる様々な感情をも打ち明けていた(写真5)。

彼女は審査に同席した日本人の友人たちが感じた誇りに ついても語った。皆、発表の間、審査委員たちが年子の発表に関心を示していることを感じていた。

またこの手紙の追伸は重要である。年子は、研究所にいる若手の女性研究者のために必要な手続きを直ちに取ると記している。若きナディーヌ・マーティは、ユダヤ系の家族とともに収容されていた。年子はマーティを擁護する手紙の中で、彼女は研究の遂行のためには不可欠な人物だと主張した。

写真6は、私の父と日本領事との間で交わされた手紙のやりとりである。「ドイツ当局へ即座に申し出たところ、彼女の釈放の知らせを受けました。あなたにお伝えできますことを嬉しく思います」。湯浅年子の介入が大いに役立ったことは疑いない。マーティは九死に一生を得てその後、核物理学で最も有名な研究者の一人となり、オルセー研究所で大学教授になった。



写真5 論文審査当日の手紙

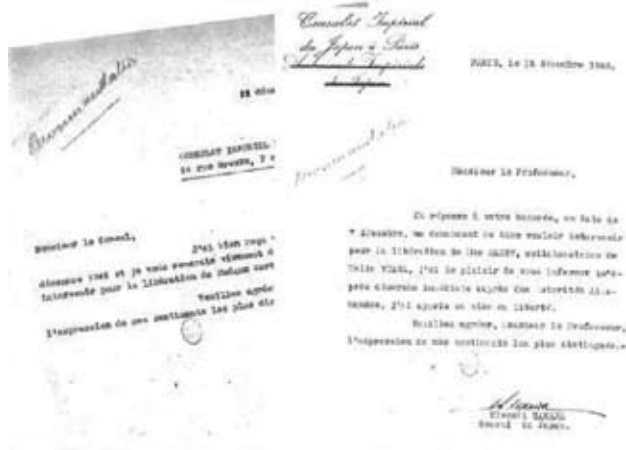


写真6 手紙のやりとり

年子の最初の欧州滞在は、連合軍のノルマンディー上陸後の1944年7月に終わった。彼女はベルリンに退避し、ソ連がドイツに勝利すると、ソ連によって日本に送還された。

彼女は日本で1945年の恐ろしい夏を迎える。原爆投下後専門家として赴いていた広島から悲惨な写真の数々を持ち帰り、後にそれらをフランスで紹介している。私もそれを覚えている。

1946年には年子は私の両親に手紙を書いている。手紙の中で、国が荒廃してしまったこと、家族の家が破壊されたことを語り、授業のことや、東京女子高等師範学校を大学に変えるための努力などについて語っている。また研究が出来ない状況や、アメリカ軍によって日本でサイクロロンが破壊されたことに苦々しい気持ちで言及していた。



写真7 日本で(東京女子高等師範学校講堂)

翌年、年子からの手紙には、日本で科学活動が再開され始めたことを示す記事が同封されていた。彼女は、何よりも又フランスに研究のために戻ることを望んでいた。補助的な仕事をしてでもパリに戻りたい、日本の新聞社の特派員の仕事、あるいはタイピストも辞さないと言っている。この時期、彼女はマリー・キュリーが書いたピエール・キュリーについての著作を日本語に翻訳している。この著作は彼女に大きな影響を与えることとなった。

1949年3月、国立科学研究所でのポストを得た彼女は、ようやくパリの原子核化学研究所に復帰する。

年子はこの時期コレージュ・ド・フランスで、一人で、あるいは同僚一人と共に研究を行っていたが、彼女の興味を中心はベータ崩壊であった。弱相互作用は未だ解明されていなかった。年子はウィルソン霧箱でベータ線の飛跡異常を観測したと信じた。この結果はベータ線と電子の同一性を疑わせるものであったので、その結果の確認を粘り強く続けた。結局、同一性が確認されたので、従来からのスペクトロスコープに専念した。

写真8は、長時間有効なウィルソン霧箱の撮影システムを説明している年子である。工作室長が写真中央に写っている。年子はこのシステムを改善したいと考えていた。続いて、自動霧箱の製作にとりかかった。機械工房で議論をしている年子を見かけることがよくあった。彼女はそこで、とても出来そうもない期間で、望む部品を作ってくれるよう頼んでいた。彼女を満足させてあげようとしつつ、皆彼女のことを優しくからかっていた。

年子にはものづくりの精神があった。私は放射能研究用に特別に誂えられた計算尺があったことを覚えている。母の机の上に置いてあるのを見たこともあるその計算尺では、年子は特許も取得している。

1950年代後半には、多くの国際シンポジウムや会議が開催された(写真9)。フレデリック・ジョリオも湯浅年子をアムステルダム国際会議に派遣した。フランスでは新たなプロジェクトが構想されていた。イレーヌ・ジョリオ＝キュリーは150MeVのシンクロサイクロトロン予算と、パリ南部に新たな施設を建設する許可を得ていた。その場所にラジウム研究所とコレージュ・ド・フランスの原子核物理・化学研究所を集めることになる。

写真10は、1955年、フレデリック・ジョリオと一緒に伏見教授を迎える湯浅年子。1950年以降、年子は日仏の科学者たちの接触を増やすべく貴重な架け橋の役を担っ



写真8 長時間有効なウィルソン霧箱の撮影システム



写真9 アムステルダム国際会議



写真10 フレデリック・ジョリオと共に

た。1956年にエレヌ・ジョリオ=キュリーが亡くなり、その2年後にはフレデリック・ジョリオ=キュリーも亡くなったことは、間違いなく彼女の人生における一大事変だったはずだ。彼女は一度に師であり友であった人を失ったのである。

年子はその後何年もの間、キュリーやジョリオ=キュリーたちの科学についての考えに忠実であり続けた。このことについては又後ほど話す。

その後20年余りの湯浅年子の活動の詳細を追うことはしない。オルセーに設置されたシンクロサイクロトロンは新たな研究分野を開いた。年子は小さなチームでそれに取り組んだ。彼女が発案して製作されたプロパン泡箱のそばに年子がいる。軽核への陽子、 α 粒子による核反応の実験が多くなされた。

年月の経過と共に、年子は予定された実験に、選んだ技術を適用させていった。大型シンチレーターの使用や中性子検出の研究を進めた。物理の分野でも電子工学、そして間もなく情報工学が支配的になっていく。写真12は、研究者達が実験エリアからの信号を処理しているのを見ている年子である。

核物理研究は、事前に予測をたて、段取りをあらかじめ求めるよう求められる事が多くなった。計画は研究計画委員会にかけられ、そこでの討議を通してプロジェクトの可否が決定される。

ジョリオ=キュリー流を身に付けた年子にとって、研究者の自由を制限するそのような拘束は耐え難いものだった。議論はしばしば激しいものとなった。

激しい議論が戦わされたが、誰もが年子を尊敬していた。年子はどんな反対意見を前にしても、自分の意見を変えないことで知られていたが、もし彼女が間違っている場合、翌日ユーモアを交えてそれを認めることもわかっていた。

年子は、日仏の研究者による協力の場において、共同で決めた実験を推進することに多大な努力を払っていた。その努力は、両国からの共同出資による研究プログラムという形で結実した。私自身もそのような共同研究に参加する機会を得た。



写真11 プロパン泡箱の前で



写真12 実験室にて



写真13 研究室で

湯浅年子は実に気前の良い人だった。彼女は、実験の終了を祝うような、研究室でのイベントがあると、同僚たちを招くのが好きだった。彼女はそのユーモアのセンスを大いに発揮し、参加者たちを楽しませた。湯浅年子の退官の際には、原子核物理研究所で、国立科学研究所や大学の代表出席のもとレセプションが開かれた（写真14）。皆のあいさつの最後には、彼女に国立科学研究所からメダルが贈られた。



写真14 国立科学研究所退官記念

湯浅年子は、キュリー一家の流れを汲む、情熱的な研究者だった。

年子は、マリー・キュリーとも、1906年に亡くなっているピエール・キュリーとももちろん直接会っていない。私の母とは折りある毎に交流していた。母とはかざらない、気の置けない仲だった。私の母が1938年に、高校生向けに言った言葉の中で示していた、研究に対する考え方に年子が共鳴していたのは間違いない。「研究に対する愛なくして、知や知性は学者を生み出すことはできない……」

母はこうも付け加えている。

「科学研究というものは、道徳的観点からも元気付けられる分野である。例えそれほど重要でない発見であれ、発見の喜びをもたらすが故に、また新たな知が人類のために獲得されたと思えるが故に、そうである。世界のあらゆる国々との深い連帯感を感じることが出来る分野なのである」

私の母は余りおしゃべりではなく、一方父は大変話好きだった。年子は、著作の中で、研究所でのセミナーや、フレデリック・ジョリオと研究者たちとの長い会話から聞き取った科学研究において留意すべき数々の事項を書きとめている。湯浅年子はそれらのコメントの他にも、彼女の個人的な思い出や、他の研究者たちの思い出を書き留めていた。これらのメモ書きが多くのページに及ぶこと、また注釈からも、いかに年子が書き留めた思想に同調していたかがわかる。

「良き実験者となるためには、まず良き技術者でなければならない」、あるいは、「実験と理論は補完的なものである。理論を尊重する余りに、順応主義に陥ってはならない」、「何が起ころうと、正確で信頼できる測定により得られたデータは、たとえその解釈が変化しようとも、変わらず残る」。

あるいはまた、「わずかでも疑いが残るならば、研究成果を発表しない勇気を持つことが必要だ」、あるいは、「研究所には上下関係はない、私たちは大きな家族なのだ」。

ピエール・キュリーはノーベル賞受賞演説の中で、ラジウムが悪用される可能性について自問している。彼はこう結論付ける、「私もノーベルと同じように、人類は新発見から、悪より善をより多く引き出すであろうと考える」。マリー・キュリーは、ピエールについて書いた伝記の冒頭にこの一文を置いている。

広島と長崎（への原爆投下）以降、科学の利用の問題は新たな次元を迎える。ジョリオ＝キュリー夫妻は、原爆や核兵器競争といった、父の表現に従えば、科学の不正利用に対して立ち上がったのであった。

湯浅年子はある文章の中で記している。「科学者たちは、温室のデリケートな植物に似ている。彼らは雑草とはちがい不毛な地では育たない。社会と科学者たち自身が、自分たちの開花に適した条件を作り出すことに専心しなければならない」

マリー・キュリーは自ら手本となることで、世界中の何万人もの女性たちに科学研究に向かう勇気を与えた。フランスから理学博士の称号を得て帰ってきた年子も、同様に手本の役割を果たした。彼女は多くの少女たちが、自分の能力を疑ったりしないように励まし、彼女らに、自分が抱く科学への愛を伝えた。

マリー・キュリーがピエール・キュリーの伝記の中で書いている言葉を、年子はそのまま自分の考えとしていた。マリー・キュリーは次のように書いている。「私たちの社会は、科学の価値を理解していない。科学が、社会の最も貴重な遺産の一つであることに気づいていない」

あるいはまた、「研究所の学者の人生は、多くの人が想像しているような穏やかで牧歌的なものではない。それは往々にして、事物や、周囲の人々、そしてとりわけ自分自身との飽くなき戦いだ」。

湯浅年子の研究人生もそのようなものだった。

エレヌ・ランジュバン＝ジョリオ
（フランス・オルセー原子核研究所上級研究員）

〈解題〉

本講演記録は、湯浅年子博士生誕百年記念にちなみ、フランスからエレヌ・ランジュバン＝ジョリオ博士を招聘して開催された「湯浅年子メモリアル・カンファレンス」での記念講演を掲載したものである。当日仏語でなされた講演の通訳者である高野勢子氏に、本誌掲載にあたり改めて翻訳して頂いた。

講演者のエレヌ・ランジュバン＝ジョリオ博士は、ピエール・キュリーとマリー・キュリーが祖母、イレヌ・キュリーとフレデリック・ジョリオが両親、夫がポール・ランジュバンの孫のミシェル・ランジュバンという、ノーベル賞受賞者として著名な、フランス科学史を彩る家系に生まれた。自らもオルセー原子核研究所の上級研究員として、長年物理学の研究の道を歩んできた。

ここでは、本講演の内容の解題として、主にメモリアル・カンファレンス開催に関わる諸事を記しておくことにする。湯浅年子博士生誕百年記念メモリアル・カンファレンス実行委員会は、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター内に事務局を置き、フランス大使館科学技術部、日仏理工科会、日仏工業技術会、お茶の水女子大学理学部の後援、お茶の水学術事業会、みすず書房の協賛のもとに2009年9月26日に開催された。

このカンファレンスの中心である本講演は、「Toshiko Yuasa, une chercheuse japonaise dans la tradition des Curie」と題して行われ、フランスにおける年子とキュリー家の研究上及び私的な交流の様子を語り、湯浅年子博士生誕百年を記念するにふさわしいものであった。湯浅年子博士と交流のあった、研究者、友人、教え子の方々のリレートークが、「湯浅年子との記憶」を蘇生させる力を示したこと、「湯浅年子記念特別研究員奨学金」の受賞者が集い、フランスでの研究生活の糧を語ったこと、本学の素粒子研究室の現役院生たちが、湯浅年子博士の生涯をスライドで辿り、語る言葉の中に「受け継ぐ力」を感じることが出来たこと、これらの事々がすべて感慨深かった。

微力ながら、湯浅年子博士のエネルギーの波動を受けて、本ジェンダー研究センターも、湯浅年子博士の資料を寄託された女性文化資料館の時代から、これまで多くの方の協力のもと、資料整理と公開に努め、研究に寄与できた。なお、エレヌ・ランジュバン＝ジョリオ博士が持参なさった写真や資料は、マリー・キュリー財団とお茶の水女子大学の湯浅年子博士資料ファイルに所蔵されているものである。

湯浅年子博士の功績を国内外に伝える活動に関しては、坂井光夫東京大学名誉教授と湯浅年子博士に関する多くの著作を著した山崎美和恵埼玉大学名誉教授の長年にわたるご尽力に対し、特に謝意を表する次第である。また湯浅年子博士の公開目録の刊行のほか、本学HP上での映像資料のウェブ公開も始めた。近年には、日本の先駆的女性科学者への関心が高まり、2009年2月には国立科学博物館の常設展示「日本の科学者・技術者の肖像」に湯浅年子博士のレリーフも刻まれた。湯浅年子関係著作、文献を以下に記したので、参照されたい。

湯浅年子博士主要著作および参考図書

A 湯浅年子著書

- A 1 『科学への道』（日本学芸社 1947、増補版1948）
- A 2 『黒葡萄一むすか』（古今書院 1948）
- A 3 『フランスに思ふ—もん・かいえ・あんてい—む』（月曜書房 1948）

- A 4 『パリ随想』(弘文社アテネ文庫 1950)
- A 5 『放射性同位元素とその生物学医学への応用』(培風館 1951、改訂版 1955)
- A 6 『パリ随想—ら・みぜーる・ど・りゅっくす』(みすず書房 1973)
- A 7 『続パリ随想—る・れいよん・ぐえーる』(みすず書房 1977)
- A 8 『パリ随想3—むすか・のわーる』(みすず書房 1980)
- B 湯浅年子訳書
 - B 1 マリー・キュリー著『ピエール・キュリー傳』(潮流社 1948)
 - B 2 ジョリオ=キュリー『ジョリオ=キュリー遺稿集』(法政大学出版局 1961).
 - B 3 ピエール・ビカル著『F・ジョリオ=キュリー』(河出書房新社 1970)
- C 湯浅年子寄稿図書
 - C 1 「“離脱”の詩」(『若き日の素描』学生書房 1948, A8に再録)
 - C 2 「私の選んだ道」(『娘の頃』宝文館 1953, E2に再録)
 - C 3 「[時]はその蔭をとどめる?」(『科学の饗宴』みすず書房 1979)
- D 湯浅年子主要関連書籍
 - E 1 『湯浅年子 | パリに生きて』(山崎美和恵編、みすず書房 1995)
 - E 2 『パリに生きた科学者 湯浅年子』《岩波ジュニア新書》(山崎美和恵著、岩波書店 2002)
 - E 3 『湯浅年子公開資料目録』(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター編・刊 2009)
 - E 4 『湯浅年子の肖像』(山崎美和恵編著、梧桐書院 2009)

(館かおる 本学ジェンダー研究センター教授)

〈書評〉

関民子著

『只野真葛』（人物叢書）

（吉川弘文館 2008年 283頁 ISBN 978-4-642-06248-1 2,000円＋税）

柳谷 慶子



只野真葛は、江戸時代に稀有の女性思想家として、女性史研究において特筆されてきた人物の一人である。只野の姓は、後妻として入った仙台藩士の夫の家の名であり、真葛というのは、彼女が書き残した作品に用いた筆名である。真葛の執筆活動は、63年の生涯の晩年にあたる49歳から本格的に開始されていた。その著作のなかでも、文化14年（1817）55歳の年に書きあげられ、出版を期待して文政2年（1819）に戯作者滝沢馬琴のもとに送り届けられた『独考』は、経世済民を問い、国体論、女性論に及ぶ独自の思惟を展開し社会や時代の思想に鋭い批判の目を向けた作品として、異彩を放っている。真葛はこの『独考』の執筆により、思索の独創性のみならず、生涯の履歴に大きな関心が寄せられてきた。戦前の中山栄子にはじまる女性史の観点からの真葛研究は、戦後柴桂子氏に受け継がれ、1970年代以降、本書の著者である関民子氏をはじめ、鈴木よね子、本田和子、大口勇次郎、門玲子ら各氏により成果が積み上げられている。とりわけ関民子氏の研究は、大学院時代から現在に至るまで、30年以上に及んでおり、真葛の再評価をおこない、その思想に高い意義を見出した研究論文は、『江戸後期の女性たち』（1980年、亜紀書房）に結実している。本書『只野真葛』は、研究者生活のスタート以来、只野真葛と真摯に対峙しながら、近世女性史研究を牽引してこられた、関民子氏による、待望の評伝である。まずは本書の刊行を心から喜び、著者の関民子氏に敬意を表したい。

本書の全体は、真葛の父方、母方双方の系譜を紐解くことから始まり（第一章）、生家の工藤家の家族の生活（第二章）、娘時代の奥勤め（第三章）、工藤家の転変と奥女中の辞職（第四章）、結婚・離婚と再婚（第五・六・七章）、晩年の執筆活動と滝沢馬琴との交流（第八・九・十章）へと、真葛の生涯をその人脈のひろがりに着目しながら、ほぼ編年で叙述するスタイルが採られている。真葛のライフステージを明らかにすることは、真葛独自の思想の形成過程を探る取り組みでもある。先行研究がそうした観点から、真葛の成長過程に着目し、なかでも生家工藤家の文化サロンの家環境や、父工藤平助との父子関係を特別なものとしてクローズアップしてきた成果に拠りながら、本書は、さらに著作や関係史料を綿密に読み込み、真葛の生涯に影響を与えた人物、体験、事件を掘り下げることで、真葛の思想心情を内在的に理解するための手がかりを豊かに描き出している。本書の研究史上の最大の意義をここに見出せよう。

離婚後に戻った工藤家で、父平助との新たな関係が生まれていたこと、再婚した仙台の只野家での生活は、夫と先妻の子供だけでなく、城下きっての文化人との交流に恵まれ、只野家の一員としての時の流れは家の外にも確実な人間関係を築いていたこと、滝沢馬琴とは『独考』を徹底的に批判されながら真葛の名が後世に伝えられるという、屈折した関係が続いたことなど、ライフステージの随所に新たな事実が掘り起こされていることも、評伝として読み応えがある。

一方、第九章では、『独考』の章タイトルの通り、同書の思想構造の解明がなされている。関氏は既に前著において、真葛の思想に「勝負」の論理を見出し、これを積極的に評価することで、真葛を幕

藩制解体期における「女性解放の先駆者」として位置づけている。本書では、さらにこの理解を展開させ、真葛の「勝負」の論理の両義性に説き及んでいる。すなわち、真葛は武士の立場から、「勝負」の論理により、「心の乱世」にある社会の危機を克服する体制再編の方法を考えていたが、結果的にそれは、武士の支配する体制を解体させる方向に転化していることを指摘する。「勝負」の論理の両義性は、女性論にも及び、真葛はいったん女の従属性を承認しながらも、男性が「あまりに過酷な抑圧を女性に強いるならば、「無学む法」なる女といえども、それに異議申し立てをする権利をもっている」とみていた。これは「勝負」の論理を媒介として、いわば女の「服従の論理」を「抵抗の論理」に転化したものであると解釈する。このように思想の両義性を明らかにした関氏の理解は、真葛独特の思想構造をとらえるうえで、魅力的である。

ここでは、真葛の思想の萌芽と関わって考察されている問題のうち、ふたつの点を取り上げたい。ひとつは、家をめぐる考察である。関氏は冒頭、真葛が13歳であった安永4年(1775)に刊行された江戸切絵図を提示しながら、生家工藤家の環境が後に人間と社会をとらえる上で大きな影響を与えたことを指摘する。真葛が少女時代を過ごした江戸築地の工藤家の周辺には、幕府奥医師で蘭方医の桂川甫周の家、歌人で国学者の荷田蒼生子が一時寄寓していた旗本大島織部家、松平康福の屋敷、仙台藩蔵屋敷、また前野良沢の住む中津藩邸などが見出せる。この地にあって父の工藤平助は、藩医として勤める仙台藩の役人ばかりでなく、蘭学者、長崎のオランダ通詞、国学者とも交流を重ねる時期を過ごし、さらに身分や職業を隔てることなく多彩な人々と交際があった。真葛は父の傍らで、当代きっての知識人をはじめ、大名から役者・博徒にいたる多くの人々を見ながら少女時代を過ごしていたのであり、外の世界を情報として知るだけでなく、父に連れられて江戸城二の丸や大名家の奥に出かけ、外の世界を直接観察する機会があったことを明らかにしている。

関氏は、真葛の家環境を血筋の側面からも注目する。『むかしばなし』をはじめ著作のなかで、真葛は自身の存在を家の血筋に位置づける試みをしている。とりわけ父の家である工藤家に対する思いの強さが真葛の自意識を支える特長のひとつであることは、従来言及されてきたことである。本書第一章では、父の養家である工藤家、母の生家である桑原家、そして父の実家である長井家の由緒を探り、それぞれの祖父母の人生をたどるなかで、真葛の家族も親族もみな、すぐれた才能に恵まれたばかりでなく、それを伸ばすために人一倍の努力を重ねた人々でもあったことに目を向けている。16歳で奥勤め上がったさい、文字の読めなかった工藤家の祖母ゑんは、同僚から嘲笑された悔しさから深夜一人で手習いを始め、1年で上達した経験により、「人というものは、ならぬとて捨てぬものぞ」と教え、真葛の脳裏に刻まれていた。一方、母方の祖母である桑原やよ子は、縫物や髪結など「女のわざ」に優れていただけでなく、古典に堪能で、『宇都保物語』の研究に先鞭をつけた研究者として、国文学ではその存在が高く評価されてきた人物である。癩癩持ちではあったが、後に仏教の悟りを開いてからは、世の中は我にあわぬものと得心して生きた人であり、真葛はこの祖母の姿をみながら、自分も悟りを開けなはずはないと考えるようになる。十代半ば以降の真葛に生き方の一つの指針を示した人物として、やよ子の存在をとりわけ重視する。真葛の父母の夫婦としての関係も、注目すべき姿としてとらえている。多才で野心家であった父平助と対比的に、母は物静かで思いやりの深い女性ではあったが、みずからの教養に関わることには意見を持ち、主張する人であった。父母は互いの教養に関することには自由に意見をいいあえる関係にあったことを探り出している。

真葛は後年、生家の工藤家で生活をも、女性の社会的な自由を抑圧する、籠の中の「かい鳥」的状

況と変わりのないものであると自覚するに至る。しかし、家制度に考えを巡らす真葛の批判的精神の根底に、真葛の才智を磨かせた家と家族の存在があることを、関氏は説得的に描き出している。

ふたつめに、奥女中としてのライフステージも、真葛の思想形成に色濃く影響した社会経験として明確に位置づけられている。真葛の奥奉公は16歳で仙台藩の江戸上屋敷に上って以来、26歳まで10年に及んでいた。武家の娘にとって、奥奉公は許される唯一の職業体験であり、社会体験でもあったが、従来、真葛の奥奉公については、その経緯に注目した言及にとどまり、10年に及ぶ経験が真葛をどのように成長させ、その後の人生や思想形成にいかなる影響を与えた体験であったのか、具体的な検討はなされてこなかった。これは職務上の見聞を他言することを許されない奥奉公の決まりに従ってか、真葛がこの間の日々をほとんど記録に残していないという事情にも困っている。関氏は、真葛が『むかしばなし』に書き残したわずかな感想を手掛かりに、近年の仙台藩の奥向についての研究成果、および真葛が後年、奥女中の生活の経験をふまえて書いたと類推される「宮仕えの女の心得」に検討を加えることにより、次の諸点を指摘している。第一に、真葛は奥の組織にあって、周囲に影響されずにみずから責任ある職務を遂行するという「独りづとめ」の覚悟を決めた。それは女の手本となることを志していた、少女時代の目標を追求する行動として意識されたものでもあった。第二に、町家の女性と同僚として接する日々のなかで、武士の支配を揺るがしかねない町人の敵意と、「智」の不足する武士の姿を知ることになる。この身分間の対立の発見は、真葛の心に深く沈潜する問題となった。第三に、奥勤めを通して真葛は、男女の間にも様々な出来事が起こることを教えられていた。このように、真葛にとって奥勤めの経験は、工藤家での子ども時代には考え及ぶことのなかった社会の現実を目を開かせていたのであり、さらに『独考』の思索に結実する、近世後期の身分秩序の揺らぎをとらえる視点を芽生えさせたことになる。

以上、本書は、真葛の60余年の年輪に刻まれた人生観照こそが、新たな思想を生み出していたことを明確に論じている。幕政史・藩政史、政治思想史の成果も盛り込んで叙述されている本書は、真葛研究、女性史研究のみならず、近世史研究に多くの示唆を与える著作でもある。

(やなぎや・けいこ／聖和学園短期大学教授)

〈書評〉

森田雅子著

『貞奴物語——禁じられた演劇——』

(ナカニシヤ出版 2009年 358頁 ISBN 978-4-7795-0308-5 3,200円+税)

新實 五穂



1907年11月1日付の女性雑誌『フェミナ Femina』には、寄稿家マリ・ラパルスリーと一人の日本人女性が会見した際の様子、6枚の写真とともに報じられている。記事には、この日本人女性による書簡も掲載され、彼女が自身を見世物にするためではなく、演劇を学び、自分の技芸を磨くためにパリへ赴いたことに加え、彼女の生い立ちと演劇との関係が次のように述べられている。

私は東京の商人の娘ですが、幼少の頃、母が踊りを好きだった影響で、舞踊を習得しました。それゆえ、私は芸者、すなわち踊り子になったのです。川上〔音二郎〕と結婚すると、お芝居を演じるようになり、東京からアメリカやロンドン、そして1900年にフランスへとやって参りました。私の夫は東京で10年ほど劇場施設の運営をしており、二つ目〔帝国劇場〕の運営に取りかかる予定でおります。彼は、男女両性からなる役者集団を存在させようと考えた最初の人物です。というのも、日本において、演劇はとりわけ男性たちのみ、ないしは女形、つまり逆に女役を演じる男性たちで行われております¹。

『フェミナ』誌によって取材され、「マダム貞奴 Madame Sada Yacco」と称されたこの日本人女性こそが、本書の主人公である演劇人、川上貞奴（1871-1946）である。川上貞奴は、夫の川上音二郎が率いる一座で唯一の女役者であり、女歌舞伎禁止以降に現れた日本の女優第1号とされている。また舞踊家ロイ・フラーの仲介で、1900年のパリ万国博覧会において『藝者と武士』を上演した際、ジャポニスムの機運が高まるフランスでは、彼女の着装美と動作美が大評判を呼んだことはつとに知られている²。先述した『フェミナ』誌は、1901年から1914年に隔週刊行され、当時のブルジョア女性の生活スタイルを最も反映した雑誌であったとされるが³、その広告欄には、「サダヤッコ着物」・「ヤッコ香水」・「サダヤッコ人形袋付き飴」など、貞奴の表象を利用した商品がたびたび掲載され、彼女の人気の高さと影響力の大きさを物語っている。

本書では、パリにおける日本のステレオタイプとして存在し、芸妓であり、女優である川上貞奴という演劇人が、性別・身分・人種・文化にまつわる社会的蔑視と苦闘しながら、演劇活動に身を投じた生涯が論じられている。さらに貞奴と川上音二郎による演劇活動について具体的分析を加えながら、1924年に文部大臣の岡田良平により制定された「学校劇禁止令」を事例に、日本における演劇活動に対する体制側の抑圧の仕組みを明確にすることを通して、演劇が内包する力を究明している。本書は全6章から構成され、多彩な文献および図像資料を駆使して貞奴の生涯とその表象を分析した第1章から4章までが前半であり、学校劇禁止令が成立した社会的・文化的背景ならびに演劇の有する教育力・教化性などを論じた第5章と6章が後半である。

第1章は、演劇への社会的蔑視がいかんして生まれるかという問題に端を発し、演劇が持つ教育性・

政治性・物語性などの性質に触れた後、没落した両替商の末娘とされる小山貞が芸妓に身を落とし、奴となるも、芸者名「貞奴」を使用して、女優という新たな職業に就いた意味を述べている。社会的蔑視が強い世界の中であえて生きる選択をした貞奴にとって、演劇活動はその人生を物語る行為である。表現手段を駆使し、生涯をかけて語ることで、自身のアイデンティティを創造し、構築していった。

第2章は、売れっ子の芸妓であった貞奴が、書生芝居を立ち上げた川上音二郎と結婚し、川上座の行き詰った状態を打開するため、欧米渡航に乗り出す経緯と、海外公演を行う中で、女優貞奴の誕生に至った過程が描かれている。女優貞奴の誕生には、女の悲劇を舞台上で見事に演じきる貞奴の芸術性をはじめ、一座の質の高い演技が存在していた以外にも、日本の美を伝統や正統なものから逸脱した形式で欧米の観客により鮮烈に披歴することで、観客の美的感性に訴え、異国の文化理解を促す戦略を音二郎が用いたことも多分に影響している。しかしながら、伝統文化・風俗を正しく伝播しなかった結果、日本での川上座は厳しい評価を受け、音二郎の無知や一座で中心的役割を果たす人物が芸者出身の彼の妻である事実なども併せて非難の的となった。

第3章では、19世紀末から20世紀初頭にかけて行われた川上座の第一次・第二次欧米渡航に着目し、渡航前後での一座の舞台美術や演出方法における変化、および欧米渡航が川上座と貞奴の演劇活動に与えた影響について総括している。そもそも、1871年に江戸の下町に生まれ、1946年に熱海の別荘で75年の生涯を終えるまでの間、川上貞奴には3回の欧米への渡航歴がある。そして彼女の渡航歴を研究対象とした多様な先行研究が既に存在しているものの、従来の研究では、第一次の欧米渡航に関する英仏語の文献資料のみが重要視され、なおかつ舞台を称賛した新聞・雑誌記事だけが引用されるため、同じ資料が繰り返し引用されるという問題が生じていた。本書は、200箇所以上の海外研究機関に問い合わせ、これまで顧みられなかった資料の収集に挑み、川上座が公演した演劇の具体的な分析と貞奴の演劇活動の再評価とを実証的に努めている点が、意義深く、新たな視点をもたらしてくれる。

とりわけ戯曲のシナリオ構成、および舞台美術・衣裳などを通して、川上座の演劇活動での戦略について解明した試みは、文化論的な観点からも興味深く思われる。音二郎と貞奴が欧米渡航で得た経験により、日本の演劇文化に導入したものは、現代社会においても通じる方法であるが、過去や伝統を模倣し、これを変化・転用して新たに繋ぎ合わせることでオリジナリティを構築するという演出手法であった。欧米で観客の視線に晒された際、細部まで正確に再現することで際立つ異質感よりも、異文化の視線に応じて、日本文化の精髓を伝えることを彼らは最優先した。要するに、代用・省略・追加を施し、変容した「偽物性」の中から、そこに潜む「本物性」を理解してもらうことが、異文化コミュニケーションの在り方であった。著者は、この点にこそ、貞奴の演劇活動の核心を指摘する。

第4章は、「帝国劇場付女優養成所」や「川上児童楽劇團」の設立など、新たな演劇活動を創出すべく奔走する貞奴の業績や、役者生活からの引退という事象を軸に、彼女の社会的受容が当時のジェンダー観と併せて究明されている。貞奴は、女性で、芸妓の出身で、役者であるという身分によって、無条件に抑圧され、偏見に晒され、社会的枠組みから周縁化されてしまう差別を常に強いられている。生活を営む上で、耳目を集める表舞台に登場したり、意思を表明したりする行動も、世間が求める女性の範疇から彼女は脱落してしまう存在でもあった。また、日本社会では、芸妓・遊女・女優の間に横たわる曖昧性の意識が根底にあり、芸妓・遊女が性に関わる職業と見なされるがゆえに、女優業は女性の職業として悪の領域に押し込まれるという差別的な見方が、貞奴自身だけではなく、女優養成所の運営にも障壁となった。さらに時代の気運として高まりを見せた娼妓運動によって、女優養成所の公募が二期

目には終了し、音二郎の亡き後、貞奴が試みた欧米渡航は断念された。けれども彼女は、朝鮮半島や中国での海外公演を行い、児童劇団の設立など演劇教育に情熱を傾け、川上座の隆盛、演劇や役者の地位の確立など、音二郎の願いを継承していく。身分に付随する社会的な蔑視と、加齢や未亡人に対する新たな差別も加わる中で、男性によって身分や役割を作られ、与えられた女性である貞奴にとり、環境を真に受けとめながら、柔軟に対応していく生活は、自身の人生を紡ぐ行為に他ならなかった。

第5章は、川上児童楽劇団設立時に制定された学校劇禁止令について、法が成立した経緯と発令した岡田良平の思想的な背景とを考察している。富国強兵のための軍国主義的教育や殖産興業のための実利実学を推進するにあたり、教育現場に演劇が存在することは、排除対象となった。扮装した演者が身体表現の代行者となって物語を再現し、それを観衆が追体験することを通して、観衆の問題意識が高まり、観衆が主体的な思考と行動を取るようになることに、岡田は危機感を持ったからである。主体性は、社会変革への手段となり、体制の甘受という命題に不要であった。岡田の思考は、彼が報徳宗徒であることに深く関係しており、農本主義・勤儉主義・実利実学を旨とする報徳の教えを国家的規模で展開していくことを目指した。報徳の教義は、既存の体制を変革しないことが前提で、体制の崩壊を導く因子は邪魔な産物であった。理想とする社会に、女性演劇人は不埒な存在で、男性に従順な僕である女性に求められる社会的な役割は、初等教育者、家庭婦人として子供との対峙だけに限られた。

第6章は、演劇の定義、および演劇活動が持つ教育性・政治性・社会性・集団性などの特徴を論じた上で、改めて川上座の大衆演劇的な活動が果たした役割を振り返っている。演劇活動は、遊戯や娯楽の世界として、非生産的な社会悪である心象が植え付けられ、問題意識を芽生えさせ、解決能力を養う側面がある事実を忘れがちである。演劇の観客を主張や表現に共感させ、その情感に訴えることで、演劇活動は社会の活性化に繋がる方策にもなる。著者によると、演劇とは現世の比喩であり、演劇活動とは結社した社会的な勢力が社会の集合意識を変容・獲得し、社会進出を果たす行為である。それゆえ、体制側は価値観を操作し、階層化して、望まれる、許される領域とその枠外に追放される仕組みとを制約する。虚構の枠組みではあっても、民衆の教化に利用され、社会の精神性を作り上げていくという。大衆演劇一座の役割を担う川上座は、主流な文化の枠外から追放された大衆演劇の価値転換を図る先駆けでもあった。20世紀初頭の日本の舞台芸術に問題意識・政治性・時事性・庶民性を蘇生させた裏面には、川上座の果敢な挑戦を見逃すことはできない。

著者の一貫した演劇に対する人一倍の愛情と理解が伝わる本書は、女性・演劇人として苦闘し続けた川上貞奴の生涯を追憶し、その生き様も紹介している。海外公演を通じて、西欧にジャポニズムを広めた立役者の一人であるという史実は、貞奴の一側面に過ぎないことを本書は教えてくれている。彼女を装置にして、女性や演劇、演劇人にまつわる蔑視や偏見が社会システムの中でいかにして醸成され、定着していくかの仕組みを詳らかにしてくれている。その意味では、女性論・演劇論・文化論など、さまざまな切り口で読解することが可能な作品である。後半では、閉塞した日本の現代社会を再生していく上で、演劇が重要な要素になるという問題提起がなされている。背景には、川上座の演劇活動のように、価値観を新たに創造し、かつ転換も図る行為が、斬新な生活様式を開拓していく逞しい推進力になるという著者の思いが吐露されている。この思いこそが、今なぜ演劇人および演劇活動をテーマとして取り上げ、論じるかということへの回答にもなるか。

(にいみ・いほ／お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科研究院研究員)

註

- 1 *Femina*, Numéro 163, 1 Novembre 1907, pp.490-91: 《Je suis fille d'un commerçant de Tokio, mais toute petite, ma mère, qui aimait la danse, m'apprit à danser. J'ai donc été *geisha*, c'est-à-dire danseuse. Ayant épousé Kawakami, j'ai essayé de jouer la comédie. De Tokio, je suis allée en Amérique, puis à Londres, puis en France, en 1900. Mon mari a un théâtre à Tokio depuis dix ans. Il va en avoir un second. C'est lui le premier qui eut l'idée de prendre des troupes mixtes d'acteurs, car au Japon, les théâtres sont composés uniquement d'hommes ou de femmes, aussi voit-on des hommes jouer des rôles de femme et vice versa.》
- 2 稲垣直樹「Sada Yaccoの「動きの美」」京都服飾文化研究財団編『モードのジャポニスム』東京クリエイションフェスティバル実行委員会、1996年。
- 3 松田祐子『主婦になったバリのブルジョワ女性たち——100年前の新聞・雑誌から読み解く——』大阪大学出版会、2009年。

〈書評〉

ティアナ・ノーグレン著 岩本美砂子監訳
塚原久美・日比野由利・猪瀬優理訳

『中絶と避妊の政治学
——戦後日本のリプロダクション政策——』

(青木書店 2008年8月22日 305頁 3,800円)



澤田 佳世

日本では1948年の優生保護法施行により、世界に先駆けて中絶の実質的合法化が実現された。中絶をめぐる「進歩的」な政策の一方で、避妊をめぐる政策展開は極めて「保守的」である。先進国の中で最も遅く、中絶の実質的合法化から遅れること約60年、日本では1999年に避妊用ピルが解禁された。

「なぜ避妊より中絶を優先したのか？」——著者ノーグレンは、国際的潮流と流れを異にする「日本の矛盾に満ちた中絶避妊政策」(12頁)を探究すべく、2001年にアメリカで、Norgren, Tiana. *Abortion before Birth Control: The Politics of Reproduction in Postwar Japan*. Princeton: Princeton University Press. 2001.を刊行した。本書はその翻訳版である。ノーグレンは、本書刊行時には全米家族計画財団に勤務し、本書でコロンビア大学において政治学博士号を取得している。

近代日本における生殖とその管理政策の歴史については、少ないながらもいくつかの重要な研究蓄積がある。近代日本の生殖をめぐる複雑な政治過程と戦後の家族計画への道のりを丹念に追究した荻野美穂『「家族計画」への道』(2008年)のほか、藤目ゆき『性の歴史学』(1997年)、田間泰子『「近代家族」とボディ・ポリティクス』(2006年)、松原洋子の博士論文「日本における優生政策の形成——国民優生法と優生保護法の成立過程の検討」(1998年)などである。ピル認可の政治と経緯についても、松本彩子『ピルはなぜ歓迎されないのか』(2005年)が詳述している。また、戦前・戦後を通じた日本の産児調節運動や家族計画運動の当事者たちが書き記したものとして、太田典礼『日本産児調節百年史』(1976年)や久保秀史『日本の家族計画史』(1997年)も、その通史的理解に欠くことのできない重要な資料となっている。

本書は、こうした一連の研究蓄積を背景に、近代日本の生殖政策を避妊よりも中絶が先行する「矛盾に満ちた」政策と認識し、その成立過程に対して、政治学の領域から〈フィードバック効果〉と〈多元主義〉を鍵概念にアプローチを試みたものである。日本の生殖をめぐる政策決定過程の中心に多様な利益集団を位置づけ、それらの利害の攻防と交差の結果、ある時期に確立した政策が後の政策決定過程に影響を及ぼしていると捉える。具体的には、戦後の優生保護法が戦中の国民優生法の延長線上に制定されて中絶合法化が実現されると、その制定及び改定過程において、中絶と避妊をめぐる多様な利益集団(日本医師会や日本母性保護医協会、宗教団体「生長の家」、家族計画団体、助産婦会、女性・フェミニスト団体、障害者団体)が台頭した。それらと国家的アクター(政治家と官僚)との間で異なる政治的利害が交錯しあう中、「近代的」避妊法とされるピル認可の遅れという日本固有の生殖政策が生み出された。言い換えれば、〈多元主義〉的な政治過程の中で可能となった中絶の実質的合法化が、その後の避妊用ピルの承認過程には否定的な〈フィードバック効果〉を働かせたということである。

では、本書の内容を具体的に見ていこう。本書は、上述した問題関心と分析枠組を第1章と第2章で

提示した後、日本における「矛盾した」生殖政策の歴史について3つのパート——①戦前・戦中の中絶・避妊政策（第3章）、②戦後の中絶をめぐる政治（第4章・第5章）、③戦後の避妊をめぐる政治（第6章・第7章）——にわけ、とくに戦後に重点を置きながら追究している。

第一に、第3章では、優生学と出生促進主義が支柱をなす戦前・戦中の中絶・避妊政策の概要が述べられる。現在も効力をもつ刑法墮胎罪（1880年制定、1907年厳罰化）を中心とする明治政府による一連の墮胎禁止政策の施行、1930年代における様々な避妊の禁止措置、1940年の国民優生法の制定など、「国民国家・日本」の近代化過程における人口の質的・量的管理が開始・遂行されていく。こうした中絶・避妊政策の背景には、国力・軍事力の増強を至上命題に出生促進政策による人口増加に加え、「人種淘汰」という優生学的思考に基づく人口の質的向上に対する関心を共有した日本のエリートや社会運動家、政府関係者たちの存在が指摘される。

第二に、第4章・第5章では、戦後日本における中絶をめぐる政治について、優生保護法の制定と改定過程に焦点をあてながら、利益集団政治のありようが考察される。

敗戦後の日本では戦前・戦中とは一変し、経済発展の阻害要因として「過剰人口」とそれを誘発する高出生率は問題視され、人口抑制の重要性が声高に喧伝されるようになる。1948年には、刑法墮胎罪が効力をもつ中、中絶指定医師制度を支柱にすえた優生保護法が成立した。翌1949年の経済条項導入と1952年の審査制廃止を経て、日本では中絶が実質的に合法化される。同法制定の中心的アクターは、産婦人科医であり政治家でもあった谷口弥三郎である。谷口は、表向きは「過剰人口」と限りある資源、「逆淘汰」現象を「問題」とし、「優生学的に劣った子孫の出生防止」と「母体の健康と生命を守る」ことを目的に優生保護法を提案した。しかし、その真なる企図は、医師の利益、すなわち日本医師会指定の産婦人科医による「儲かる」中絶手術の実行権独占にあったという。一方、国家的アクターにとっても中絶の実質的合法化は人口抑制を実現する手段であり、ここに医師という利害集団と国家的アクターとの利害が一致することになる。ノーグレンは、中絶を合法化するこうした優生保護法の制定過程について、医師が政治家でもあること、国益を重視する一方で倫理や宗教的議論がなされないこと、女性運動が不参加であることを日本の特徴として指摘する。

その後の優生保護法の改定過程と中絶論議には、中絶指定医集団である日母、「生長の家」、家族計画運動家、女性・フェミニスト団体、障害者団体など新旧の利害団体が登場し衝突している。反中絶運動を展開する「生長の家」が優生保護法改定を企図したのに対し、既得権益を有する医師と女性・フェミニスト団体、家族計画推進団体もまた対抗運動を繰り広げた。なお、本書で取り上げられるフェミニスト団体はリブと中ピ連であり、前者は「母性主義的・社会的」フェミニズムを、後者は「個人主義的・権利志向的」フェミニズムを支持するとされる。その後、女性の生殖の権利を主張する女性・フェミニスト団体に加え、障害者の人権を主張する障害者団体が台頭する中で、1996年に優生保護法は優生学的内容を削除し母体保護法に改名されることになる。政治家や官僚の間では、労働力不足や「中絶天国」と揶揄される日本の国際的評価への懸念が存在していたが、中絶に関する政策決定過程において多様な利益集団が決定的役割をもったことは明らかである。ノーグレンはここに、戦後の日本の中絶政策におけるエリート主義から多元主義的な政策決定過程への移行を見いだしている。

第三に、第6章と第7章で戦後日本の「保守的」な避妊政策の歴史とその背景が検討される。

まず、第6章では「中絶合法化よりも産児制限が遅れたのはなぜか」という問いに、占領下における中絶指定医師による強い中絶擁護に対し、産児制限を一貫して主張する利益集団がいなかったことを指

摘する。国際社会や本国における政治的配慮から産児制限に「中立的」立場を保持する占領軍を前に、日本政府は産児制限の妥当性について合意がとれなかった。生殖の権利よりも母性主義を全うする女性団体、左翼と与し統一見解を示せない家族計画運動団体の一方で、「儲かる」中絶手術の独占権を手放さない中絶指定医師たちの思惑が優先されていく。

第7章では、避妊用ピル認可の遅れをめぐる利益集団政治が描かれる。1960年代から70年代、日本医師会や家族計画団体、助産婦会などが、専門家の既得権益と女性の健康上のリスクを理由にピル認可に反対した。とくに強い影響力をもつ日本医師会は、避妊用ピルの「安全性」に疑問を呈したが、真なる争点はピル普及により「儲かる」中絶の需要が減ることにあったという。女性団体もまたピル承認による中絶規制の促進を懸念し、ピルに対して否定的ないし受身的なスタンスを保持した。反ピル派の思惑は、出生率低下による将来的な労働力不足を懸念する国家的アクターの政治的利害と一致した。一方、1980年代半ばには医師と家族計画団体がピル支持に転換する。しかし、その後もHIV感染拡大を理由に厚生省は審議を凍結した。日本では、1999年の男性用勃起治療薬バイアグラの超スピード承認の後、男性中心的な生殖政策決定過程に対する女性や世論の怒りの声に、政府方針が急展開し避妊用ピルの承認が実現されることになる。

以上のように、本書は、生殖の政治過程における利益集団の論理と闘ぎ合いを明らかにしながら、「進歩的」な中絶政策が「保守的」な避妊政策に帰結する様相をダイナミックに描出する。英語や日本語で書かれた二次資料に加え、一次資料として国会議事録や各種ニューズレター、関係者のインタビューなどで収集した豊富な資料を分析した本書は、「国民国家・日本」における生殖政策の歴史を政治学的に論じた好著といえよう。

しかし一方で、各利益集団の内部構成や論理の多様性と多義性、それらの変化のあり方と社会的背景について更なる探究が望まれる。また、生殖はセックスとしての身体に社会が働きかけるジェンダー実践の場である。男性の同意を必要とする優生保護法（現母体保護法）や女性を処罰の対象とする刑法墮胎罪の存続は、日本の中絶政策が「進歩的」であることを意味するのか。また、ピルを含む「近代的」避妊法の多くが女性用であることに、どのようなジェンダー的含意を読み取るのか。生殖をめぐる政治的理解には、一層のジェンダー的視点が必要となる。

（さわだ・かよ／沖縄国際大学准教授）

ジェンダー研究センター彙報<平成20年度>

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

職名は発令時による

平成20（2008）年度研究プロジェクト概要

	年 月 日	テーマ	報告者、評者等
I G S セ ミ ナ ー	女性リーダー育成プログラム「アカデミックリーダーへの道（ロールモデル編）」		
	平成20年1月14日	第一回 「ユネスコとは何か？ その組織と活動」	講師：菅野琴（元ユネスコ本部職員／本学ジェンダー研究センター客員研究員）
	平成20年1月21日	第二回 「ユネスコと女性：ジェンダー主流化政策」	講師：菅野琴（元ユネスコ本部職員／本学ジェンダー研究センター客員研究員）
	平成20年1月28日	第三回 「『持続可能な開発のための教育』におけるジェンダー主流化—アジアの経験から」	司会：菅野琴（元ユネスコ本部職員／本学ジェンダー研究センター客員研究員） 報告：徳留丈士（文部科学省国際統括官付ユネスコ第二係長／国内ユネスコ委員会事務局）、林川真紀（ユネスコ・アジア太平洋地域教育局／バンコク事務所APPEAL ユニットプログラム専門家） ファシリテーター：臺丸谷美幸、長田 華子（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）
講 演 会	平成19年10月21日	なぜ先端医療をもとめるのか：生殖補助技術と倫理	講演者：柘植あづみ（明治学院大学教授・お茶の水女子大学客員教授）
	平成20年12月10日	国際公務員という仕事——ユネスコ本部職員の経験から——	講師：菅野琴（元ユネスコ本部職員／本学ジェンダー研究センター客員研究員）
	平成21年3月17日	「暴力とジェンダー：ジェームズ・ギリガン&キャロル・ギリガン講演会」	講師：ジェームズ・ギリガン（ニューヨーク大学 教授 精神医学）、キャロル・ギリガン（ニューヨーク大学教授 心理学）
コ ウ キ ユ	平成20年7月31日	「レイ・チョウ・コロキウム」	講演者：レイ・チョウ（ブラウン大学） 応答者：新田啓子（立教大学准教授）、山口菜穂子（お茶の水女子大学大学院博士後期課程） 司会：竹村和子（お茶の水女子大学教授）
資 本・自 然・セ ク シ ユ ア リ テ ィ と ジ ェ ン ダ ー 研 究 会	平成20年6月8日	研究会「グローバル資本主義とジェンダー」	講師：田崎英明（立教大学教授）、佐藤隆（大分大学准教授）
	平成20年6月28日	講演会「グローバルな源蓄と身体」	講師：Massimo de Angelis（University of East London） コメンテーター：田崎英明（立教大学教授） 司会：足立眞理子（お茶の水女子大学ジェンダー研究センター長）

1. 人事関係

1) 運営委員会名簿 (括弧内は在任期間)

ジェンダー研究センター長・人間文化創成科学研究科准教授	足立眞理子	(平成19年4月1日～)
ジェンダー研究センター員・人間文化創成科学研究科教授	舘 かおる	(平成8年5月11日～)
ジェンダー研究センター員・人間文化創成科学研究科准教授	申 琪榮	(平成20年4月1日～)
ジェンダー研究センター員・人間文化創成科学研究科准教授	石井クンツ昌子	(平成20年4月1日～)
ジェンダー研究センター員・人間文化創成科学研究科教授	戒能 民江	(平成16年4月1日～)
人間文化創成科学研究科教授	杉田 孝夫	(平成16年4月1日～)
人間文化創成科学研究科教授	真島 秀行	(平成16年4月1日～)
人間文化創成科学研究科教授	宮尾 正樹	(平成19年4月1日～)
人間文化創成科学研究科教授	米田 俊彦	(平成16年4月1日～)

2) スタッフ名簿 (括弧内は在任期間)

センター長 (併)	足立眞理子	(平成19年4月1日～)
センター教員	舘 かおる	(平成12年4月1日～)
	申 琪榮	(平成20年4月1日～)
客員教授 (国内)	柘植あづみ (明治学院大学社会学部教授)	(平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)
	小川眞里子 (三重大学人文学部教授)	(同上)
	伊藤 るり (一橋大学大学院教授)	(同上)
研究員	山崎 明子 (日本学術振興会RPD特別研究員)	(平成19年4月1日～ 平成19年3月31日)
研究協力員	朝倉 京子 (新潟県立看護大学助教授)	(平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)
	磯山久美子 (法政大学非常勤講師)	(同上)

ジェームズ・ウェルカー (イリノイ大学アルバナシャンペイン校東アジア言語文化学科博士候補生)	(同上)
大海 篤子 (武蔵大学非常勤講師)	(同上)
菅野 摂子 (立教大学非常勤講師)	(同上)
小林富久子 (早稲田大学教育学部・ジェンダー研究所所長)	(同上)
斉藤 正美 (富山大学非常勤講師)	(同上)
酒井 順子 (フェリス学院大学非常勤講師)	(同上)
佐藤 (佐久間) りか (元本学COE「ジェンダー研究のフロンティア」研究協力者)	(同上)
新ヶ江章友 (名古屋市立大学大学院客員講師)	(同上)
仙波由加里 (桜美林大学総合研究所)	(同上)
高橋さきの (東京農工大学非常勤講師)	(同上)
田中 俊之 (学習院大学PD研究員)	(同上)
中山まき子 (同志社女子大学教授)	(同上)
根村 直美 (日本大学経済学部教授)	(同上)
林ニコル奈津子 (ミシガン大学ジェンダー研究所客員研究員)	(同上)
村松 安子 (東京女子大学名誉教授)	(同上)
山崎 美和恵 (埼玉大学名誉教授)	(同上)
林 紅 (中国アモイ大学人文学院助教授)	(同上)
研究機関研究員	山出 裕子 (平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)
研究支援推進員	飯田 伸彦 (平成18年4月1日～)
事務局員	花岡ナホミ (平成18年4月1日～)

2. 会議関係

<運営委員会の開催>

平成20年4月17日／6月10日／平成21年2月4日

3. 研究調査活動

1) センター共同研究プロジェクト

「教育におけるジェンダー平等：EFA中期評価をジェンダーの視点で探る」

【研究担当】

菅野 琴 (IGS客員研究員、元ユネスコ本部職員・駐ネパールカトマンズ事務所長)

館 かおる (本学教授)

【研究内容】

12月10日、1月14、21、28日にお茶の水女子大学ジェンダー研究センターと大学院共同セミナー「リーダー育成プログラム」の一環として公開講演会「国際公務員という仕事—ユネスコ本部職員の経験から—」と3回の連続講座「ユネスコとは何か？その組織と事業活動」、「ユネスコと女性：ユネスコのジェンダー主流化政策とその活動」と「持続可能な開発のための教育におけるジェンダー主流化—アジアの経験から」を受け持った。また、EFA中期評価のジェンダー評価研究に関してはネパール、パキスタン、ブータン等の国別報告書の比較考察の結果を12月16-19日の大阪大学集中講義に一部、加えた。それら国の現段階での課題、教育におけるジェンダー平等についての無理解や関心の低さやジェンダー主流化への挑戦を課題として注目した。さらに、ネパールの女子奨学金制度に関する論文を国立女性教育会館研究ジャーナル13巻(2009年3月)に発表、6月7日の国際開発学会第9回春季大会では「EFA第5目標、教育におけるジェンダー平等への課題」を報告した。

「フェミニスト経済学の理論、方法、課題」

<科学研究費基盤研究B>

【研究担当】

足立真理子 (本学准教授)

本山 央子 (アジア女性資料センター運営委員)

【研究内容】

本研究の要旨は、90年代初めに国際的に成立した、フェミニスト経済学についての包括的な研究をおこない、経済学の新たな一分野としてのフェミニスト経済学の特徴を明らかにするとともに、そこから、従来の経済学においては、しばしば問題の所在そのものが不可視化され、それゆえに経済問題

として扱われてこなかった一連の問題群への接近と現実的対応可能性を見出すことにある。フェミニスト経済学は、フェミニズムの社会的要請を背景として誕生し、ジェンダーに関わる問題群を経済学の学問的領域において検証することを目的とする、経済学の新分野の一つである。フェミニスト経済学の国際的研究活動の中心は、1993年に設立された国際フェミニスト経済学会 (International Association For Feminist Economics: IAFPE) であり、現在、ジェンダーと経済に関わる最も包括的な研究をおこなうとともに、国連をはじめとする国際機関および各国政府にたいして研究成果の提示を行っている。本研究は、経済学の新たな分野として成立したフェミニスト経済学を、三つの領域に分けて分析し、フェミニスト経済学の理論的特質と現状分析の課題を明確にしたうえで、市場中心主義的な合理的経済人によってのみ構成されるのではない、あらたな経済社会の代替理論の展開を構想する。

「アジアにおける再生産領域のグローバル化とジェンダー配置」

<科学研究費基盤研究A>

【研究担当】

伊藤 るり (IGS客員教授、一橋大学大学院教授)

足立真理子 (本学准教授)

落合 絵美 (本学大学院博士後期課程)

大橋 史恵 (本学大学院博士後期課程)

越智 方美 (本学大学院博士後期課程)

イシカワ・エウニセ・アケミ (静岡文化芸術大学准教授)

稲葉奈々子 (茨城大学准教授)

大石 奈々 (国際基督教大学准教授)

小ヶ谷千穂 (横浜国立大学准教授)

定松 文 (恵泉女学園大学准教授)

安里 和晃 (龍谷大学非常勤講師)

このほか、「国際移動とジェンダー (IMAGE)」研究会メンバー

【研究内容】

1980年代後半以降、アジアでは家事、育児、介護、看護等の再生産領域で海外就労する女性労働者の急増が見られる。途上国女性が担う再生産労働は「国際商品」と化し、少子高齢化、女性の就業形態の多様化、サービス経済化に直面する先進工業国で、福祉体制や景気動向を問わず、受容される傾向にある。また途上国でも、海外雇用市場を確保するための方策が戦略的に追求されている。他方、その裏では、海外就労女性の家族に再生産労働の空白が生まれ、そのこと

が家族や世代間関係に大きな負荷を与えている。再生産領域のグローバル化は、再生産労働の「国際商品」化に留まらず、このような労働と身体の再生産に食い込む《再生産連鎖》の広がりとして認識できる。本研究では、アジアにおける再生産領域のグローバル化の実態とその各国におけるジェンダー（再）配置との関連を、社会学、経済学、文化人類学、人口研究等の立場から学際的に把握することを目的とした。

なお、本プロジェクトは2005年度から2008年度の科学研究費補助金基盤研究（A）「アジアにおける再生産領域のグローバル化とジェンダー配置」（研究代表者 伊藤るり）の助成を受けた。

「家族とジェンダー——家庭内性別役割分業の日米比較研究——」

【研究担当】

石井クンツ昌子（IGS学内研究員、本学人間文化創成科学研究科教授）

賀茂 美則（ルイジアナ州立大学社会学部准教授）

Ross Parke（カリフォルニア大学リバーサイド校心理学部教授、家族研究センター所長）

ユン・ジンヒ（本学ジェンダー学際研究専攻）

加藤 邦子（本学ジェンダー学際研究専攻）

岩下 好美（本学ジェンダー社会科学専攻）

【研究内容】

日本では「男は仕事、女は家庭」という考え方が根深く存在し、家事や育児は女性が担っている場合が多い。しかし女性の高学歴化や就労率増加に伴い、女性の仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）が重要視されてきている。また少子化対策として男性の育児や子育て参加も啓発され、男性にとっても仕事と家庭の両立は重要な課題となってきた。従来の家庭内性別役割分業の研究では主に夫婦の相対的資源差、時間的余裕、性別役割分担観などの家庭内あるいは個人的な要因に焦点をあてたものが多かった。しかし、共働き家庭の役割分業に関しては家庭内要因に加えて就労環境や政策などの要因も理解することが重要である。本プロジェクトでは日米における共働き家庭の男女に焦点をあてて、仕事と家庭の両立に関する家庭・職場環境、政策などの要因を総合的に実証研究することを主な目的とする。

「ウェブ世界におけるジェンダーの位相」

【研究担当】

館 かおる（本学教授）

小山 直子（IGS客員研究員）

【研究内容】

本プロジェクトは、情報テクノロジーがもたらす「ジェンダー」にかかわる諸現象の解明を目的とするものであるが、特にウェブ世界におけるジェンダーの位相の様々な形態を研究対象に置く。具体的には「検索画面」を取り上げ、そこで提示される「ジェンダー」関連情報を分析し、検索順位の形成が、人為的操作を介入させない数値的アルゴリズムによって導きだされる「公平」なものという「神話」を、「検索順位」の決定要因を検証することにより、明らかにする。こうした研究は、情報テクノロジーの進展に伴い、ウェブ世界での「ジェンダー」にかかわる「情報の摂取」や「知の獲得」が、実世界の権力により作為的に作用する事態をテクノロジーの社会的形成の観点から考察することの価値を提示するものである。なお、本研究は、2007-2009年度の科学研究費補助金（B）「社会科学の新しい研究方法論としての統合型ウェブマイニング環境の開発研究」（研究代表者 増永良文）の一部を分担している。

「『医療機器の開発・応用とジェンダー』に関する研究」

【研究担当】

柘植あづみ（本学客員教授・明治学院大学教授）

小門 穂（IGS研究協力員）

三村 恭子（本学大学院博士後期課程）

【研究内容】

医学・医療が患者・利用者の身体を客体化していると指摘されて久しい。特に、医学・医療におけるジェンダーバイアスが、医療機器の開発に際しても女性の身体を客体化するように作用するという批判的指摘がある。もちろん、同じ機器・道具であっても、それを使う人の姿勢や熟練、そして患者・利用者の状態（心身ともに）によって、満足感・不快感、痛みの程度は異なるが、それでも機器・道具の開発デザインの際の視点は重要な要因だと考えられる。そこで、これらの機器がいかに開発・デザインされてきたのか、患者・利用者の声はいかに導入されているのかを調べていきたい。もし、開発の際に「女性向け」を意識したデザインがなされているなら、それはいかに表されているのか、なにをもって「女性向け」とされているのかなどを把握したいと考える。これらの機器と女性との関係の研究は、その一方に「女性の自己決定」として選ばれているとされる医療と女性との関係性について考察する資料をももたらすと考える。

「アジアにおける女性運動の理論的検討」

【研究担当】

戒能 民江（本学教授）

申 瑛榮（IGS准教授）

【研究内容】

2008年度はこれまでの研究成果を比較女性運動の観点から論文としてまとめ、その成果を発表した。その際、日韓の家族法改正運動の事例を、他の女性運動分野にも拡大して応用できる理論的枠組みを探った。

(3) 個人研究プロジェクト

「家族法とジェンダー化される市民権」

【研究担当】

申 瑛榮（IGS准教授）

【研究内容】

本研究は日本の家族法と国籍法をめぐる最近の判決や議論を通じて日本の（女性）市民権はいかに国家の法律によって、「家族」と結びつけられ、ジェンダー化されているのかを明らかにするものである。特に本研究では、国家の再生産＝家族の再生産という関係での女性や子供の市民権の制限について、（日本人）男性の「家父長」としての権限と他の家族との関係を定める国家の法律で正当化されてきた視点から、それを現在問題となっている具体的な家族法及び国籍法の例をあげて証明していきたい。

「ジェンダー視点に立った予算分析の実践——業績評価からのアプローチ——」

【研究担当】

市井 礼奈（IGS客員研究員、南オーストラリア大学ワークライフバランス研究所研究員）

【研究内容】

本研究はジェンダー視点に立った業績指標作成をめざし、諸外国における事例を検討した上で、日本政府のワークライフバランス政策の中の両立支援予算に着目し、ジェンダー視点に立った予算分析ならびに業績評価指標を開発するものである。平成20年度は日本におけるGBAの実践準備段階として、海外におけるジェンダー視点に立った業績指標に関するレビューを行った。①ジェンダー視点に立った業績指標の作成を実施している諸外国の事例に関する文献収集および資料解説を行い、業績指標開発の経緯、作成法、実践的活用事例を検証した。②GBAと業績予算制度の先駆的取組をしているオーストラリア、ジェンダー視点に立った業績指標作成に

意欲的に取り組んでいる韓国において海外調査を行い、分析手法の確立に至るまでの経緯や分析過程で生じた問題点などに関する聞き取り調査を行った。特に韓国では、2010年から国会へジェンダー視点に立った予算（性認知予・決算）報告書を提出することが法律で規定され、平成19年度にジェンダー視点に立った業績指標開発が進められていたため、平成20年度に同国を訪問し、担当者への聞き取り調査を実施するのは有意義であった。

「戦後日本における『美術』と『家庭科』の教科編成——『手芸』再定位のポリティクス——」

【研究担当】

山崎 明子（日本学術振興会RPD特別研究員）

【研究内容】

本研究は、日本近現代における女性の表現活動を規定する社会システムを明らかにしようとする一連の研究の中に位置づけられるものであり、前年度に引き続き、学校教育における表現活動の位置づけをジェンダー理論の視点から再検討することを目的とした。特に昨年度は、戦後における教科としての「美術」の成立と女子用図画教育の消失という問題を考えるとともに、男女共学化により女子に特化された造形活動の家庭科への集約という問題を検討した。また、戦前から戦後にかけての男女共学化に伴う制度及び言説に関する基礎調査を行いながら、戦後の女性による造形活動をめぐる問題を理論化することを目指した。一昨年度の研究成果と併せて美術と家庭科をめぐるジェンダー・ポリティクスの総括を行った。

「工学教育とジェンダー」

【研究担当】

高橋さきの（東京農工大学非常勤講師）

【内容】

本年度は、近代製糸産業の立ち上げにおける技術移転（横田英の『富岡日記』等）、労働状況（石原修『女工と結核』、細井和喜蔵『女工哀史』、高井としを『私の女工哀史』他）、工業化を背景とした性差観の成立（石原修『新稿労働衛生』、暉峻義等、桐原葆見等の労働科学研究所の仕事）、工場法の制定経緯や条文（特に女性労働に特化した保護・排除をめぐって）、工業化を背景とした家族観の変化（GMのPR映画、チャーリー・チャップリンの『モダンタイムス』他）などの題材について主に検討した。二年目となる昨年度は、こうした題材を深化させ、相互に関連づける作業を行った。こうし

た題材の利用により、学生が各自の専攻内容と密接に関わる存在としてジェンダーの社会関係を把握することが可能となり、また、ジェンダーの社会関係が介在することで、科学技術を取りまく社会関係の存在を臨場感をもって理解することが可能になるとの確信を深めた。研究成果の一部は、共生社会システム学会 2008年度大会「知の状況性をいかに認識させるか——繊維機械を授業に利用する」で発表した。

「スペインにおける男女共同参画政策について」

【研究担当】

磯山久美子（法政大学非常勤講師）

【研究内容】

本研究は、スペインにおいて、2004年のサパテロ政権発足以降、急速に進められてきた男女共同参画政策が、近現代史におけるスペインのジェンダーの問題からみた場合、どのように位置づけられ、あるいは成果としてとらえられるかを、教育、労働、婚姻の高齢化と少子化問題など、女性の変化を通して検討しようとした。

研究の成果は、碓順治編『ヨーロッパ読本 スペイン』河出書房新社、2008年、6月刊行の第六章「新しいパートナーシップを求めて」の執筆にまとめ、現代のスペインにおけるジェンダーの問題および、男女共同参画政策の現時点における有効性と問題を指摘した。

「女性と選挙に関する研究」

【研究担当】

大海 篤子（武蔵大非常勤講師）

【研究内容】

日本では女性と政治のかかわりについての研究はまだ少なく、本研究プロジェクトでは、これまでの女性の選挙に関する資料をまとめている。また、選挙の執行後、できるだけ早く、情報と分析を英文にて公開できるようにした。本年度は、2007年4月に執行された統一地方選挙における女性の進出の分析を行った。過去、数年各地の女性センターなどで、女性の政治参画の実践講座を行ってきたが、その実績をまとめて、発表し、2009年から始まる裁判員制度に関して、司法への国民の参画という文脈で、制度の周知、問題点などについて、これまで行ってきた政治参画に関する講演等に必ず付け加えていった。女性政策として、高齢者問題を取り上げ、地域における実践活動のプレ調査を2008年度中に行った。

「在英日本人コミュニティの歴史」

【研究担当】

酒井 順子（フェリス女学院大学非常勤講師）

【研究内容】

平成20年度は、戦中戦後の日本人社会における日本人コミュニティの調査をおこなった。戦中の在英日本人捕虜収容所であるマン島を訪問し、記録を調査した。また、戦後長らく商社員としてイギリスに駐在した男性2人に会い、戦後の日本人コミュニティの発展についてインタビューをした。

成果としては、日系コミュニティで働いていたイギリス人労働者階級出身者の口述文化についての論文を執筆した。

「身体／セクシュアリティとジェンダー」

【研究担当】

齊藤 正美（富山大学非常勤講師）

【研究内容】

今年度は、これまでの女性運動と身体性およびセクシュアリティについての研究を踏まえて、NWEC夏の交流フォーラムで、セクシュアル・マイノリティとコミュニケーションの関わりを考察するワークショップを企画、参加した。そこでは、個人を特定の「人格」や「要素」に還元する「パッケージ化」の欲望と、「パッケージ化」を逃れようとする欲望との葛藤に焦点をあてつつ、クイアなコミュニケーション空間の可能性について議論し、その議論を動画発信することができた。その他、International Gender and Language Association, Association for Asian Studiesでの口頭発表ならびに日本語用論学会における口頭発表で「ジェンダー」概念と言語イデオロギーについて、「ジェンダー」「男女共同参画」政策についての研究成果を報告することができた。貧困と女性身体の間わりについては「女一揆としての富山・米騒動」をまとめることができた。このような成果をあげるに当たり、お茶の水女子大学IGS研究協力員として支援を受けられたことに感謝したい。

「日本における『男性同性愛者』の男性性とHIV/AIDSの関係をめぐる研究」

【研究担当】

新ヶ江章友（IGS研究協力員、名古屋市立大学大学院客員講師）

【研究内容】

近年のHIV/AIDS研究においては、異性間性交渉時のジェンダー関係の不均衡とHIV/AIDS感染リスクとの関係をめぐる研究は行われてきたが、男性同性間性交渉におけるジェンダー問題は不問にされるが多かった。ゆえに、本研究で

は、MSM (Men who have Sex with Men) 間の性的実践に着目し、そこから男性ジェンダーを見ることを通して、セクシュアリティ研究とジェンダー研究の接点を模索し、その成果「名古屋市で開催されたMSMを対象としたHIV検査会受検者質問紙調査」は、名古屋市立大学、市川誠教授の研究プロジェクト報告書『男性動性間のHIV感染対策とその介入効果に関する研究』に掲載された。

「第三者の介入する生殖補助医療が社会へもたらす影響」

【研究担当】

仙波由加里 (桜美林大学総合研究所)

【研究内容】

お茶の水女子大のIGSの研究協力員という立場を得られたことで、2008年度も多くの人とコンタクトを取りながら、第三者の介入する生殖補助医療 (以下DC [Donor Conceptionの略] と書く) に関する情報を積極的に収集することができた。

その中でも特に有意義だったのは、以前から興味を持っていた代理母問題の情報をかなり集められたことである。米国カリフォルニアでは、実際に代理懐胎中の女性に会うことができ、いろいろな話を聞くことができた。また、11月にはサンフランシスコで開催された米国生殖医療学会 (ASRM) にも足を運び、提供卵子や提供精子の仲介業者、出生前養子のコーディネータ機関の人や、DCに関連する医療における保険を扱う保険会社の担当者などから、資料を提供してもらい、業務の内容等についても聞くことができた。そしてアメリカにおけるDCビジネスの現実を目の当たりにした。10月には、北海道大学で開催された日本医学哲学・倫理学会の年次大会で、「代理懐胎、配偶子・胚提供の金銭授受に関する問題」という題目で報告も行なった。9月には、『生命倫理』(日本生命倫理学会) Vol.18 (1) に、投稿していた論文「代理懐胎合法化の是非についての検討—日本と米国カリフォルニア州の代理懐胎の現状から—」(pp.118-125) が掲載された。

「ジェンダー予算分析の試み——地方政府の子育て支援予算を手がかりとして——」

【研究担当】

村松 安子 (東京女子大学名誉教授)

【研究内容】

2007年2月に着任した北九州市新市長は、子育てや教育など社会福祉関連政策の充実を目指して、2006年10月、55項目

の政策大綱を公表し、着任後、マニフェスト「すぐに着手実行するハートフル事業」を公表した。国政は兩立支援や少子化対策を重視する中で、子育て支援がマニフェストのトップにリストアップされたことは注目に値する。全体の歳入が減少する中で、包括的な子育て支援予算は増額されており、予算の配分についての市民からの要望、その採否も公表され、確かに、予算過程への市民参加 (民主化) は進んだと評価できる。しかし実際の予算編成・執行は伝統的な部局別で行われており、子育て支援事業のような部局横断的事业にあっては、特定部局の予算全体の中から当該事業にかかわる予算を予算項目ごとに洗い出すことは部外者には困難である。特にプログラムが新設部局で管掌される場合は、前年度からの予算の変化の追跡など極めて難しい。いずれにしても、予算の編成方法の改善や予算過程の情報公開、男女別統計の整備・充実など、ジェンダー予算のための環境整備が必要である。

「中国におけるジェンダー研究ネットワークの特色について——『Network of Women/Gender Studies』を中心に——」

【研究担当】

林 紅 (中国アモイ大学人文学院助教授)

【内容】

2006年5月に運営し始めた全中国ジェンダー研究ネットワーク「Network of Women/Gender Studies」(www.chinagender.org) は、この2年の間に、中国における女性学・ジェンダー論関連科目の現状、授業の手法・教材、科目実施の課題、女性学・ジェンダー論に関する事業や活動への関わりなどについての情報交換、また女性学・ジェンダー論関連科目の開設と教員養成に関する大きな役割を担った。本研究の課題は、平成19年度の研究課題に続き、このネットワークの組織構造と運営体制などの特徴および役割を、具体的に明らかにすることであった。その後は、さらに国際的な比較研究を行っていききたい。

「女(性)の変貌——昭和後期のトランスナショナルに関わった女たち——」<米国フルブライト研究助成>

【研究担当】

ジェームス・ウェルカー (イリノイ大学アルバナシャンパイン東アジア言語文化学科博士候補生)

【研究内容】

この研究では本年度 (平成21年度) もひきつづき、研究が継続されているが、社会的に重要視されていなかった成人および思春期の<女>のコミュニティ、および彼女たちの、西

洋の思想とイメージを利用して女というカテゴリーを再考しようという試みについて考察している。特に昭和後期にジェンダーとセクシュアリティに対する社会規範に挑戦した三つのコミュニティ——ウーマン・リブ活動家、レスビアン・コミュニティ、少女漫画のサブジャンルの作者および読者——に焦点が当てられている。これまでの研究により、これらのコミュニティは規範的な社会役割に対する抵抗、その道具としての西洋の思想・イメージの利用という点において共通項を持っており、実際、複数のコミュニティに属しているメンバーも存在したことが明らかになっている。なお、本研究の中間報告は2009年1月に開かれた「IGS研究委員会2008」で報告されている。

「北・南米の日系女性文化に見られるジェンダーと表象性の比較研究」<科学研究費補助金若手（B）研究>

【研究担当】

山出 裕子（IGS研究機関研究員）

【研究内容】

本研究は、北米（カナダ、アメリカ）と南米（特にブラジル）の日系女性文化に見られる特徴を、ジェンダーと表象性に注目して比較分析するものである。平成20年度は、8月にカナダにて在外研究を行い、英系カナダの日系作家ケリー・サカモトと仏系カナダ（ケベック）の日系作家アキ・シマザキの作品に関する分析を行いその成果である研究論文は、『カナダ文学研究』（2009年）に掲載されている。また、日系ブラジル文化についての研究を、2009年2月にサンパウロにて行った。昨年度の日系ブラジル文化についての研究成果は、2009年1月に開催された「IGS研究委員会2008」で報告され、また、「ジェンダー研究」第12号（2009）に、研究報告として掲載されている。

4. 研究交流・社会連携部門

平成20年4月より平成21年3月の間の活動は次の通りである。

1) 研究委員会

平成21年1月29日（木）17時～

日本ブラジル交流年記念として、研究機関研究員の山出裕子が「日系ブラジルの表象文化と女性の役割——<ニッケイ>と<デカセギ>」、上智大学グローバルスタディーズ研究科特別研究員の渡会環が「グローバル化時代のブラジル日系人と日本文化——日本YOSAKOIソーランを踊る若い世代の取り組みを事例に——」の報告をおこなった。さらに、IGS客員研究員／南オーストラリア大学ワークライフバランス研究

所研究員の市井礼奈が「ジェンダー平等の実現に向けたジェンダー予算の新たな可能性——世界的動向と新たな取組」、IGS研究協力員／イリノイ大学大学院のジェームス・ウェルカーが「女性の領域を書き直す——キーワードの語源についての一考察——」と題した報告をおこなった。

2) IGSセミナー、講演会、ワークショップ

① 6月8日『グローバル資本主義とジェンダー』

「資本・移動・セクシュアリティとジェンダー研究会」主催、ジェンダー研究センター協賛、講師：田崎英明（立教大学）、佐藤隆（大分大学）

② 6月28日『グローバル化する源蓄と身体』

「資本・移動・セクシュアリティとジェンダー研究会」主催、ジェンダー研究センター協賛、講演者：Massimo de Angelis（University of East London）、コメンテーター：田崎英明（立教大学）、司会：足立眞理子（ジェンダー研究センター）

③ 7月31日『レイ・チョウ コロキウム』“Sentimentalism in Contemporary Chinese Cinema and Beyond”

ジェンダー研究センター、「暴力と主体構築」科研プロジェクト共催、講演者：レイ・チョウ（ブラウン大学）、応答者：新田啓子（立教大学）、山口菜穂子（お茶の水女子大学博士課程）、司会：竹村和子（お茶の水女子大学）

④ 10月21日『なぜ先端医療をもとめるのか——生殖補助技術と倫理——』

ジェンダー研究センター主催、大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程「ジェンダー科学技術論」履修科目、講演者：柘植あづみ（明治学院大学教授・お茶の水女子大学客員教授）

⑤ 12月10日<公開講演会>『国際公務員という仕事——ユネスコ本部職員の経験から——』

ジェンダー研究センター提供科目、ジェンダー社会科学専攻「国際社会ジェンダー論」、女性リーダー育成プログラム（実践編）履修科目、講師：菅野琴（元ユネスコ本部職員／本学ジェンダー研究センター客員研究員）

⑥ 1月14日、1月21日、1月28日『女性リーダー育成プログラム「アカデミックリーダーへの道（ロールモデル編）」／ジェンダー社会科学専攻「国際社会ジェンダー論」連続講座』（全3回）

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター提供科目、ジェンダー社会科学専攻「国際社会ジェンダー論」、女性リーダー育成プログラム（実践編）履修科目、講師：菅野琴

(元ユネスコ本部職員／本学ジェンダー研究センター客員
研究員)

- ⑦ 3月17日『暴力とジェンダー：ジェームズ・ギリガン&
キャロル・ギリガン講演会』

お茶の水女子大学グローバルCOEプログラム「格差セン
シティブな人間発達科学の創成」／お茶の水女子大学ジェ
ンダー研究センター共催」

3) 関連研究会

- ①「映像表現とジェンダー」研究会

<コーディネーター> 館かおる (IGS教授)、小林富久子
(IGS研究協力員・早稲田大学教授)

<事務局> 磯山久美子 (立教大学他非常勤講師)、臺丸谷
美幸 (本学博士後期課程)、前田有貴 (本学博士前期課程)

- ②「資本・移動・セクシュアリティとジェンダー研究会」

<コーディネーター> 足立真理子 (IGS准教授、田崎英明
(立教大学教授)、伊田久美子 (大阪府立大学教授)

- ③「身体／セクシュアリティとジェンダー研究会」

<コーディネーター> 根村直美 (IGS研究協力員、日本大
学教授)、館かおる (IGS教授)

<事務局> 佐久間りか (IGS研究協力員)

<メンバー> 朝倉京子 (IGS研究協力員、新潟県立看護大
学看護学部准教授)、菅野摂子 (IGS研究協力員、立教大
学非常勤講師)、田中俊之 (IGS研究協力員、学習院大学
PD研究員)、兵藤智佳 (早稲田大学平山郁夫記念ボラン
ティアセンター・客員講師)、東優子 (大阪府立大学准教
授)

4) 関連プロジェクト

- ① 文部科学省委託事業：近未来の課題解決を目指した実証的
社会科学研究推進事業「ジェンダー・格差センシティブな
働き方と生活の調和：キャリア形成と家庭・地域・社会活
動が可能な働き方の設計」(平成20年度～平成24年度)

<研究分担者> 永瀬伸子 (人間文化創成科学研究科教授)、
石井クンツ昌子 (ジェンダー研究センター員／人間文化創
成科学研究科教授)、戒能民江 (ジェンダー研究センター
員／人間文化創成科学研究科教授)、申琪榮 (ジェンダー
研究センター員／人間文化創成科学研究科准教授)、菅原
ますみ (人間文化創成科学研究科教授)、館かおる (ジェ
ンダー研究センター員／人間文化創成科学研究科教授)

6. 教育・研修部門

① 研究員

山崎 明子 (日本学術振興会特別研究員RPD)

② 学部出講・大学院担当

<人間文化創成科学研究科博士前期課程ジェンダー社会科学
専攻>

足立真理子

ジェンダー社会経済学 (後期)

ジェンダー社会経済学演習 (後期)

開発・ジェンダー論特論 (後期オムニバス)

館 かおる

ジェンダー基礎論 (前期)

ジェンダー基礎論演習 (後期)

開発・ジェンダー論特論 (後期オムニバス)

申 琪榮

比較ジェンダー開発論 (前期)

比較ジェンダー開発論演習 (後期)

開発・ジェンダー論特論 (後期オムニバス)

<人間文化創成科学研究科博士後期課程ジェンダー社会科学
専攻>

足立真理子

ジェンダー政治経済学演習 (通年)

ジェンダー学際研究論文指導 (通年)

館 かおる

ジェンダー史論演習 (通年)

ジェンダー学際研究論文指導 (通年)

申 琪榮

家族政策論 (後期)

<学部>

足立真理子

グローバル化文化学総論Ⅱ (後期)

館 かおる

生活科学部 「ジェンダー論」 (前期)

申 琪榮

生活科学部「比較ジェンダー論」(後期)

グローバル文化学「国際ジェンダー論」(後期)

7. 社会貢献

ジェンダー研究センター

- ・諸外国/国内の女性関係行政部門、民間団体(NGOの女性問題担当者等)、研究者等の視察受け入れ、日本の男女共同参画等の現状について解説など

足立真理子

<他大学出講>

- ・早稲田大学法学部非常勤講師「歴史・思想研究入門」「ジェンダー論I」(平成20年4月1日~平成21年3月31日)

<その他>

- ・日本フェミニスト経済学会代表など

館 かおる

<その他>

- ・高知女子大学・(財)こうち男女共同参画社会づくり財団平成20年度男女共同参画を考えるセミナー「『産み育てる社会』と『看取り得る社会』の形成のために」講師、平成20年11月1日など

8. 文献・資料収集/情報提供/閲覧活動

1) 主要収集資料

湯浅年子博士、飯島愛子氏、加藤シヅエ氏の資料整理

【担当】館かおる(IGS教授)、山崎美和恵(埼玉大学名誉教授)、小山直子(IGS客員研究員)、山出裕子(IGS研究機関研究員)高木綾、佐藤梢

2) 資料提供

■国立科学博物館「日本の科学者技術者展シリーズ第5回 までこたちの挑戦——日本の女性科学者技術者——」へ、湯浅年子、辻村みちよ、黒田チカ、保井コノ等関係の資料提供

■国立科学博物館「日本の科学者・技術者の肖像展示」へ、保井コノ、黒田チカ、湯浅年子関係の資料提供

■湯浅年子メモリアル(フランス)へ、湯浅年子関係の資料提供

■東京女子高等師範学校関係の資料

■その他、ジェンダー研究センター刊行物等

3) リファレンスサービス資料及び情報の提供・閲覧・貸出・常設展示

■コピーサービス:常時附属図書館情報サービス・情報システム係で担当

■ホームページ(和文・英文)の更新実施

■図書以外に関する情報提供

4) 図書・資料寄贈(敬称略)

掲載は、和書:寄贈者名『書名』(著者名)、洋書:寄贈者名 書名(イタリック)(著者名)の順とした。

<和書>:伊藤るり『高齢社会のジェンダー配置と移住ケア労働者:日本とシンガポールの比較研究』(伊藤るり,村上一基編集)、中村麻友『郊外地域の変容と再生産:東京都八王子市の幼稚園を中心に』(中村麻友)、金秀炫『アジア通貨危機以降の韓国非正規労働者の実態分析』(金秀炫)、篠原收『男女共同参画社会を超えて:男女平等・ダイバーシティ(多様性)が受容、尊重される社会の確立に向けて』(篠原収)、東京都産業労働局『東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書』(東京都産業労働局労働部労働環境課編)、東京都産業労働局『働く女性と労働法』(東京都労働経済局労政部労働組合課編)、吉浜美恵子・釜野さおり『女性の健康とドメスティック・バイオレンス:WHO国際調査/日本調査結果報告書』(吉浜美恵子,釜野さおり編著:秋山弘子[ほか著]),日本女子大学現代女性キャリア研究『私たちはどのようにセカンドチャンスをつかんだのか?:女性の再挑戦30の事例:女性のセカンドチャンス』(日本女子大学現代女性キャリア研究)、国際美術村・陣内一土『一土富士100:自然は愛、しぜんはいのち』(陣内一土)、根岸愛子『およそ真なること:平和への祈り』(根岸愛子)

<中国書>
中国性研究=*Sexuality research in China*. 2008(1)(黄盈盈,潘绥铭主编)

5) 来館・閲覧者

学生・研究生・大学院生 4名

大学院以上の研究者 4名

その他 2名

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダー研究』

編集方針

1. 本年報に論文、研究ノート、研究動向紹介（研究文献目録等を含む）、書評、ジェンダー研究センターの事業に関する報告（研究プロジェクト報告、夜間セミナー報告等を含む）、彙報の各欄を設ける。
2. 本年報の掲載論文は、投稿論文と依頼論文から成る。
3. 投稿論文は、投稿規程第4条により、査読の上、編集委員会が掲載の採否を決定する。
 - 3-1 投稿論文1本に対して査読は2名以上で行うこととする。
 - 3-2 査読者は、原則として、編集委員会のメンバー、また必要に応じて学内外の専門分野の研究者から選定する。投稿論文執筆者が本学大学院生である場合にはその指導教官を査読者に加える。
 - 3-3 投稿論文には番号を付し、執筆者名は伏せた状態で査読を行う。
 - 3-4 査読結果は共通の査読評価用紙を用い、定められた基準により評価する。
 - 3-5 掲載決定日を本文末に記す。
4. 依頼論文、ならびにジェンダー研究センターの事業に関する報告は、編集委員会で閲読し、必要に応じて専門分野の研究者の助言を求めた上、編集委員会が掲載の採否を決定する。
5. ジェンダー研究センターの事業に関する報告のうち、編集委員会が論文として掲載することが適当であると判断した場合には、投稿論文に準じて査読を行った上、論文として掲載することがある。
6. その他各号の枚数、部数、企画等、年報の編集に関する諸事項は、編集委員会が検討の上、決定する。
7. 『ジェンダー研究』に掲載された内容は全てジェンダー研究センターのホームページ上で公開される。
8. 投稿論文や研究ノート等には、英文要約を添付する。200語以内とする。
9. 投稿論文や研究ノート等には、その内容を的確に表すキーワードをつける。5語以内とする。
10. 翻訳投稿をする場合、原則として論文「解題」を行う。

投稿規程

(2006年2月改訂)

- 1 『ジェンダー研究』の内容は、女性学・ジェンダー研究に関する、学術的研究に寄与するものとする。
- 2 投稿者は、原則として、本学教職員・大学院生・研究生・研修生・卒業生、本センターの研究員、研究協力員、および本センター長が認める本センターの活動に関係の深い研究者（研究プロジェクト参加者、研究会報告者など）とする。
- 3 投稿する原稿は未発表の初出原稿とする。
- 4 投稿原稿は完成原稿とし、編集委員会がレフェリーによる審査の上、採否を決定する。
- 5 投稿申し込みをした後で投稿を辞退する場合は、速やかに編集委員会に申し出ること。
- 6 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。ただし、図・表その他が多い場合には、執筆者による自己負担となることがある。
- 7 掲載原稿は、抜き刷りを30部贈呈する。なお、それ以上の部数については、あらかじめ申し出があれば執筆者の自己負担によって増刷できる。
- 8 原稿執筆における使用言語は原則として日本語または英語とする。日本語／英語以外の言語による投稿に関しては、編集委員会において検討する。

- 9 投稿原稿は原則として、
 - 9-1 日本語の原著論文は注・図表を含めて20000字以内、英語の原著論文は注・図表を含めて8000語以内、
 - 9-2 日本語の研究ノートは注・図表を含めて15000字以内、英語の研究ノートは注・図表を含めて6500語以内、
 - 9-3 日本語の研究活動報告は注・図表を含めて6000字以内、英語の研究活動報告は注・図表を含めて4500語以内、
 - 9-4 日本語の書評は4000字以内、英語の書評は3000語以内とする。
- 10 日本語については当用漢字とし、現代仮名づかいを用いる。なお、引用文等に関して旧漢字、旧仮名遣い等の問題が生じる場合には、前もって申し出ること。
- 11 図・表・写真および特殊な文字・記号の使用については編集委員会に相談すること。
- 12 原則として原稿はワードプロセッサで入力し、原稿を印刷したもの2部を提出すること。原稿のデータファイル（ワープロ・TXT等の書類ファイルかテキストファイル）をCD-R、フロッピーディスク等の媒体に記録して、それを添付して提出のこと。
- 13 図・表はワードプロセッサによる入力ではなく、手書きでよい。ただし、ワードプロセッサで入力する場合は同一フロッピーに別文書として入力する（MS-DOSまたはTXTに変換しないこと）。
- 14 本文、引用文、参考文献、注については、別に定める『ジェンダー研究』書式に従う。
- 15 翻訳の投稿に関しては、投稿者が原著者から翻訳許可の手続きを行い、許可取得後に投稿する。そのさいの費用に関しては投稿者が負担する。なお、翻訳投稿をする場合、原則として論文「解題」を行う。
- 16 掲載論文の著作権はお茶の水女子大学ジェンダー研究センターに帰属するものとする。転載を希望する場合には、ジェンダー研究センターの許可を必要とする。

追記（2008年1月）

1. 論文等の提出時には、名前、論文タイトル（副題も含む）の英語表記も表紙に記しておく。ただし、タイトル等の英語表記は、確認のうえ編集事務局で変更する場合もある。
2. 投稿論文や研究ノート等の和文の最終原稿には、英文要約（200-250 words）を添付する。
3. 投稿論文や研究ノート等の英文の最終原稿には、和文要約（400字程度）を添付する。
4. 投稿論文や研究ノート等の最終原稿には、その内容を的確に表わすキーワードをつける。
 - 5 ワードまでとする。
5. 翻訳の投稿に際しては、印字した論文2部のほか、原文のコピーを2部添えて提出する。

編集後記

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報『ジェンダー研究』第13号が無事、刊行の運びとなった。執筆者の方々、査読の先生方、校正をお願いした方々、IGSスタッフの皆様、編集委員の先生方など、本号刊行にご協力いただいた方々に、心からお礼申し上げたい。今号は3本の論文、1本の研究ノート、研究プロジェクト活動報告、講演会記録、および3本の書評を掲載する運びとなった。

3本の論文は、いずれも再生産領域における女性の移動を扱っている。越智論文は海外で家事労働者として働くフィリピン人女性たちが政府による再統合プログラムを通じておこなっている実践に着目した。大橋論文も家事労働者の移動に焦点をあて、1980年代中国におけるジェンダー体制の再編が農村-都市関係にどのような影響をもたらしたのかを検討した。大野論文は人身取引についての従来の議論を整理した上で、移動とジェンダーの分析枠組みを通じた考察の視座を提示している。また小畑による研究ノートは、自らの整形手術を公開することで身体のポリティクスを浮き彫りにするパフォーマンス「聖オーランの受肉」を取り上げ、単一・統一的<個>にとどまることのない主体の多様性を解き明かした。ジェンダー研究センターは21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」をはじめ、数年来にわたってジェンダーとグローバル化、国家とその脱/再領域化、世帯/家族、身体と技術、文化表象といったテーマに多角的に取り組んできたが、4本の論稿はいずれもその成果を示すものといえる。

研究プロジェクト活動報告では、ジェンダー研究センターが共同研究プロジェクト「日本における新自由主義の展開と女性政策の変遷」の一環として12月16日に開催したシンポジウム「アジアにおけるジェンダー主流化政策」の内容のうち、ジェンダー予算にかかわる部分を簡略的にまとめた。コメンテーターをつとめてくださった村松安子氏に、東アジアにおけるジェンダー予算の導入について概説をご寄稿いただいた。さらに具体的事例として韓国・女性政策研究院(KWDI)においてジェンダー予算関連部門を組織されているKim Young Ock氏に韓国の状況についてご紹介いただいた。

講演会記録は9月26日に開催された「湯浅年子生誕百年記念メモリアル・カンファレンス」において、マリー・キュリーの孫にあたるエレヌ・ランジュバン・ジョリオ博士にお話いただいた内容から成っている。湯浅年子は物理学を修めるために渡仏し、マリー・キュリー、エレヌ・ジョリオ＝キュリーらの系譜のなかに足跡を残しつつ研究を続けた稀有な女性科学者である。戦争とその余波が科学に暗い影響を与えていたなかで確信的に研究活動を続け、時代に風穴を開けようと女性たちに呼びかけていた湯浅の姿は、今日の私たちに勇気を与えてくれよう。

書評欄では3冊の近刊書を取りあげた。江戸期の女性思想、近代の演劇表象、近現代の避妊をめぐる政治と、主題はそれぞれ異なるが、いずれも日本のジェンダー秩序の変遷をたどるものといえる。評者のご協力に感謝したい。

お茶の水女子大学ジェンダー研究センターは1975年の女性文化資料館の設置以来、日本におけるジェンダー研究・女性研究の拠点として他に類を見ない重要な役割を果たしてきた。年報『ジェンダー研究』はこの基盤の下で国内外の最新の研究潮流を紹介し、非常に高い学術的評価を得ている。近年は刊行経費が大きく削減され、非常に厳しい状況で編集作業をおこなっているが、多くの方の惜しみないご協力のおかげで質的水準を保つことができている。いま一度感謝を申し上げますと共に、今後とも『ジェンダー研究』へのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

編集事務局 大橋 史恵 (研究機関研究員)

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報
『ジェンダー研究』

第13号 編集委員会

委員長	足立真理子	ジェンダー研究センター長 人間文化創成科学研究科教授
	坂本 章	文教育学部人間社会科学科教授
	徳井 淑子	生活科学部人間生活学科教授
	三浦 徹	文教育学部人文科学科教授
	森 義仁	理学部化学科准教授
	舘 かおる	人間文化創成科学研究科教授
	申 瑛榮	人間文化創成科学研究科准教授
事務局	大橋 史恵	ジェンダー研究センター研究機関研究員

平成22年3月24日 印刷
平成22年3月26日 発行

編集・発行 お茶の水女子大学ジェンダー研究センター

〒112-8610 東京都文京区大塚2-1-1
Tel 03-5978-5846 Fax 03-5978-5845
E-mail igsoffice@cc.ocha.ac.jp
URL <http://www.igs.ocha.ac.jp/>

印刷・製本 株式会社コームラ

Tel 058-229-5858(代) Fax 058-229-6001

Journal of Gender Studies

Ochanomizu University

No.13 2010
(Total of 30 Issues)

Contents

■ Articles

- Gender Politics of Return and Reintegration among Filipina Migrant Domestic Workers OCHI Masami 1
- Women as the Reservoir: Women's Federation during the Shift of Gender Regime in Post-Mao China OHASHI Fumie 15
- Development of Human Trafficking Research and Issues: For the Human Trafficking Studies in the Context of Japan as Receiving Country ONO Sera 29

■ Research Report

- "Woman-to-Woman Transexualism": Notes on "Techno-Subject" in *The Reincarnation of Saint Orlan* OBATA Aya 45

■ Research Project

- The Transformation of Gender Equality Policies in the Era of Neo-liberal Globalization ADACHI Mariko, TACHI Kaoru, SHIN Ki-Young, OHASHI Fumie 57
- Present Situation of Introduction of Gender Budget in East Asia Yasuko Muramatsu 59
- Institutionalizing Gender Budgeting: The Experience of Korea Young-Ock KIM 63

■ Lecture

- Toshiko Yuasa: Une Chercheuse de la Tradition des Curie Hélène LANGEVIN-JOLIOT Translated by TAKANO Seiko 67
- Commentary TACHI Kaoru 75

■ Book Reviews

- Seki Tamiko *Tadano Makuzu* YANAGIYA Keiko 77
- Morita Masako *Sada yacco Monogatari: Kinjirareta Engeki (Sada Yacco's Story: Theater & Taboo)* NIIMI Iho 81
- Norgren Tiana (translated by Misako Iwamoto et al.) *Chuuuzetsu to Hinin no Seijigaku: Sengo Nihon no Reproduction Seisaku (Abortion before Birth Control: The Politics of Reproduction in Postwar Japan)* SAWADA Kayo 85

- Report on Activities of the Institute for Gender Studies, Ochanomizu University 89

- Editorial Guideline 99

- Editor's Postscript 101